

千葉県柏市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：

③ 人口：426,224人（平成31年4月現在）

④ 児童数：65,990人（平成31年4月現在）

⑤ 類型（小規模等）：中規模

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

こども部	子育て支援課	子育て支援担当
	こども福祉課	給付・支援担当/家庭児童相談担当/児童相談所設置調査担当
	学童保育課	企画整備担当/管理運営担当
	保育整備課	整備担当/給付担当
	保育運営課	企画運営担当/入園担当/給食担当
	保育園	桜台/若葉/あけぼの/富勢/東中新宿/豊四季/増尾/豊住/土南部/豊四季乳児/西原/豊町/富士見/酒井根/名戸ヶ谷/田中/旭町/東町/高野台/しこた/松葉/高柳/高柳
	こども発達センター	相談支援担当
	キッズルーム	キッズルームひまわり担当/キッズルームこすもす担当/保育所等訪問支援担当

こども福祉課の家庭児童相談担当を拠点として位置付けている。

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

相談種別		H28	H29	H30
養護相談	児童虐待	217	217	711
	その他	361	422	252
保健相談		0	2	0
障害	肢体	1	0	1
	視聴覚	0	0	0
	言語発達	4	1	1
	重症心身	0	0	0
	知的	0	2	1
	自閉症等	4	22	38
非行	ぐ犯	2	2	0
	触法	0	0	8
育成	性格行動	22	21	26
	不登校	14	20	19
	適性相談	1	3	1
	育児しつけ	54	111	112
他	調査依頼	348	337	
	その他			189
合計		1,028	1,160	1,359

※H30は、H29までの「調査依頼」が「児童虐待」に含まれる。

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

市内を南北のエリアに分け、さらに南北毎に3つの地域に分けて、1つの地域ごとに正職員のケースワーカーを配置し、拠点の4業務について一貫して対応する体制をとっている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の実務者会議（進行管理部会）を概ね2か月毎に開催し、ケース進行管理を実施。 ・上記とは別に毎月「保健所連絡会」を開 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から実務者会議を毎月に変更した。 ・「保健所連絡会」も毎月継続し、実務者会議と内容が重複しない内容で実施。通告や情報提供の手順や要対協登録後の連絡調整についてお互

催し、保健所地域保健課とこども福祉課（拠点）でケースの情報共有を実施。	⇒	いの地区（地域）担当が共通認識を持てるように調整している。
-------------------------------------	---	-------------------------------

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協の実務者会議（進行管理部会）を概ね2か月毎に開催し、ケース進行管理を実施。 ・ 上記とは別に「児童相談所連絡会」を年に5～6回開催し、勉強会的な内容を中心に実施していた。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度から実務者会議（進行管理部会）を毎月に変更した。 ・ 児童相談所連絡会としては実施していないが、2019年度は10～11月にかけて、拠点の職員が児童相談所の受理会議・援助方針会議を視察する。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ol style="list-style-type: none"> (1) 代表者会議（毎年5月に開催。構成機関の代表者による年間活動計画の承認。） (2) 実務者会議（毎年5月、10月に開催。5月は代表者会議と合同。10月は児童虐待防止推進月間の取り組み等を協議。） (3) 実務者会議（進行管理部会：ケースの支援状況の進行管理。）（概ね2か月毎） (4) 個別ケース検討会議（個別支援会議：ケース毎に関わる機関による個別の協議。） (5) 定期的情報提供依頼（子どもが所属する学校、幼稚園、保育園、こども園から毎月の生活状況の情報提供。） (6) 児童虐待防止推進啓発活動（啓発品の配布。市の広報やHP。ポスター掲示。） (7) 研修会（児童虐待への対応等に関する研修会。） 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度からの主な変更点は(3)の実務者会議（進行管理部会）を毎月に変更した。

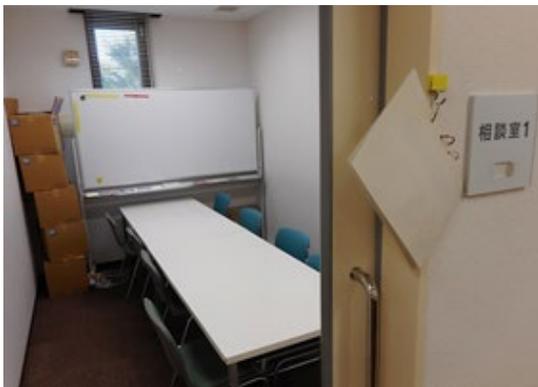
④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：5名（内非常勤0名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：8名（内非常勤6名） ※8名とは別に子ども家庭支援員、心理担当支援員も虐待対応専門員を兼ねている。	⇒	子ども家庭支援員：6名（内非常勤0名） 心理担当支援員：1名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：8名（内非常勤6名） ※8名とは別に子ども家庭支援員、心理担当支援員も虐待対応専門員を兼ねている。

<p>その他事務職員等：4名（内非常勤4名） ※初期相談対応職員：2名（社会福祉士） ※ペアレントトレーニングファシリテーター：1名 ※家庭児童相談スーパーバイザー：1名（児童相談所長OB）</p>	<p>その他事務職員等：4名（内非常勤4名） ※初期相談対応職員：2名（社会福祉士・精神保健福祉士） ※ペアレントトレーニングファシリテーター：1名 ※家庭児童相談スーパーバイザー：1名（児童相談所長OB）</p>
--	--

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

相談室 1



相談室 2



親子交流スペース



事務室



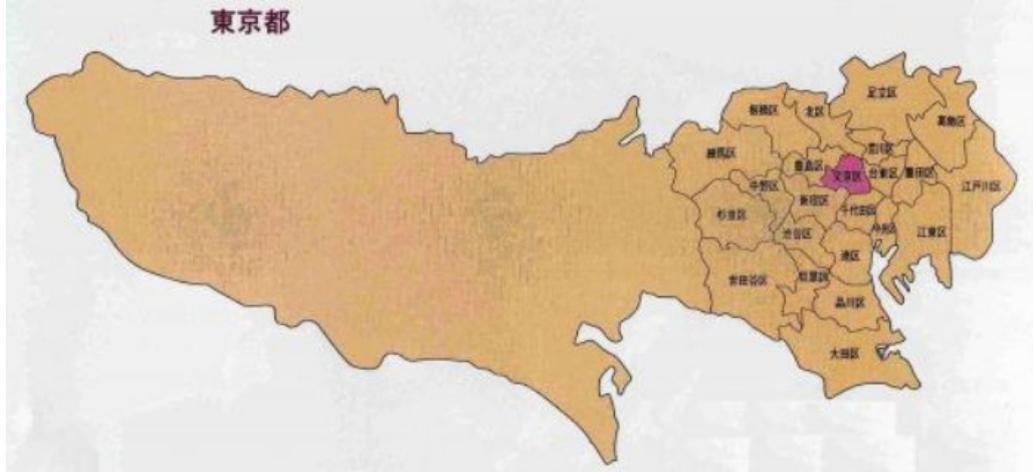
4. 拠点設置の効果及びメリット

心理担当職員の配置が正職員で可能となったことで、ペアレントトレーニング等の心理職の特性を活かせる支援が中長期的に検討できるようになった。2018～2019年は心理職も現場を知るために、地区担当を兼務していたが、心理担当職員を地区担当と兼務せずに専任として活用する場合の業務の全体像や拠点の中での役割分担は今後更に検討する必要がある。

東京都文京区

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：11.29 平方キロメートル

③人口：225,304 人（2019 年 10 月現在）

④児童数：32,354 人（18 歳未満）（2019 年 10 月現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

【組織図】

区長—副区長—企画政策部（以下省略）

—総務部（以下省略）

—区民部（以下省略）

—アカデミー推進部（以下省略）

—福祉部（以下省略）

—子ども家庭部—子育て支援課

幼児保育課

子ども施設担当課長

子ども家庭支援センター

児童相談所準備担当課長

—保健衛生部（以下省略）

—都市計画部（以下省略）

—土木部（以下省略）

—資源環境部（以下省略）

—施設管理部（以下省略）

—会計管理者（以下省略）

- 教育委員会（以下省略）
- 監査委員（以下省略）
- 選挙管理委員会（以下省略）
- 区議会（以下省略）

※「子供家庭支援センターは、児童福祉法第10条の2に定められた機能を有しているため、子供家庭支援センターを設置している自治体については、平成29年4月時点で児童福祉法に基づく支援拠点を設置している。」「条例・要綱等で定めることや届出等は必要ない。」との東京都見解により、組織規則等に支援拠点は記載されていない。

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：2017（平成29）年4月】

(1) 相談件数の推移及び特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）（※児童虐待の件数も明記）

2018年	相談件数（延）	12,625回	（うち児童虐待 7,909回）
2017年	相談件数（延）	10,125回	（うち児童虐待 6,435回）
2016年	相談件数（延）	10,771回	（うち児童虐待 7,233回）

※相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

イ 特徴（児童虐待対応として工夫している点、事項を具体的に） [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

⑤区内に大学付属病院等があることから、要保護児童対策地域協議会に医療関係者会議を設置しており、児童虐待に対する医療機関の取り組みや体制、ケース事例の検討等について、区内大学病院や医師会、保健サービスセンターとの情報共有や連携を図っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
保健サービスセンターとの連絡会（年10回） 保健師合同研究会（年6回） 養育支援訪問事業での連携等 ※平成27年度実績	⇒	大幅な変更なし

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

平成 28 年 3 月までの取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
児童相談センターとの連絡会（年 12 回） 等、「東京ルール」に基づく連携	⇒	大幅な変更なし

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

※庁内組織及び地域資源を結び付けた役割分担と連携の工夫等

平成 28 年 3 月までの取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
代表者会議（年 1 回） 実務者会議（年 5 回）（講師を招いての研修 等により構成機関のレベルアップを図る。） 医療関係者会議（年 2 回） 個別ケース会議（年 81 回） ※平成 27 年度実績	⇒	大幅な変更なし

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

平成 28 年 3 月までの取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
センター長：1 名 子供家庭支援ワーカー：6 名（内非常勤 2 名） 虐待対策ワーカー：3 名（内非常勤 1 名） 虐待対策コーディネーター：1 名 専門相談員：4 名（内非常勤 4 名） その他事務職員等：9 名（内非常勤 5 名） ※東京都／子供家庭支援センター事業実施要綱職員配置による	⇒	センター長：1 名 子供家庭支援ワーカー：12 名（内非常勤 5 名） 虐待対策ワーカー：3 名 虐待対策コーディネーター：1 名 専門相談員：6 名（内非常勤 6 名） その他事務職員等：10 名（内非常勤 6 名） ※東京都／子供家庭支援センター事業実施要綱職員配置による

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

【相談室】

【親子交流室】



【子ども家庭支援センター入口（事務スペースは他の区組織と同様）】



4. 拠点設置の意義、効果及びメリット

拠点設置が明記された児童福祉法改正前より、子ども家庭支援センターを設置し、同様の機能を有していたため、大きな変更はない。

東京都大田区

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：60.83 km²

③人口：734,954人（令和元（2019）年12月1日現在）

④児童数：0歳～17歳 95,862人（平成31年（2019）年4月1日現在）

⑤類型（大規模）：

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



※令和元年7月1日現在

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成20年2月】

(1) 相談件数の推移及び特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

年度	虐待	その他の養護相談	合計
平成28年度	776	578	1,354
平成29年度	952	635	1,587
平成30年度	1,007	862	1,869

イ 特徴（児童虐待対応として工夫している点、事項を具体的に） [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

○当区の子ども家庭支援センター（キッズな大森）を子ども家庭総合支援拠点に位置づけ、キッズな洗足池をはじめとして3か所のサテライトを設置しています。すべての「キッズな」に子育てひろばを設けるとともに心理職や看護師などの専門職を配置し、子育てや発育の不安などを幅広く相談できる環境を整えています。

○要保護児童対策地域協議会の児童虐待対応力を強化のため、代表者会議に加え、地域別に実務者会議、個別ケース会議などを開催し、ケースの状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう連携を深めています。更に区独自に「児童虐待対応マニュアル」を作成し関係機関に配布するとともに当センター職員が関係機関に出向きマニュアルの説明などを行いながら各機関が抱えている情報を共有し、早期に必要な支援につなげる巡回支援事業を平成30年度から実施しています。

○児童虐待防止ネットワークを強化するため、養育家庭体験発表会や児童虐待防止の啓発に加え、今年度は「叩かない・どならない子育て」について、区内保育園や児童館等の施設長向け研修会を行い、施設長が施設職員だけでなく保護者に向けた心構えなどをチラシなどを活用して幅広く啓発活動を行いました。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援センターにも保健師を配置し、定期的な会議の開催や特定妊婦、産後ケア訪問に同行するなどの連携をしています。	⇒	・包括支援センターは健康政策部健康づくり課、4か所の各地域健康課が機能を担っています。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・虐待対策コーディネーターや虐待対応強化員を配置して連携するとともに児童相談所での研修などの人事交流を行い、相互理解を深めています。	⇒	本年10月からは「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）」に基づき児童相談所からの送致・指導委託が加わり、児童相談所が受理した泣き声通告や面前DV等のうち区の支援が適切と判断されたケースは、当センターが調査や指導を行うようになりました。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

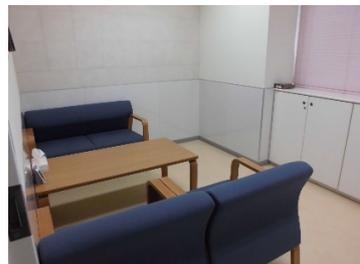
※庁内組織及び地域資源を結び付けた役割分担と連携の工夫等

平成 28 年 3 月までの取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
代表者会議年 2 回、実務者会議年 8 回、庁内の関係機関と児相が参加する子ども家庭支援センター会議年 12 回開催の他、個別ケース検討会議（平成 27 年度 135 回）を必要に応じて開催し、柔軟な対応をしています。	⇒	配偶者暴力対策のため、人権男女平等推進課を要保護児童対策地域協議会の構成員に加えました。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

平成 28 年 3 月までの取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：3 名（内非常勤 3 名） 虐待対応専門員：10 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 1 名）	⇒	子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：3 名（内非常勤 3 名） 虐待対応専門員：17 名（内非常勤 3 名） その他事務職員等：7 名（内非常勤 1 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の意義、効果及びメリット

子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応できる環境を整え、要保護児童への対応のみならず、子育ての不安や悩みを抱える保護者に対し、子育て相談や支援を行い、子どもたちの健やかな成長のための総合的な家庭支援ができる体制を整備しました。

東京都葛飾区

1. 自治体の概要

- ①県内地図（県内の市等の位置）
- ②面積：34.80 平方キロメートル
- ③人口：464,667 人（令和元年 12 月現在）
- ④児童数：64,703 人（令和元年 12 月現在）
- ⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

子育て支援部

育成課

子育て推進担当課

子育て支援課

保育課

子ども家庭支援課（子ども家庭係、金町子どもセンター担当係、母子保健係、発達相談担当係）

児童相談所設置準備担当課

子ども応援課

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 29 年 4 月】

(1) 相談件数の推移及び特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待相談	214	297	306
養護相談	741	996	1,048
その他	219	202	235
合計	1,174	1,495	1,589

イ 特徴（児童虐待対応として工夫している点、事項を具体的に） [マニュアル P.12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

◎母子手帳発行、妊婦面接、妊娠後期訪問、新生児訪問、乳幼児健診、また、就学前の発達相談や 5 歳児健診を、総合支援拠点の職員と同一の課で担当している。そのため、それらの情報をいち早く収集し、児童虐待の対応に活かしている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> すべての「包括支援センター」ではないが、「包括支援センター」と「総合支援拠点」が同一建物、同一フロアであるため、頻繁に行き来をしている。要保護と判断される際は、情報が入り次第、情報を共有し対応協議を行っている。こうした連携機能は、平成23年度から先駆的に実施。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取り組みを継続している。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> 児相との部会を月1回開き、双方の見立てを伝え、支援に活かしてきた。 緊急度の高い案件については、受傷の写真を児相へ直接持参し、対応の協議を行ってきた。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 同様の取り組みを継続している。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

※庁内組織及び地域資源を結び付けた役割分担と連携の工夫等

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> 児相との連携以上に、庁内組織の連携も重要との考えから、保健センターとの部会を早期から設けてきた。その後、母子手帳発行業務を担う母子保健、未就学児の発達相談担当が加わり、情報の共有を円滑に行ってきた。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 新たに二つの部会を設置。教育委員会指導主事、児相司とで構成する部会では、虐待ケースの情報共有を実施。 警察署少年係とで構成する部会では、警察が認知した虐待ケースの歴照会や身柄保護となり得るケースに係る対応を協議。

④人員配置 [マニュアルP.4、25~27 参照]

平成28年3月までの取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：4名(内非常勤0名) 心理担当支援員：2名(内非常勤2名) 虐待対応専門員：2名(内非常勤0名) その他事務職員等：2名(内非常勤0名)	⇒	子ども家庭支援員：4名(内非常勤0名) 心理担当支援員：6名(内非常勤4名) 虐待対応専門員：3名(内非常勤1名) その他事務職員等：2名(内非常勤0名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

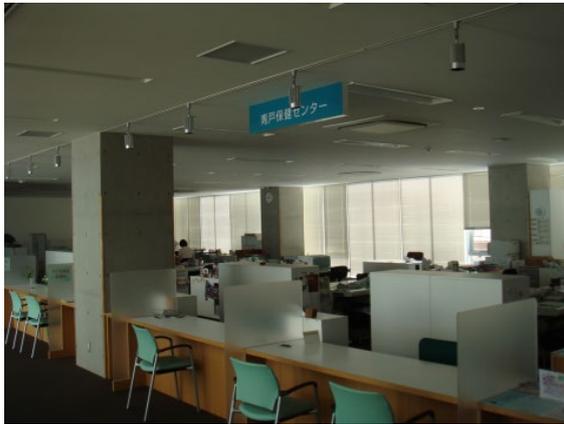
相談室



相談風景 (イメージ)



「包括支援センター」側の事務室から「総合支援拠点」の事務室を望む



4. 拠点設置の意義、効果及びメリット

◎要対協の枠組みでは、情報共有の定式化が行われ、「顔の見える」関係を作る点で効果があった。さらに拠点設置によって、瞬時に適切な情報を共有し、地区担当保健師と子育て支援職員が同行訪問等、一体となって対応できる意義がある。枠組みという土台の上に、ハード面、体制面とが両輪となり、拠点設置のメリットを生み出していると考えている。

東京都立川市

1. 自治体の概要

①市の特徴

立川市は東京都のほぼ中央に位置する都市である。まちの玄関口であるJR立川駅は、東西を3路線が乗り入れ、南北を多摩モノレールやバス路線で結び、多摩地域の交通の要となっている。その為駅周辺には大型な商業施設やオフィスビルがあり、多くの賑わいを見せている。一方広大な国営昭和記念公園や北部には玉川上水などにより都内有数の農業地帯が広がり、水と緑に囲まれたやすらぎのある生活環境も整っている。「にぎわい」と「やすらぎ」のバランスが取れた都市である。

②面積：24.36km²

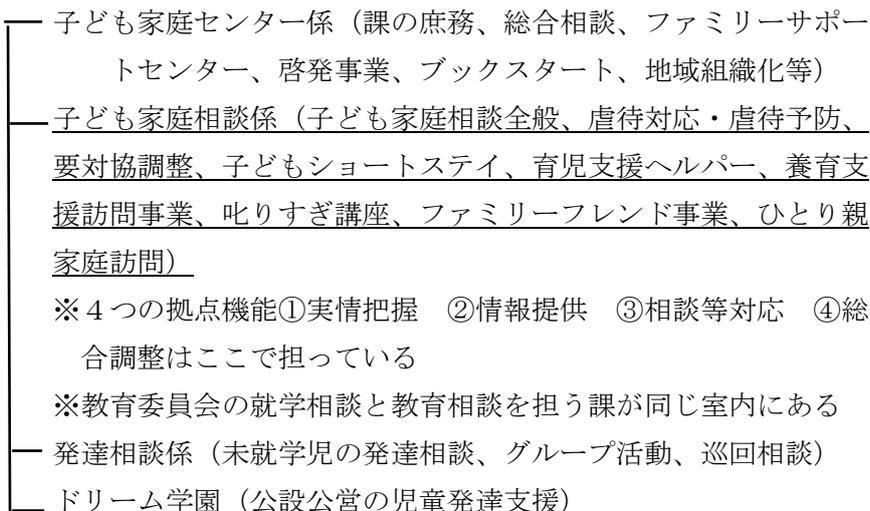
③人口：183,923人（平成31年4月1日現在）

④児童数：18歳未満人口 26,964人（平成31年4月1日現在）

⑤類型（小規模等）：小規模C

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

市長部局 — 子ども家庭部 — 子ども家庭支援センター（専任のセンター長配置）

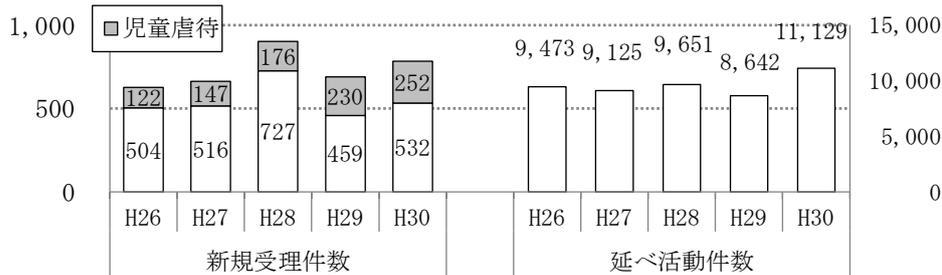


3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（5年分）

① 年度別相談件数



② 相談内容（平成30年度）

区 分		新規受理件数
養護 相談	児童虐待相談	252
	その他の相談	259
保健相談		3
障害 相談	肢体不自由相談	10
	視聴覚相談	
	言語発達障害等相談	
	重症心身障害者相談	
	知的障害相談 自閉症等相談	
非行 相談	ぐ犯行為等相談	2
	触法行為等相談	
育成 相談	性格行動相談	58
	不登校相談	
	適性相談	
	育児・しつけ相談	
その他の相談		200
合 計		784
再掲	いじめ相談	0
	児童買春等被害相談	0

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

○要対協に地区別会議（ブロック会議）を設け、エリアごとに年5回会議を開催し顔の見える関係づくり、情報共有を進めている。

○ひとり親で行政等と繋がりのない家庭をリスク要因ととらえ調査、訪問を関係課と実施

○母子保健との連携を深めるため月1回赤ちゃん訪問や妊娠届、妊婦サポート面接で気になる家庭の情報共有を実施

○小中学校の生活指導主任会へ参加

○市内の虐待対応担当者連絡会（高齢、障害、DV担当課等）に参加

○子ども・若者自立支援ネットワークに参加

○多重債務対策市内連絡会に参加

○DV防止市内連絡会に参加

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
健康センター(県推進課)の母子保健とこ んにちは赤ちゃん訪問や妊娠届で気になる 家庭の情報共有、ケース検討を行う会議を 毎月実施	⇒	平成30年度に開始した妊婦サポート面接も検討 対象とした。情報共有が支援と連動するよう、 より特定妊婦の判断や養育支援訪問事業の導入 をセンターの保健師が意識している。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
○代表者会議、実務者会議、虐待進行管理 に児童相談所が参加 ○児童相談所と協働で養育家庭体験発表会 開催 ○児童相談所と協働で児童虐待防止推進月 間の啓発事業実施 ○管内子ども家庭支援センター連絡会に参 加 ○家庭復帰前のケース会議の開催 ○センターの支援方針会議に児童相談所が 年10回程度参加し意見や助言をもらった	⇒	大きな変更なし

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
○実務者会議の下に地区別会議(ブロック 会議)を設置している。地区の保育園、小 中学校、児童館、主任児童委員、人権擁護 委員、保護司、健康推進課地区担当保健 師、生保の地区担当等が参加している。 エリア設定は民生委員・児童委員協議会の 地区割、地域包括支援センターの地区割、 社会福祉協議会の地区担当(地域福祉 コーディネーター)の地区割に一致させて いる。	⇒	大きな変更なし

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員： 4名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員： 5名（内非常勤 名）
心理担当支援員： 0名（内非常勤 名）	⇒	心理担当支援員： 0名（内非常勤 名）
虐待対応専門員： 4名（内非常勤 名）		虐待対応専門員： 4名（内非常勤 名）
その他事務職員等： 0名（内非常勤 名）		その他事務職員等： 1名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



(相談室)



(交流スペース)



(事務室)

4. 拠点設置の効果及びメリット

東京都の場合に先行して、平成7年から子供家庭支援センターの設置促進を進め、現在拠点と同等の機能を満たしたセンターが全都で展開されている事情はあるが、子ども家庭支援を一義的・総合的に対応する仕組みがあることで、ニーズを拾いやすく、俯瞰しやすく、途切れたりすき間に落ちていくことを防止することに一定の効果がある。

一方で、相談内容や情報も多種多様で領域も広範囲に及ぶため、個人の知識や経験など資格では捉えきれない資質やコミュニケーション能力が求められ、かなり経験を積んだ者でも身動きが取れなくなる場面もあり、無理のない役割分担を考慮することや、お互いが手を取り合ったり、信頼関係のとれていくところから手を指し伸ばすような、動的で柔軟なシステムが望ましいと考えている。

神奈川県相模原市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



(出典：神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/cnt/f530001/p780102.html>)

※平成 31 年 2 月 12 日検索

【相模原市について】

- ・本市は首都圏南西部、神奈川県北部に位置する政令指定都市です。市内には、6つの鉄道路線が通り、近年は首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが開通するなど、交通アクセスの良さを背景に、大きく発展を続けてきました。市の真ん中には相模川が横断し、東側には相模原平地、西側には丹沢山地・秩父山地が広がっており、また、市内には大規模な公園も多く点在しており。都心まで1時間という利便性の高さを持ちながらも、川や山を身近に感じることができる自然豊かなまちです。

② 面積：328.91km²

③ 人口：717,414人（平成31年4月1日）

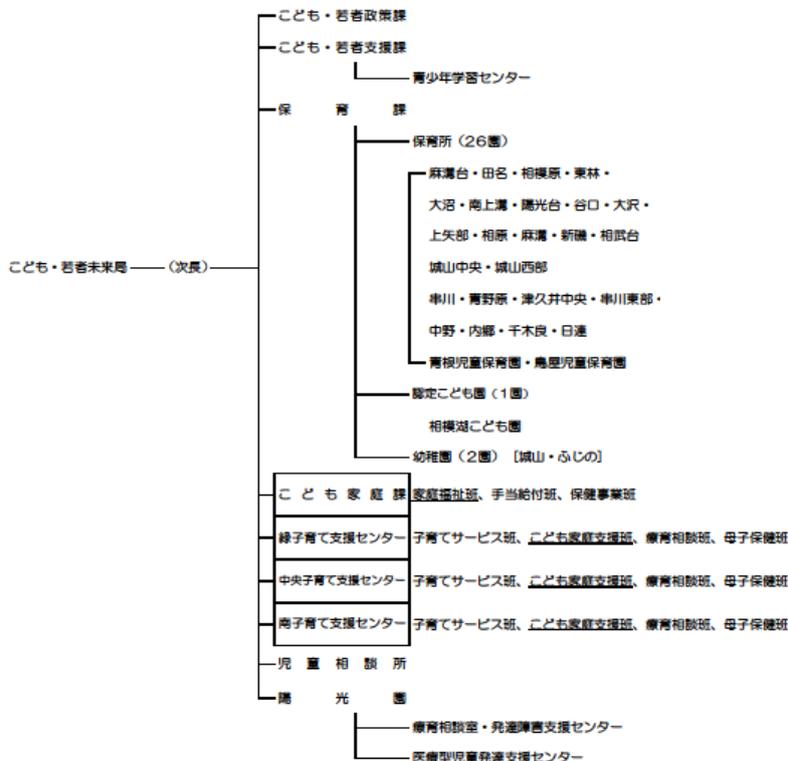
④ 児童数：105,736人（平成31年4月1日）

⑤ 類型（小規模等）：中央区・南区（中規模型）、緑区（小規模C型）

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

- ・平成29年度にこども・若者未来局を設置し、各区に子育て支援センターを設置。
- ・子育て支援センターは、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能を有するとともに、同時に、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の調整機関の役割も担っている。

こども・若者未来局組織図（令和元年度）



-1-

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他 相談
	児童虐待 相談	その他の 相談					
平成28年度	910	689	6	10	4	285	54
平成29年度	972	684	0	14	3	215	46
平成30年度	1,050	751	5	15	5	218	39

※福祉行政報告例45表「児童相談種類別対応件数」より

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務 (①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携) 遂行上の特徴

- ① 子育て支援センターは子育て世代の総合相談窓口として、児童家庭相談や母子保健、保育園入所申請、療育相談、母子・父子家庭相談、女性相談等の妊娠期から子育て期にわたる相談を受け付けている。また、行政機関、公立小中学校、保育園、幼稚園等に対し、児童虐待の一義的通告窓口であることを周知し、児童虐待の通告や相談を受け、その後の安全確認や早期対応に努めている。
- ② 相談対応に関しては、資格を有する職員配置を行い、要対協構成員や関係機関との連携の中で、児童虐待の通告への対応やケース管理を行っている。個人情報の取り扱いについては要対協を活用している。
- ③ 関係機関との相互理解に基づく連携体制の構築に向けて、関係機関(教育委員会、病院、警察、主任児童委員等)との会議や要対協代表者会議(年1回)を行っている。
- ④ 虐待相談や通告があった場合、子育て支援センターでは随時緊急受理会議を行い、要保護児童等として受理したものは、家庭や所属、地域に対する調査及びその後の週1回の支援検討会議において支援方針の検討、家庭の状況とリスクのアセスメント、支援方針に基づく家庭への支援、指導、介入を行っている。また、要対協構成員や関係機関との連携の中で、個別ケース検討会議を開催し、家庭状況を確認し、役割分担の下で支援をしている。3か月に1回の頻度で、全件のケース進行管理を行っている。
- ⑤ 子育て支援センターでは、教育委員会との人事交流により、指導主事を配置し、虐待相談や通告、その後の支援について、福祉と教育との連携強化を図っている。また、子育て支援センターは要対協の調整機関の機能を兼ねているため、要対協構成員を中心に、情報共有及び個別ケース検討会議の参加を依頼し、子どもや家庭への支援に役立てている。また、児童相談所との連携体制を明確化し、送致等の手続きを明文化している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6~7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までは、区の児童福祉相談担当課である「こども家庭相談課」と母子保健担当課である「保健センター」が組織上分かれていた。母子保健担当課は健診等での児童虐待の発見やその後の通告、要対協の構成員として、児童福祉相談担当課との連携を図っていた。 ・平成29年度の組織改編において、「こども家庭相談課」と「保健センター」の母子保健機能を一体化して、子育て世代包括支援センター機能も兼ね備えた「子育て支援センター」を開設した。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉相談担当課と母子保健部門が「子育て支援センター」として一つの組織となったことで、児童虐待の通告や相談、その後の支援において、より円滑な連携が図られるようになった。 ・現在も継続して、子育て支援センターにおいて切れ目のない支援を目指し、母子保健分野と連携している。母子保健部門との役割分担等を明確にする検討の機会を多く持ち、より市民に有益な支援を行うよう努めている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・市児童相談所とは、班長級の連絡調整会議（実務者レベル）を月1回、区ごとに担当者間での情報交換会を2か月に1回実施するなど、密に連携している。 ・リスクアセスメントにおいては共通のアセスメントシートを使用しているほか、連携等の取決めを共有し、送致や連携等の判断が同水準でできるように工夫している。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・開設前の取組を継続するとともに、児童相談所が主催する研修への相互参加や、児童相談所業務の経験者が人事異動により子育て支援センターに配置されるようになっている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の調整機関の機能を兼ねている。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・現状は開設時と変わらない。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援員：3名（内非常勤0名） ・心理担当支援員：0名（内非常勤0名） ・虐待対応専門員：3名（内非常勤0名） ・その他事務職員等：0名（内非常勤0名） 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援員：3名（内非常勤0名） ・心理担当支援員：1名（内非常勤0名） ・虐待対応専門員：3名（内非常勤0名） ・その他事務職員等：0名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

平成30年度調査研究報告書P63～65 参照

4. 拠点設置の効果及びメリット

本市では平成22年度の政令指定都市移行時に、各区に要対協機能を備えた市区町村の児童虐待対応部署の整備を図った。当時から保健師、保育士、社会福祉職の配置を行っており、拠点機能が備わっていたといえる。現在、拠点機能をより強化するために、心理担当支援員を担う職員の定数化を目指している。

拠点機能の強化により、市民に近い親しみのある窓口として子育て相談を受け、家庭それぞれの特徴を見立てる中で、早期に支援を行うことで、児童虐待の未然防止につながると認識している。

当市が構築してきた職員体制や組織的対応、専門性は、拠点設置前後で変化がないため、効果やメリットを感じにくい。心理担当支援員の強化については当市の課題として、配属された際にはその効果とメリットは研究していきたい。

神奈川県海老名市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

神奈川県のおおぼ中央に位置し、南北に長い地形で、西は相模川を隔てて厚木市に、北は座間市、東は大和市・綾瀬市、南は藤沢市・高座郡寒川町に接しています。南北に長い地形の中央には、通称「相模横山九里の土手」といわれる相模丘陵の西崖が縦断し、西部の平地と東部の丘陵地帯に大きく二分されています。水田地帯は、温暖な気候と肥沃な土地に恵まれた穀倉地帯であり、丘陵地帯は年々宅地開発が進み、著しい変貌を見せています。



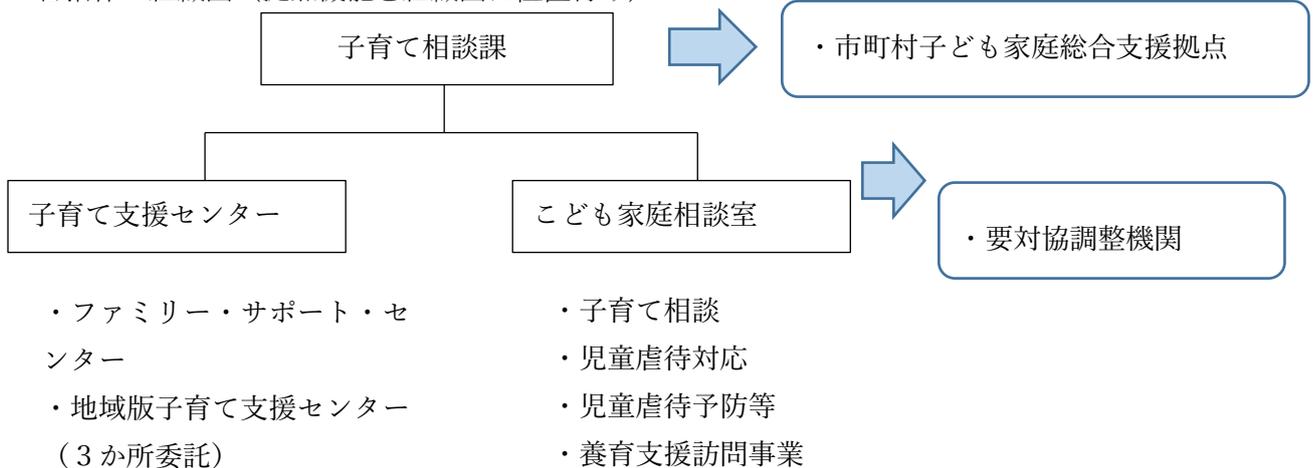
②面積：26.59 平方キロメートル

③人口：130,692 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）

④児童数：22,458 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）

⑤類型（小規模等）：C 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース	一時保護
			身体的	心理	ネグレクト	性的		
平成28年度	148	110	33	33	43	1	1	1
平成29年度	165	80	19	25	36	0	7	7
平成30年度	232	127	45	56	26	0	4	10

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実状の把握

- ・「虐待と思われる子を見つけた時の流れ」の職員向け紙芝居を作成し、平成28年度公立・私立保育園、私立幼稚園、平成29年度小学校、平成30年度中学校、児童通所支援事業所、新設保育園に出向き、発見から通告までの流れを周知している。

- ・海老名市独自のリスクアセスメントシートを作成し、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、要対協関係機関に配布し、リスクアセスメントの統一を図っている。

- ・子どもの自らの気づきを促すことを目的に、毎年11月の虐待防止月間に市内公立小学校全児童へ「親・かぞくからこんなことがあったらそうだんしてね」ポケットティッシュを配布している。

- ・居所不明児の早期発見のため、要保護児童対策地域協議会の下部組織として、「居所不明児対応連絡会」を年2回実施している。また、庁内用として「海老名市居所不明児確認シート」を作成し、関係各課の役割を一目で判るようにしている。

② 相談対応

- ・電話相談、来所相談等に保健師、心理士、こども相談員が相談内容により対応している。
- ・地域版子育て支援センターへ月1回保健師と心理士が巡回し各相談に対応している。

③総合調整

- ・要対協事務局として、各機関の連携をとるため、ケースの状況によりケース会議を実施している。

④調査、支援及び指導等

・受理会議、調査、支援方針等決定後、ソリューションフォーカスとアプローチを基に児童相談所が作成の「訪問・面接の手帳」及び「安全を探すセリフ集」を参考にセリフを作成し、練習実施後、訪問することとしている。

⑤他関係機関との連携

・年3回、教育支援センター相談業務従事職員とこども家庭相談室職員の「切れ目のない相談支援のための専門職等連絡会」を実施し、お互いの業務内容についての情報交換、研修等を行い、相談技術の向上及び相談業務における切れ目のない支援のための連携強化を図っている。

・主任児童委員会に年2回出席し、情報交換等を実施している。

・毎年、新任の小学校、中学校の校長先生及び新設の保育園園長先生を訪問し、虐待発見から通告までのリーフレット及びリスクアセスメントシートについての説明を実施している。

・特定妊婦については、要対協の管理とし、母子保健担当課の保健師が主となり、妊婦のケア一等を実施している。また、必要に応じて病院へ要対協協力依頼をし、病院とも連携を行って妊婦が無事に出産し、育児が行えるよう支援をしている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<p>① ハード面：別の建物（要件がある時に行き来していた）</p> <p>②ソフト面：養育支援訪問事業の進行管理 月1回実施</p>	⇒	<p>① ハード面：こどもセンター内にこども育成課（子育て世代包括支援センター）が設置となり、子育て相談課（子ども家庭支援拠点）と同じ建物内になり連携が取り易くなった。</p> <p>② 養育支援訪問事業の進行管理を月1回実施。</p> <p>③ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点との連携会議月1回実施。</p> <p>④ 各ケースの打ち合わせ、各担当随時実施。</p> <p>⑤ 専門職対象研修実施時に、母子保健が参加しやすくなった。</p>

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回児相と実務者会議実施 要保護児童対策地域協議会（未就学）年6回 要保護児童対策地域協議会（就学）年2回研修形式で実施 随時ケース会議実施（主担当、役割分担） 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回児相と実務者会議実施 要保護児童対策地域協議会（未就学）年6回 要保護児童対策地域協議会（就学）年2回研修形式で実施 随時ケース会議実施（主担当、役割分担） 児相から市への送致の検討

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> 要対協として年2回関係機関対象の研修を実施 要対協として平成28年度より保育園、幼稚園、小中学校、放課後デいの職員を対象に、虐待を発見した時の対応について紙芝居で啓発 関係機関と連携が必要な時は、協力依頼書により、依頼。 海老名市のリスクアセスメントシートを各機関に配布し、共通認識を持てるようにしている。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 要対協として年2回関係機関対象の研修を実施 要対協として平成28年度より保育園、幼稚園、小中学校、放課後デいの職員を対象に、虐待を発見した時の対応について紙芝居で啓発 関係機関と連携が必要な時は、協力依頼書により、依頼。 海老名市のリスクアセスメントシートを各機関に配布し、共通認識を持てるようにしている。 上記についてのPR及び啓発活動の継続 令和元年度は、紙芝居による啓発活動は、学童保育所を対象。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援員：3名（内非常勤3名） 心理担当支援員：1名（内非常勤1名） 虐待対応専門員：3名（内非常勤0名） その他事務職員等：0名（内非常勤0名） 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援員：3名（内非常勤3名） 心理担当支援員：1名（内非常勤1名） 虐待対応専門員：3名（内非常勤0名） その他事務職員等：1名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



えびなこどもセンター外観



こども家庭総合支援拠点事務室（3階）



相談室（3階）



親子交流スペース（3階）

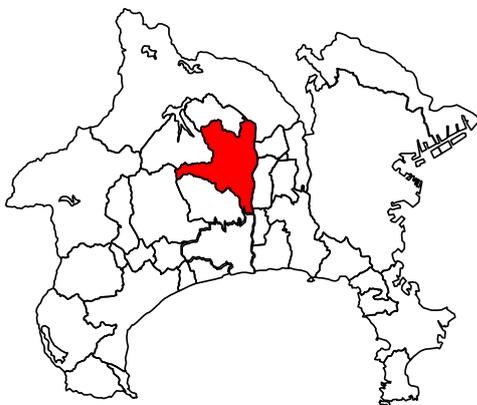
4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・H29 拠点設置、H30 こどもセンター開所となり、1Fが保育・幼稚園関係、母子保健関係、2F 教育委員会が入り、子どもの関係部署が1つになり、連携が取り易くなった。
- ・拠点となるにあたって、人員配置面で充実することが出来た。
- ・拠点となる前から関係機関研修の実施や虐待予防のための講座を実施してきたが、今後拠点としての意識を職員が持ち、実施継続することが出来る。

神奈川県厚木市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：93.84 km²

③人口：224,675人（令和元年9月現在）※人口速報（令和元年9月1日現在）から

④児童数：33,784人（令和元年9月現在）※住民基本台帳人口（令和元年9月1日現在）から

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

※当市では子ども未来部家庭相談課（児童相談係）が拠点としての役割を担っている。

子ども未来部		
子ども育成課	子ども政策係	放課後子ども係
保育課	保育認定・給付係	保育施設係
子育て給付課	ひとり親家庭支援係	子ども医療・手当係
子育て支援センター	子育て支援係	
<u>家庭相談課</u>	<u>児童相談係</u>	女性相談係
青少年課	青少年育成係	青少年施設係

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成31年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

【平成28年度】養護相談等に係る相談件数(7件)、児童虐待相談件数(112件)

【平成29年度】養護相談等に係る相談件数(19件)、児童虐待相談件数(169件)

【平成30年度】養護相談等に係る相談件数(12件)、児童虐待相談件数(263件)

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務(①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携) 遂行上の特徴

○拠点の設置に併せて、乳幼児担当と学齢担当に分けた。乳幼児担当には保育士・保健師を、学齢担当には社会福祉士を配置し、各事案に対してこれまで以上に専門性の高い支援を進められるようにした。また、乳幼児事案の件数が学齢児件数よりも多く、死亡を含めたリスクも高い傾向があることから、乳幼児担当の人員数を多くした。

- 毎朝、事案の支援状況について情報共有を図っている。また、毎月1回、支援方針会議を行い、支援方針の見直しが必要なケースについて協議している。加えて、3ヶ月に1回を目安に、事案全件について進行管理会議を行い、進捗状況等を確認している。
- 小・中学校からの相談の中には、児童虐待事案として取り扱うべき不登校事案なのかはつきりしないケースがあるが、基本的には拠点として対応し、関係機関がそれぞれの業務として支援が進められるものなのか、児童虐待事案として取り扱う必要のあるものなのかを判断している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
特定妊婦については、様々なリスクを抱えている妊婦一人ひとりについて、必要に応じて随時、母子保健業務担当課から受理し、対応してきた。	⇒	特定妊婦を始め、各事案が複雑多様化していることから、これまで以上に丁寧に支援を進めていく必要があるため、母子保健業務担当課が把握しているリスクのある妊婦全件について、毎月、定例的に事案の検証を行い、要保護児童対策地域協議会のケースとして受理すべき事案の有無を検証する機会を作り、対応している。また、児童相談所、母子保健業務担当課、児童虐待業務担当課で、支援の考え方や方法等について情報共有等をするための会議を行っている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
月例で児童相談所との会議を開催し、本市が要対協で受理したケースの情報共有を行い、児童相談所からスーパーバイズを受けている。	⇒	月例での児童相談所との会議に併せ、新たに母子保健業務担当課を加えて、支援の考え方や方法等について情報共有等をするための会議を行っている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
人事異動等で体制が変わった小・中学校や、ケース対応の経験がない保育園や新設の保育園に対しては、直接訪問し、要保護児童対策地域協議会に関する基本的な説明はもとより、ケースへの支援方法や役割を丁寧に話し合い、共通認識に努めることとした。また、ケースに対して支援が必要となる関係機関には協力を積極的にお願ひすることとした。	⇒	左に同じ

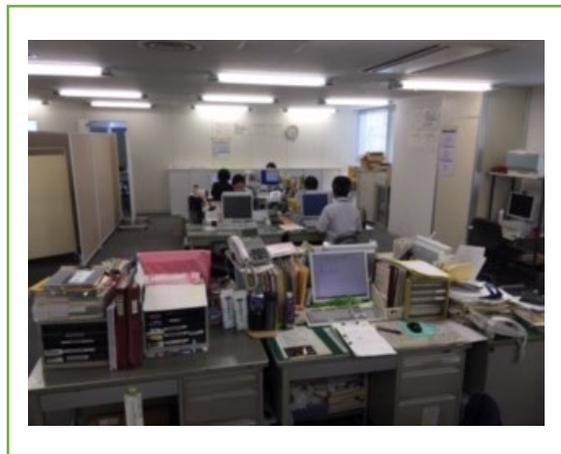
④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3名（内非常勤0名） 心理担当支援員：2名（内非常勤2名） 虐待対応専門員：4名（内非常勤4名） その他事務職員：2名（内非常勤0名）	⇒	左に同じ

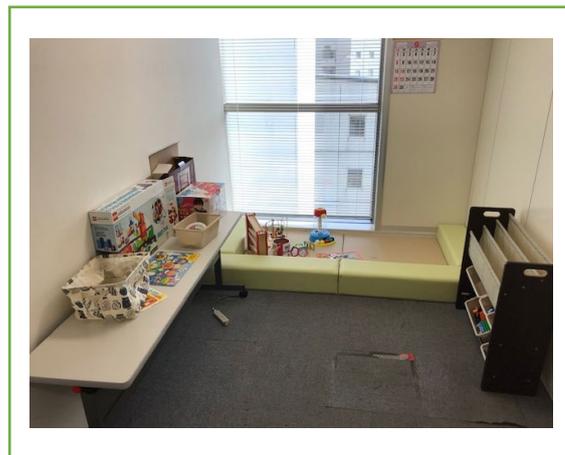
(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]
相談室



事務室



親子交流スペース



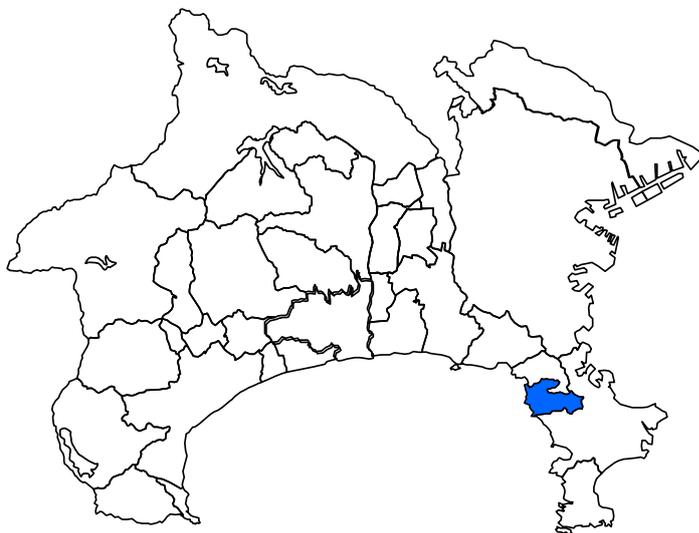
4. 拠点設置の効果及びメリット

- ①専門職を配置して体制を強化したことにより、事案に対してより丁寧にきめ細かく支援が進められるようになった。
- ②心理担当支援員として、臨床心理士等の資格を有する者を配置したことで、従来できなかった、心理的な見立てが可能となり、より専門的な見地に立った支援が可能となった。

神奈川県葉山町

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：

③人口：33,045人（令和元年9月1日現在）

④児童数：5,234人（令和元年9月1日現在）

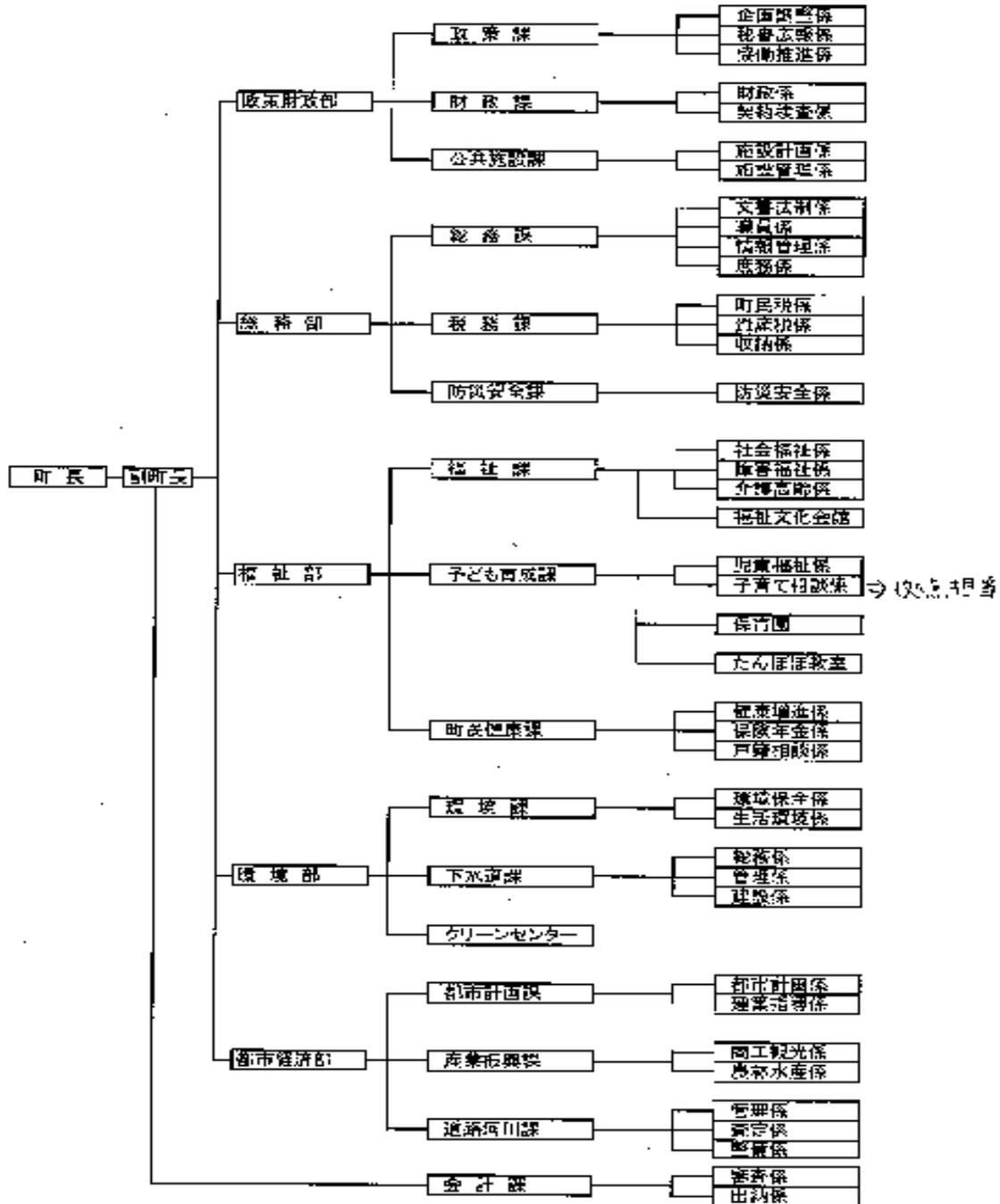
⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

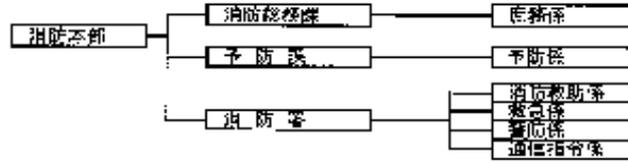
葉山町組織図

【平成27年4月1日】

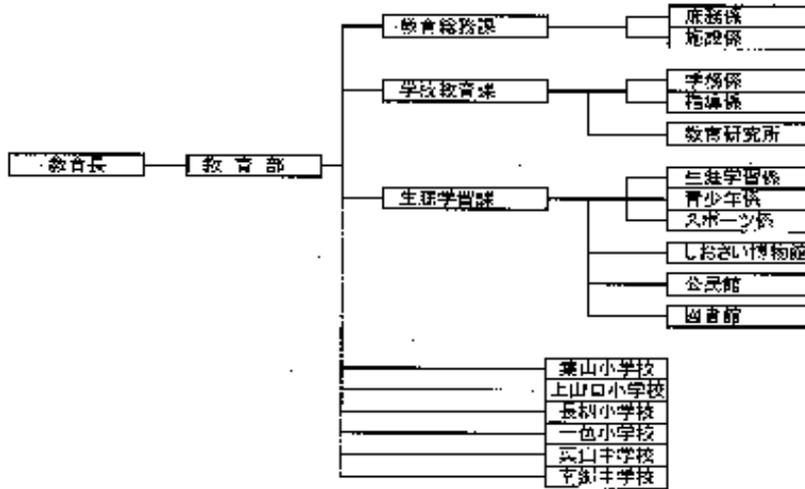
【町長御局】



【消防】



【教育委員会】



【選挙管理委員会】



【監査委員】



【産業委員会】



【固定資産評価審査委員会】

【町議会】



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成31年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

要保護児童新規受理の虐待種別内訳 () 内は世帯数

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成30年度	2 25.0%	0 0%	4 50.0%	2 25.0%	8 (4)
平成29年度	2 33.3%	0 0%	2 33.3%	2 33.3%	6 (5)
平成28年度	6 24.0%	0 0%	19 76.0%	0 0%	25 (7)

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

・拠点業務を行っている課が母子保健および要対協担当課であるため、情報共有・他機関連携をしやすい。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
担当課が同じであるため、健診や訪問等で気になるケースについては課内で情報共有し、必要に応じ、要対協ケースとする等の対応をとる。	⇒	従来の取組みを継続すると共に、支援拠点に配置された臨床心理士の面接に繋げている。

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
毎月1回定例会を行い、要対協ケースや要フォローケースについての情報共有を行う。 隔月で、困難ケースの支援についての児相コンサルテーションを行う。	⇒	従来の取組みを継続している。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
要対協調整担当課が同じ課であるため、必要時にすぐに関係各機関から情報の収集を行うことができ、情報共有ができる。	⇒	従来を取組みを継続している。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：1名（内非常勤1名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員：1名（内非常勤1名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



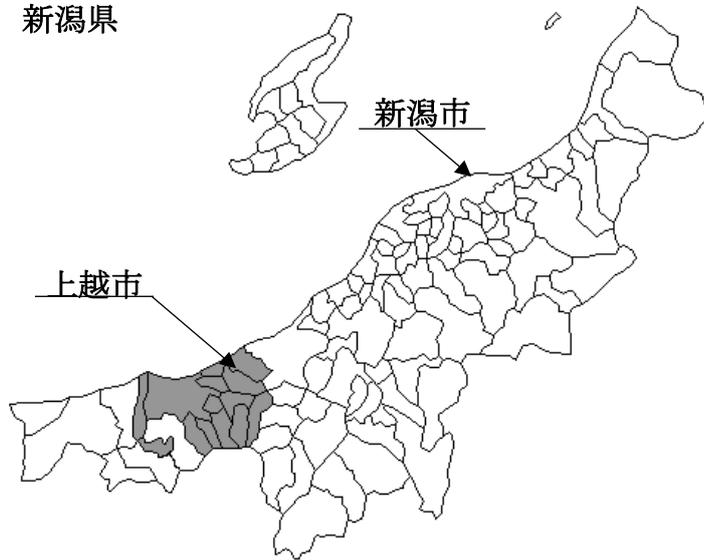
4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・従来行っていた相談業務を改めて周知することで、潜在していた相談ニーズを引き出すことにつながった。
- ・配置基準を超えて心理担当支援員を配置したことで、より多角的な視点からケースの見立てができるようになった。

新潟県上越市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：973.89 平方キロメートル

③人口：192,068 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

④児童数：28,725 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

● こども課	企画管理係	○子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 ○子ども・子育て支援事業計画に関すること。 ○家庭児童施策の実施に関すること。 ○所管する施設に関すること。 ○児童館の認可手続に関すること。 ○課の庶務に関すること。
	家庭福祉・給付係	○妊産婦及び子どもの医療費助成に関すること。 ○児童手当に関すること。 ○児童扶養手当に関すること。 ○ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 ○母子生活支援施設への入所に関すること。 ○未熟児養育医療に関すること。 ○若竹寮に関すること。 ○その他児童並びに母子家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
● すこやかなくらし包括支援センター (子ども家庭総合支援拠点)	支援係	○上越市版地域包括ケアシステムの構築及び推進に関すること。 ○福祉に係る総合的な相談支援に関すること。 ○虐待に関すること。 ○子どものすこやかな育ちに係る包括的な支援に関すること。 ○所管する事務に係るこども発達支援センターとの連携調整に関すること。 ○認知症の相談に関すること。 ○地域包括支援センターに関すること。 ○精神福祉に関すること。
	総務係	○すこやかなくらし包括支援センター及びこども発達支援センターの事務の処理に関すること。 ○すこやかなくらし包括支援センター及びこども発達支援センターの庶務に関すること。 ○所管する事務に係るこども発達支援センターとの連携調整に関すること。
こども発達支援センター	療育係	○子どもの療育支援に関すること。 ○児童発達支援事業所に関すること。
	相談係	○子どもの発達相談に関すること。 ○障害児相談支援事業所に関すること。

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

<相談件数>

年度	家庭訪問	施設面談	電話相談	学校等訪問	ケース会議	講座等	合計	(参考) 人員体制
平成28年	283(87)	334(115)	992(545)	157(58)	104(20)	187(69)	2057(894)	7(3)
平成29年	380(131)	441(165)	2165(1240)	199(74)	147(26)	237(61)	3569(1697)	7(3)
平成30年	397(153)	562(222)	2269(1186)	246(82)	159(26)	192(45)	3825(1714)	7(3)

社会福祉士等専門職を含めた件数 () 内数字：家庭相談員による件数

<児童虐待の件数>

		H28年度(年間)	H29年度(年間)	H30年度(年間)
要保護(世帯)		153世帯	205世帯	230世帯
要保護児童	3歳以下	66人	119人	127人(26.5%)
	4歳～就学前	58人	53人	69人(14.4%)
	小学生	122人	144人	155人(32.4%)
	中学生	48人	65人	71人(14.8%)
	高校相当年齢(~18歳)	35人	47人	57人(11.9%)
	計	329人	428人	479人
要支援児童		不明	26世帯 41人	35世帯 62人
特定妊婦		75世帯 75人	61世帯 61人	56世帯 56人
支援計(人数)		228世帯 404人	292世帯 530人	321世帯 597人

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務(①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携)遂行上の特徴

- ・ 情報収集項目・方法については、所定の様式を用いてもれなく実施した上で、週1回の支援検討会議で多職種を交えて協議しながら今後の支援方針、主担当機関・担当者、関係機関との連携、モニタリング時期等を決定している。
- ・ 支援拠点の担当者が調整機関における総合調整役となり、母子保健担当部門担当者や各地区担当保健師、各保育園、幼稚園、学校等と密に連携しながら、特定妊婦から開始される地域における切れ目ない支援を実施している。
- ・ 2か月に1回の定期的なモニタリングの他、調整機関として最低でも年1回、全ての保育園、幼稚園、学校等に巡回訪問を行い、支援機関の実情の把握を行い、現場担当者に必要な研修企画に活用している。
- ・ 保護者が、自身の障害、子どもの発達特性、経済困窮などの問題を抱えていることもあるため、福祉や医療など必要なサービスへの繋ぎを行うなど、家族全体を立て直すよう支援し、虐待の原因となっている根源の問題を解決するよう取り組んでいる。保護者とは敵対

関係になるのではなく、一支援者として関わられるような関係づくりに努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
2017年度から健康づくり推進課と13区総合事務所に子育て世代包括支援センター(母子部門)を設置し、健康づくり推進課の担当者が対象者を台帳で進捗管理しながら、子どもの発達段階・家庭状況等に応じて、各地区担当保健師を中心に庁内の関係各課と適切に連携して支援を実施。	⇒	2019年度からすこやかなくらし包括支援センターが子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担い、これまでと同様に対象者を台帳で管理しながら、健康づくり推進課及び13区総合事務所の各地区担当保健師を中心とした庁内の関係機関と適切に連携して支援を実施。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
市が対応したケースは全て児童相談所に報告し、日常的に密に連携を取りつつ、個々のケースの状況により役割分担・連携を図り支援を行っている。2018年度は年2回の連携会議を実施し、体制の確保についての意見交換を行っている。	⇒	連携会議を年4回に増やし、体制の確保についての意見交換を行うとともに、それぞれが抱える課題を基に具体的な解決策に向かうような協議を行っている(例えば要対協構成機関に属する現場担当者に現状から今、どのような研修が必要か協議し企画・実施するなど)。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
支援拠点が要対協の調整機関を担い、要対協構成機関と情報共有を密に行いながら、支援対象児童の早期発見、支援、課題の共有化を図ってきた。	⇒	調整機関と要対協構成機関との支援ネットワークをより密にするため、構成機関に所属する一人一人が要対協の目的や自分の役割を意識して動けるようになるための人材育成が大切。そのため当市版「子どもの虐待防止ハンドブック」に基づき具体的に現場で対応する際のマニュアルや共通様式を作成し、それらの活用についての研修を継続して行っていく予定。

④人員配置 [マニュアルP.4、25~27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3名(内非常勤 名) 心理担当支援員：1名(内非常勤 名)	⇒	子ども家庭支援員：6名(内非常勤3名) 心理担当支援員：3名(内非常勤 名)

<p>虐待対応専門員：2名（内非常勤 名） その他事務職員等：1名（内非常勤 名）</p>	<p>⇒ 虐待対応専門員：2名（内非常勤 名） その他事務職員等：1名（内非常勤 名） 2019年4月から当市の相談機能の一元化を図り、社会福祉士、保健師、臨床心理士を集約した。このため、上記支援員の他に児童虐待に対して9名（内非常勤2名）による対応が可能になった。 また、未就学児童等の療育・相談業務を担うこども発達支援センターが当センターの機関組織と位置づけ、こども発達支援センター利用児童との連携がより密になった。</p>
--	---

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



事務室



親子交流スペース



相談スペース



相談室（防音機能あり）

4. 拠点設置の効果及びメリット

効果：拠点として設置前から、児童相談所や園・学校、関係機関と連携を密に行い、児童虐待に対応していたが、相談機能の一元化を図った今年度初めに『市区町村子ども家庭総合支援拠点』として課内職員に児童虐待に関する研修を行った。このことにより課内職員が児童虐待早期発見・予防が重要であることについて意識が高まった。

メリット：補助事業による家庭相談員賃金の財源確保。

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

十日町市の行政組織									
議会	議会事務局								
市長	副市長	総務部	企画政策課						
			総務課						
			財政課						
			防災安全課						
			税務課						
		市民福祉部	福祉課						
			市民生活課						
			健康づくり推進	母子保健課係					
				【十日町市子育て世代包括支援センター】					
				【十日町市子ども家庭総合支援拠点】					
		市民福祉部	医療介護課						
		(子育て支援担)	子育て支援課						
			発達支援センター						
		産業観光部	産業政策課						
			農林課						
			観光交流課						
		建設部	建設課						
			都市計画課						
		環境エネルギー部	エネルギー政策課						
			環境衛生課						
			上下水道局						
			会計管理者(会計課)						
		(支所)	川西支所						
			中里支所						
			松代支所						
			松之山支所						
教育委員会	教育長	子育て教育部	教育総務課						
			学校教育課						
			生涯学習課						
		文化スポーツ部	文化財課						
			スポーツ振興課						
選挙管理委員会			選挙管理委員会						
監査委員			監査委員事務局						
農業委員会			農業委員会事務						
水道事業			上下水道局						

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年3月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）（※児童虐待の件数も明記）

養護相談件数は、平成28年度は198件（うち、児童虐待相談件数は106件）、平成29年度は176件（うち児童虐待相談件数は80件）、平成30年度は194件（うち児童虐待相談件数は88件）となっている。

平成29年度に虐待としてフォローする基準と期間を見直したため、平成28年度から平成29年度の件数が減少している。

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

同課、同係に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を設置し、一体的に運営をしている。

- ① 実態把握：住民基本台帳から家族員の年齢構成、乳幼児健診などからわかる両親の就労状況、介護サービス利用状況、地区担当保健師の把握状況から家族全体の情報を把握している。
- ② 相談等への対応：妊娠期からの把握により、早期に支援を開始できる。乳幼児健診、育児相談（子育て支援センター）訪問等で支援を継続していく。また、保育園や学校を通して18歳までの支援を実施。子どもや家庭のニーズに合わせて福祉サービスや関係機関への支援をつなぐ。
- ③ 総合調整：実務者会議を通して情報を把握し、緊急度に合わせて個別ケース会議を行うことにより、関係機関との情報共有や支援を連携して行うなどの調整的な役割を行っている。
- ④ 調査、支援及び指導等：地区担当保健師や関係機関等の協力を得ながら緊急リスクの判断をできるように調査を行い、緊急受理会議で緊急性の判断や支援の方向性を決定している。
その支援の方向性・計画について児童相談所にも報告及び相談を行いながら電話や面接等による助言指導や、個別ケース会議を行い役割分担を明確にしながら継続的な支援を行っていく。
- ⑤ 関係機関との連携
児童相談所、教育委員会と年10回の実務者会議の他、適宜個別ケース会議等を行いながら情報共有、見立てや評価、役割分担を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

① 子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
平成27年度に母子保健係に要保護児童対策地域協議会を組込み、母子保健分野からの情報を把握しやすい体制としていた。	⇒	平成30年3月に子育て世代包括支援センターと拠点を同時に設置。一体性を確保し取組を行っている。 切れ目のない支援を行う他、ハイリスクの情報を拠点に集約し、要保護児童対策地域協議会のケース登録を行う他、1回/月の定期連絡会の開催、ケースに応じて両機関が家庭訪問や面談を共同し、実施している。

② 児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
年1回の代表者会議の他、年4～5回の実務者会議で情報共有やケースの客観的な見立ての協議や見直しの機会としていた。	⇒	年1回の代表者会議の他、年10回の実務者会議で情報共有やケースの客観的な見立ての協議や見直しの機会としている。同時に特定妊産婦

		(年4回) や要支援児童 (年3回) についての検討を行っている。また、ケース関係者連絡会などで随時、役割分担などの具体論を決定している。
--	--	---

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
平成27年度に母子保健係に要保護児童対策地域協議会を組み込み、母子保健分野からの情報を把握しやすい体制としていた。	⇒	妊産婦から18歳未満までの児童に対して、子どもの安全や権利を意識したアセスメントや支援計画を関係機関と共有し、評価をしている。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名 (内非常勤2名) 心理担当支援員： 名 (内非常勤 名) 虐待対応専門員：2名 (内非常勤1名) その他事務職員等： 名 (内非常勤 名)	⇒	子ども家庭支援員：2名 (内非常勤2名) 心理担当支援員： 名 (内非常勤 名) 虐待対応専門員：2名 (内非常勤1名) その他事務職員等： 名 (内非常勤 名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

妊娠期から関係機関等と児童虐待予防の視点について共有していることで情報共有がタイムリーにできる。そのため切れ目のない支援が行え、児童虐待予防の取組が行える。

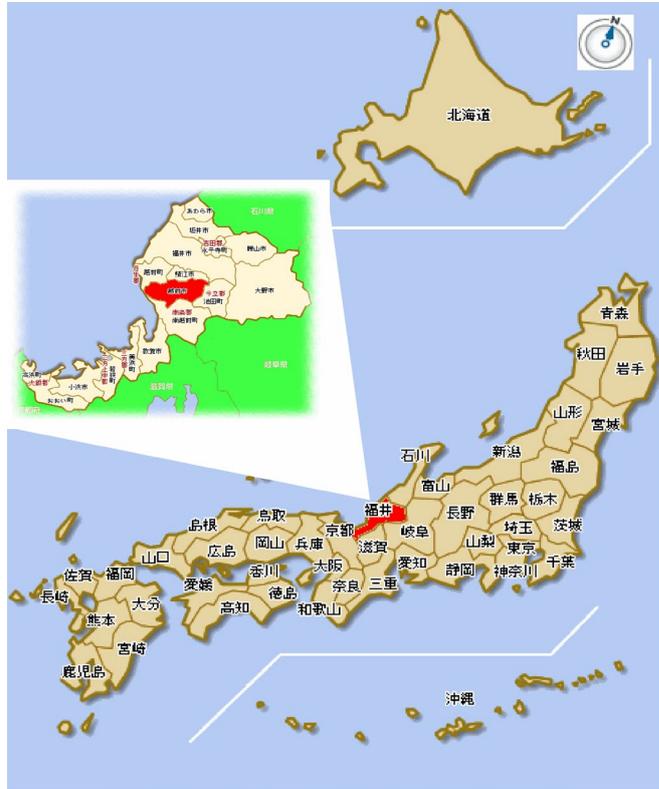
また、家庭相談員等がすべての乳幼児健診に従事するほか、定期的に子育て支援センターでの育児相談や保育園・こども園での巡回相談などに参加することで子どもやその家庭の状況の把握、また顔の見える関係ができることで、連携がスムーズである。

福井県越前市

1. 自治体の概要

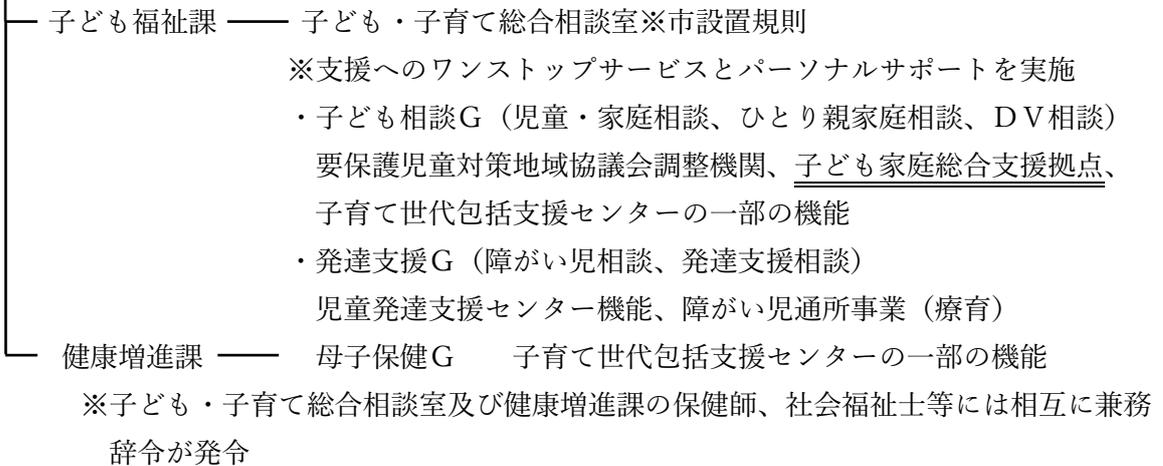
- ① 県内地図（県内の市等の位置）
- ② 面積：230.75 k㎡（内森林が62%）
- ③ 人口：82,754人（内外国人4,268人）
（平成31年4月現在）
- ④ 児童数：13,046人（平成31年4月現在）
- ⑤ 類型（小規模等）：B型

本市は、平成17年10月1日に武生市と今立町が合併して誕生した都市です。昔からモノづくりが盛んで、今日でも越前和紙、越前打刃物、越前筆筒などの伝統的工芸品の産地となっています。近年は、電子・自動車・家電製品産業やニットアパレル産業などが盛んで、県下第一の製造品出荷額を誇る「ものづくり都市」です。これらの工場には、日系ブラジル人が派遣社員として多く働いており、居住しています。日系ブラジル人の方は、多くが家族で居住しているので、当然のことながら子どもたちもたくさん市内で暮らしています。そのため、就学前教育施設や小学校、中学校などでの子どもたちへの支援が大切です。



2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

市民福祉部（福祉事務所）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳			
			身体的	心理的	性的	ネグレクト
平成28年	241件	110件	23件	61件	2件	24件
平成29年	130件	31件	9件	21件	0件	1件
平成30年	144件	46件	10件	34件	0件	2件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実状の把握

a) 要保護児童対策地域協議会構成機関である庁内関係課へ調査を行う

- ・家族構成（ジェノグラム作成）
- ・子どもの所属機関
- ・家族の勤務先（必要に応じて所得を確認）
- ・祖父母の介護保険サービス利用状況
- ・必要に応じて障害者手帳、自立支援医療利用状況
- ・必要に応じて母子管理台帳で乳幼児健康診査等の情報を確認

※母子管理台帳には、保健師の支援記録や乳幼児健診受診時の様子、母子手帳交付時のアンケート項目などに重要な記録が残されている。相談対象が未就学児や発達特性のある場合は必ずチェックする

b) 要保護児童対策地域協議会構成機関である保育園等、幼稚園、小中学校に調査を行う。

- ・対象児童や兄弟の登校状況等を確認

※子どもの所属機関からの情報は重要。当市は、拠点職員及び保健師が地区担当制をとっている。日頃から、保育園等の園長や小中学校の教頭や教育相談担当教諭と顔の見える関係を築いておくことでスムーズな連携につながる

②相談対応

- ・一般的な子育てに関する相談から児童虐待等に関する相談まで専門職がワンストップで対応。ケースを見立て、必要な支援（部署）につなげる
- ・妊娠期から子どもが自立するまでの相談全般に対応
- ・多問題家庭では、複合的な課題が絡み合っていることが多いので、一つ一つを丁寧に聞き取る

③総合調整

a) 主訴を整理

- ・主訴（初回の聞き取り内容）と調査結果を整理しケースを見立てる
- ・県作成の共通リスクアセスメントシートを活用する
- ・アセスメントした結果、必要な支援を考える

b) S V会議(受理会議)の開催（週1回程度）

- ・S V会議にて、ケースの見立てやアセスメントの結果を報告し、チームで確認ののち、援助方針を決定。また、スーパーバイザーに助言をもらう
- ・児童相談所への連絡の判断をする
- ・担当地区以外のケースの情報も共有する
- ・緊急なケースの場合は、相談を受理した段階で会議を行う

c) 必要に応じて個別ケース会議を開催（※関係機関による個別ケース会議が重要）

- ・関係機関によるケース会議が必要と判断すればケース会議を実施。

- ① 要保護児童対策地域協議会ケース会議の宣言（子どもの支援のために開催する会議であることや守秘義務の徹底についての宣言）
- ② 関係機関が必要な情報を提供し情報共有する
- ③ 援助方針を決定し、必要な支援を確認する
- ④ 役割分担を決める

④調査、支援及び指導等

- ・ケース会議やS V会議で決まった援助方針に基づいて支援を行う
- ・必要に応じて関係機関からの情報を収集し提供する。こども・子育て総合相談室に情報が集約される
- ・ケースに関する情報や支援記録は、児童自立支援システム（子どもの情報データベースシステム）にて管理。職員間の情報共有。

⑤他関係機関との連携

a) ケース進行管理会議（毎月）

要保護児童対策地域協議会構成機関の内の社会福祉課、健康増進課、教育振興課、スクールソーシャルワーカー、児童家庭支援センターの5機関が出席。情報共有と援助方針の確認会議を行う。運営は、拠点担当職員が調整役。

b) 寄り添い支援実施団体との連携

※子ども・子育て総合相談室がすべてのケースにきめ細やかな寄り添い支援を行うには限界がある。保育園、幼稚園、小中学校の見守りを始め、地域における社会資源を発掘し活用することが重要。

- ① 児童養護施設（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ② 児童家庭支援センター（心理士によるカウンセリング、生活困窮家庭（個別型）学習支援事業）

- ③ 地域子育て支援センター
- ④ 放課後等デイサービス事業所
- ⑤ 児童センター（学童保育事業）
- ⑥ 地域学習支援事業（越前市では、家庭学習支援を前提とした子どもの居場所づくりを推進している。子どもの生活圏域に、地域ボランティアと教員OB、学生ボランティアが協力し合い事業を実施）
- ⑦ 子ども食堂

(2) 開設前の取組と現状の取組について

※当市は、平成18年度から子ども福祉課家庭支援グループが設置され、児童虐待の第一義的窓口として、また、要対協調整機関として対応。平成21年度には、課内室として「家庭児童相談室」が設置され、室長が配置される。同時期にケース進行管理を開始。その後、平成24年に制定した「越前市子ども条例」に基づき、平成25年度より子どもに関する相談のワンストップ窓口として「子ども・子育て総合相談室」を設置。専門職を配置し、母子保健部門や教育部門との兼務辞令も発令し、一般的な子育てに関する相談から発達障害に関する相談、児童虐待等に関する相談に対応できる体制を整備（システム化）。

開設前の取組については「子ども・子育て総合相談室」設置前として記載しています。

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
母子保健グループと家庭児童相談グループが必要に応じ連携。が、システム化されていなかったため、個人の判断に任されていた。	⇒	特定妊婦や養育支援が必要な家庭を中心に連携。母子保健部門と児童福祉部門は相互に兼務辞令が発令されており、情報共有もスムーズである。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
ケースに応じて、児相と連携して支援。	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所との連携マニュアルに基づき対応。主に下記のケースについて児相と連携。 1) 児童福祉施設への入所が必要なケース 2) 重篤なケース（専門的な判断） 3) 一時保護が必要なケース ・市主催のケース進行管理会議への定期的な参加。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭総合支援拠点が、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会調整機関、子育て世代包括支援センターの一部の機能を担う。	⇒	変化なし

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：2名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 1名（内非常勤 名） その他事務職員等：3名（内非常勤3名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 1名（内非常勤 名） その他事務職員等：3名（内非常勤3名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



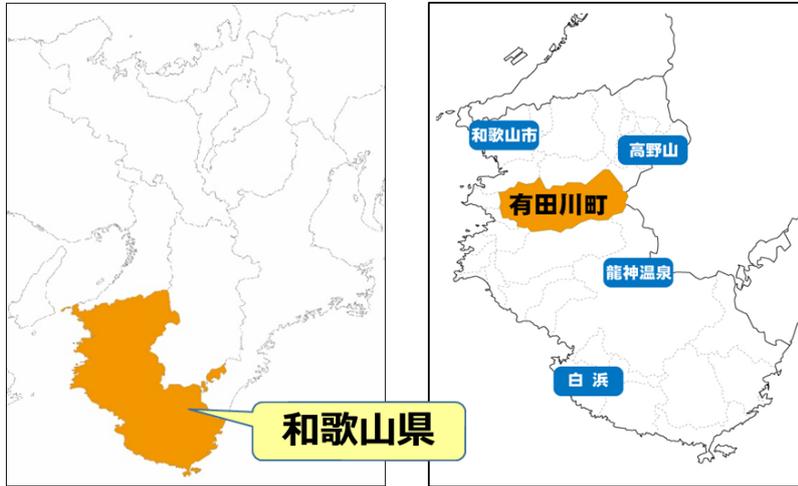
4. 拠点設置の効果及びメリット

子ども家庭総合支援拠点としてのメリットは、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担っているため、通告や相談があった場合、庁内や要対協関係機関からの情報収集や調整がしやすい。また、ワンストップ窓口として、子どもに関する情報を集約しているため、支援の緊急性や支援対象者への効果的なアプローチ方法を判断、決定することができる。

和歌山県有田川町

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



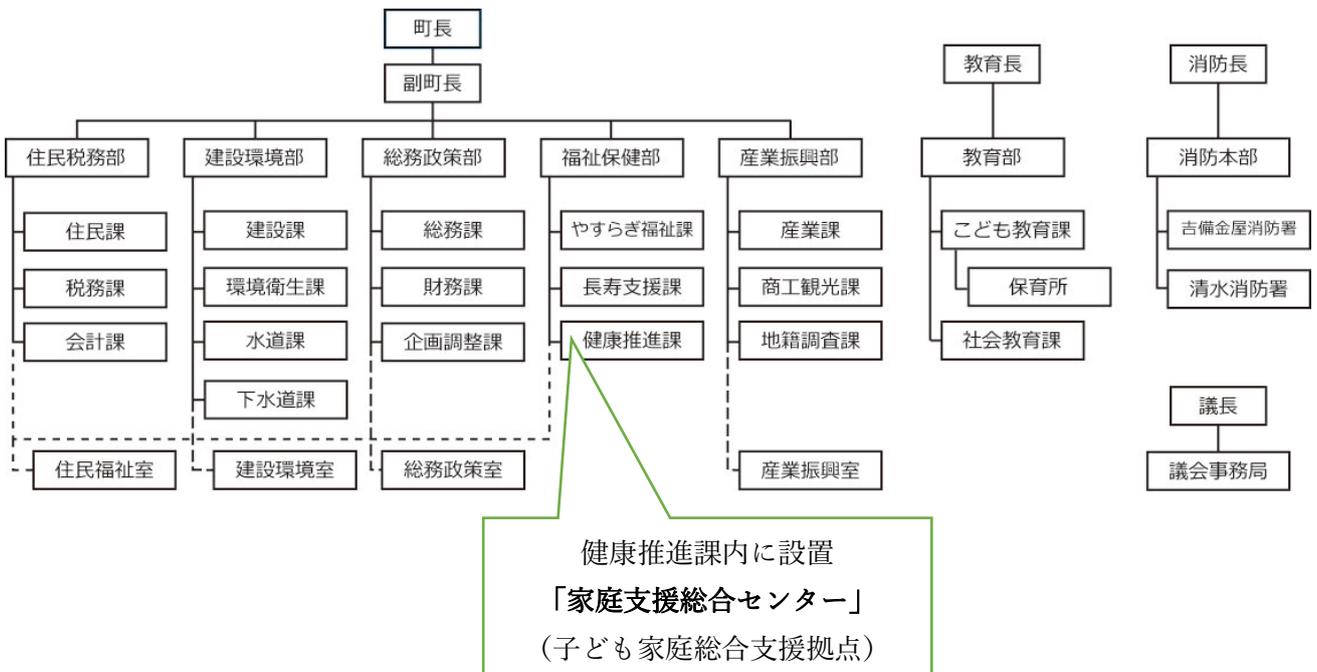
②面積：351.84 km²

③人口：26,446人（令和元年 8月1日現在）

④児童数：18歳未満の人口 4,099人（令和元年 8月1日現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A型（※設置要綱の基準は満たしていない支援拠点として）

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成 29 年 4 月】

(1) 特徴

【特徴】

平成 26 年 5 月、複合的な問題に対応できるよう、他課同士の連携を目的として、家庭支援総合センター（以下、家支総）を設立する。当初、家支総は、教育委員会内にあり、保育所事務担当が兼務していたが、平成 27 年から専任の職員を 1 名配置し、その職員が、教育委員会と町長部局両方からの辞令を拝し、教育と福祉の橋渡しとしての役割を担うようになる。専任職員を中心に対応を担っていたが、より一層の福祉との連携の重要性を考慮し、平成 28 年度から福祉保健部内に家支総を配置し直すこととなる。

平成 29 年度より、ケース対応業務が増えたことから専任職員を 2 名に増員し、現在の形となる。家支総も健康推進課内に設置されたことで、母子保健との情報連携を密に行うことが可能となっている。また、各関係課に協力職員が配置されており、福祉部門、教育部門、保育部門などからの情報連携も容易となっている。

子ども家庭総合支援拠点について、H29.3 月に要綱が発表された時点で、親子交流スペース以外は人員も実際に行っている業務も該当していたため、設置要綱の基準を満たさない拠点としている。

【人員】

健康推進課長	健康推進課長	1 名
専任センター長	福祉保健部 兼 教育委員会	1 名
専任相談員	社会福祉士・精神保健福祉士 資格保有	1 名
保育士	子育て支援センター長(兼務)	1 名
指導主事	教育委員会 こども教育課(兼務)	1 名
保健師	健康推進課(協力)	1 名
相談員	やすらぎ福祉課 生活困窮担当(協力) 元教員（臨時職員）	2 名

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）（※児童虐待の件数も明記）

（単位：人）

	相談件数	左記の内、 虐待と判断 された件数	虐待件数の内訳				一時保護
			身体的	性的	心理的	ネグレクト	
平成 28 年度	39	36	15	0	15	6	0
平成 29 年度	51	44	17	0	23	4	2
平成 30 年度	58	56	12	1	31	12	4

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務(①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携)遂行上の特徴

① 実状の把握

新規の相談については、

- ・住民基本台帳より、住所や世帯構成、祖父母等の親族情報も含めて把握
- ・子どもの所属機関の有無を把握。所属先有の場合、所属先からの情報収集を行う
- ・母子保健事業(予防接種・乳幼児健診の受診状況、発達相談等)との関わりを把握
- ・その他福祉制度の関わり、ひとり親家庭等の制度、精神疾患等障害関係、生活困窮や生活保護などの関わりがないか確認
- ・税情報や水道料金の支払い状況等の確認

関係箇所からの情報を出来る限り迅速に情報を収集する。

継続ケースについて

- ・一度取り扱った子どもに関係する情報は、家庭支援総合センターへ集約されるように、各関係機関へ周知
- ・毎年4~5月に継続ケースについては、所属先へ回り、所属している子どもの情報を共有している

②相談対応

家庭支援総合センターでは、総合相談業務も担っているが、現時点、子どものことで相談を受ける部署が、子ども教育課・健康推進課(子育て世代包括支援センター含む)・やすらぎ福祉課・子育て支援センターとあり、それぞれの機関が受けた相談の中で、家庭的な背景も含め気になるものや虐待案件について、報告を受けたり、もしくは直接家庭支援総合センターへ相談するように案内してもらったりしている。

③総合調整 ④調査、支援及び指導等

要対協の調整担当者研修を受講し、要対協の事務局として、必要に応じ個別ケース会議、毎月の新規ケースや継続ケースの整理のために実務者会議、ケースの放置を防ぐために半年に一回進行管理会議を開催し、支援方針や役割の再確認を行う。

①の実状把握に基づき関係機関からの情報を得ながら調査をし、必要な場合は、個別ケース会議や、実務者会議にて役割を分担し、各機関の対応方針を決め、支援や指導を行う。

⑤他関係機関との連携

福祉・教育だけでなく、必要に応じて、要対協機能を活かし医療機関やハローワーク、児童委員や主任児童委員などにも連携し、子どもと保護者の支援を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<p>拠点の設置以前には、子育て包括自体が無く、要対協担当課と、母子保健担当課(健康推進課)が別々の部署であったため、必要に応じて、健診や赤ちゃん訪問時の様子を聞いたり、発達の状況などを確認したりしていた。</p> <p>また、虐待と疑われる場合に、保健師から通告をくれることもあった。</p>	⇒	<p>従来に対応に加え、家支総の所属課である健康推進課内にH29.10月~子育て世代包括支援センターが設置されたため、担当は別であるが、特に支援の必要な妊婦から乳児にかけての情報を共有し、協働で対応している。また、特定妊婦については、子育て包括の助産師の訪問対応の様子や、妊婦からの話、家庭状況などの情報を元に、ケースの方向性を共に考えていくこととしている。</p>

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<p>虐待ケースについては、基本的に、重症度をつけていなかったため、その都度担当の判断で必要なものについて児相へ報告し、対応方法について確認しつつ支援をしていた。</p>	⇒	<p>和歌山県では独自に、県と市町村間で、見守り協定を結び、共通のリスクアセスメントツールを用いることで、ハイリスクなものは児相、軽度なものについては市町村と、役割を明確にし、対応している。判断の難しいものについては、協議したうえで対応することとなっている。</p> <p>また、有田川町で毎月開催の実務者会議には必ず児相職員に参加してもらい、助言を得るようにしている。</p>

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<p>家支総が要対協の事務局は務めているが、H27年度までは、実務者会議については年に一回の開催であり、ケースの管理も不十分で活用出来ているとは言い難い状況であった。平成28年度から、他市の例を参考に、要対協の体制を整え、毎月の実務者会議を開催することとなった。</p>	⇒	<p>平成30年度以降は、スーパーバイザーに入ってもらい、重症度の設定、要対協の会議資料の様式などを整備し、対応している。今年度は、学校関係者の理解促進のため、町内小中学校の養護教諭向けに虐待や要対協についての説明を行った。また、今年度より町内のすべての保育所・小中学校に要対協で取り扱っている児童の情報集約したシートを持って引き継ぎに出向くこととしている。</p>

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤0名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]
 相談室の様子



4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点としての効果ではないが、家庭支援総合センターがあることで、保育所や小中学校などの所属機関からも声を上げやすくなり、虐待まではいかなくとも、気になったケースについては、情報を入れてくれるようになってきている。情報を集約する場所が明確化されたことで、安心して連絡することが出来るようになってきている様子である。

山口県岩国市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：873.72 k m²

③人口：134,197人（H31年4月現在）

④児童数：19,273人（H31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模C型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

【健康福祉部】

福祉事務所 — こども支援課

保健担当 — 保健センター

こども相談室

子育て世代包括支援センター

岩国市子ども家庭総合支援拠点
(所管：こども支援課)

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： H29年 4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

H28年度	相談件数 418件	虐待件数 58件
H29年度	相談件数 454件	虐待件数 57件
H30年度	相談件数 534件	虐待件数 99件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務 (①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携) 遂行上の特徴

子育て世代包括支援センターと同一フロアにて相談業務を行っていることから、非常に連携が取りやすい。特に保育園等に所属する前の児童の状況は、保健部局の健診の受診情報や、医療機関と連携した情報把握ができています。また、きょうだいケースでは保育園等に所属することも多いため、登園情報などの福祉部門の情報は相談室の強みを生かし、社会福祉士・保育士・保健師の専門職の相互に連携した支援が可能となっている。また、要対協のケース会議への児童相談所や児童擁護施設の出席、教育委員会や学校関係者の出席を要請し、他機関との情報共有に努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
開設前は福祉事務所(本庁)と保健部局(保健センター)と離れた場所で相談業務を行っていた。	⇒	開設と同時に福祉部門のこども相談室が保健センターに移動し、子育て世代包括支援センターと同一フロアにて相談業務を行っていることから、非常に連携が取りやすくなっている。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
開設前は福祉事務所(本庁)と保健部局(保健センター)とで別々に対応を行っていた。	⇒	同一フロアにいるため児童相談所からの虐待情報等の情報共有を迅速に行えることや、乳幼児健診等の気になる情報を適時適切に児童相談所に情報提供が可能であり、一体的な対応ができています。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
ケース会議等に参加し、連携を図る。	⇒	同一フロアにいるため、会議前に必要な支援について協議し、体制を整えたうえで要対協議会に参加。また会議で確認された支援事項に対して、相互に協力し役割分担により支援を効率よく実施できるようになっている。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：3名（内非常勤 名） その他事務職員等：2名（内非常勤2名）	⇒	子ども家庭支援員：3名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：4名（内非常勤 名） その他事務職員等：2名（内非常勤1名） （虐待対応専門員は兼務職員3名含む）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



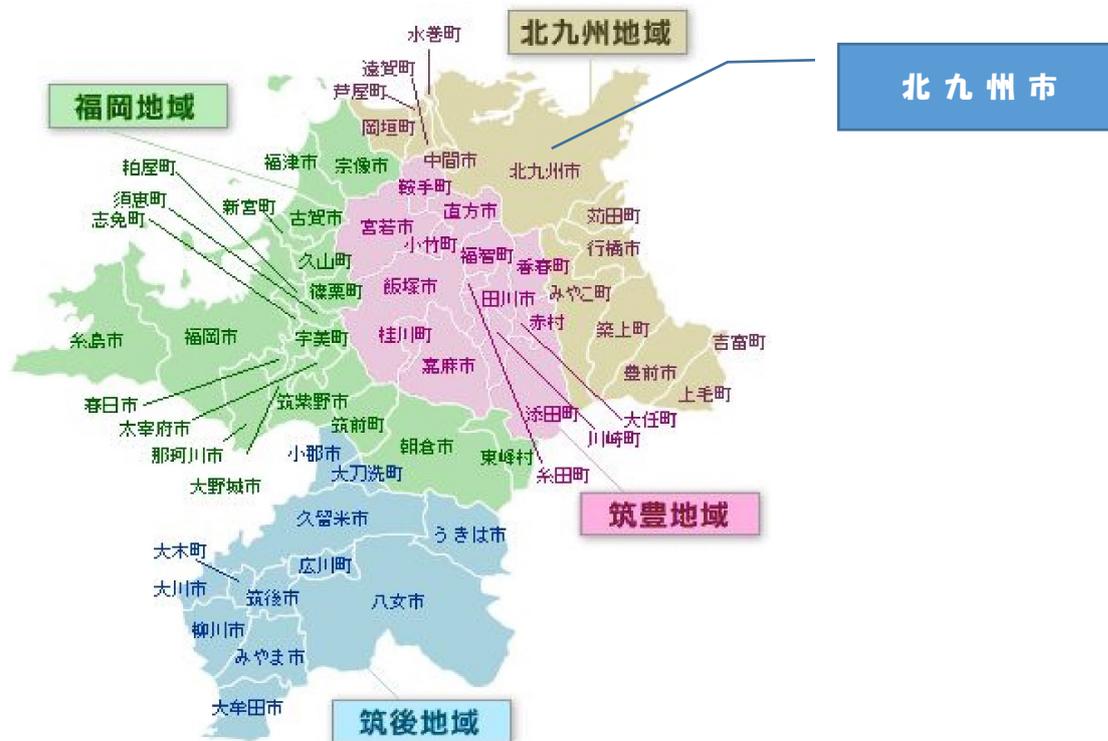
4. 拠点設置の効果及びメリット

岩国市では拠点設置と同時に子育て世代包括支援センターと同一フロアにて業務を行っていることから、養護相談をはじめ、相談室の社会福祉士や保育士と保健部局の保健師との連携により、幅広い相談対応、支援が可能となっている。

福岡県北九州市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



福岡県ホームページより

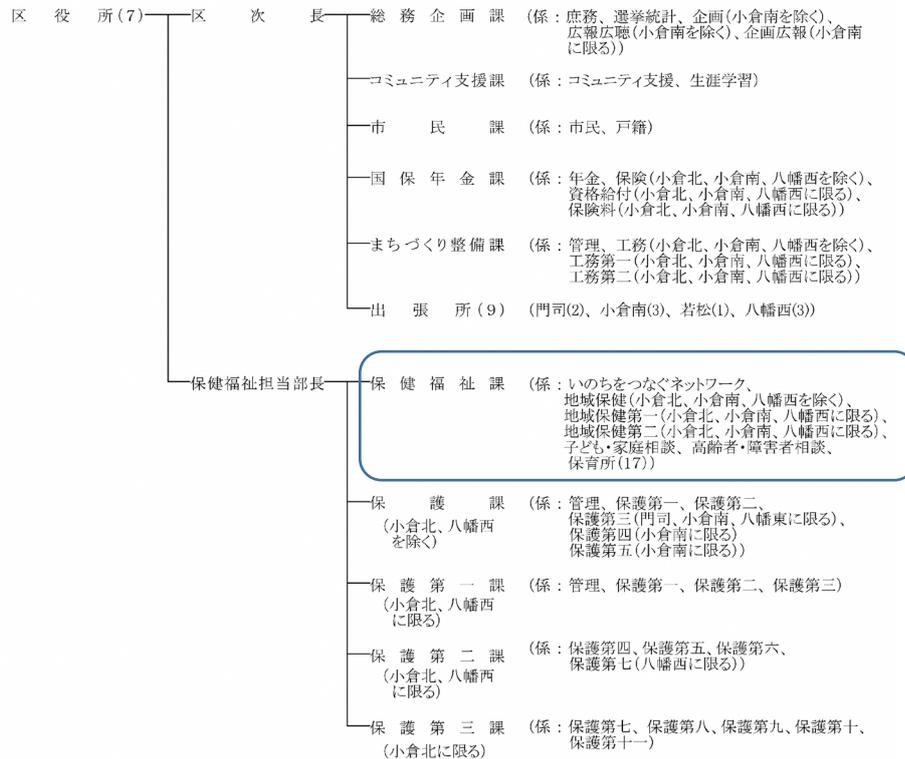
②面積：491.95 Km²

③人口：950,182人（平成31年3月末現在） ※住民基本台帳を電算集計

④児童数：143,669人（平成31年3月末現在） ※住民基本台帳を電算集計

⑤類型（小規模等）：大規模

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

H28	H29	H30
1,391	1,479	1,804

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

・平成14年に、各区役所保健福祉課に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をワンストップで受け付け、各種支援制度を適用したり、関係機関へつなぐなど、相談内容に応じた支援を実施している（現在、支援拠点として位置付け）。コーナーには、児童相談所の児童虐待防止担当係長を兼務する職員をはじめ、社会福祉士や保育士等の資格を有する相談員、小学校校長OBを配置しており、また、同課内には、保健師が配置された地域保健係があることから、支援拠点、児童相談所、母子保健部門、教育部門がスムーズに情報共有、連携できる仕組みが整っている。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携 [マニュアル P.6~7 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
本市では包括支援センター内に支援拠点があるため（一体運営型）、情報の共有は円滑であり。	⇒	今後、支援拠点の体制を見直すにあたり、包括支援センターとの関係性や役割分担等を整理する必要があると思われる。

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
本市では、平成19年に、コーナーの子ども・家庭相談担当係長について、児童相談所である「子ども総合センター」の児童虐待防止担当係長を兼務し、要対協の実務者会議を開催するなど、児童相談所と連携を図ってきた。	⇒	昨今、比較的軽微な虐待通告案件が増えつつあり、児童相談所が本来対応すべき重度な案件に対応できなくなる懸念がある。そのため、本市においては令和元年度から、面前DVについて、子ども・家庭相談コーナーで対応することとなったが、人員体制の確保、経験・知識等のスキル向上等の課題があると思われる。

③要保護児童対策地域協議会との連携 [マニュアル P.8 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
要対協の代表者会議は児童相談所が、実務者会議は子ども・家庭相談コーナーが実施してきた。	⇒	現在は、代表者会議（年2回）を子ども家庭局子育て支援課が、実務者会議（年3回）を各区の子ども・家庭相談コーナーが調整機関を担っている（個別検討会議は随時実施）。

④人員配置 [マニュアル P.4、25~27 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：42名（内非常勤19名） 心理担当支援員：0名 虐待対応専門員：10名（内非常勤10名） その他事務職員等：7名（内非常勤7名） ・資格条件を満たしていない者がいる。	⇒	子ども家庭支援員：42名（内非常勤19名） 心理担当支援員：0名（内非常勤0名） 虐待対応専門員：10名（内非常勤10名） その他事務職員等：7名（内非常勤7名） ・虐待対応専門員+2名予定 ・資格条件を満たしていない者がいる。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P.27 参照]



福岡県小郡市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：45.51 平方キロメートル

③ 人口：59,732 名（令和元年9月現在）

④ 児童数：10,894 名（令和元年8月末現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模 B 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成30年 7月】

(1) 特徴

ア 用語相談等に係る相談件数の推移（3年分）

【開設後の件数の為、平成30年度分】

●述べ件数

養育相談：1227件 非行相談：27件 不登校相談：45件

●実件数

・児童虐待件数：46件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- 月に1回の進行管理のため、学校訪問する。
- 特定妊産婦は、赤ちゃん訪問時に健康課と子育て支援課で訪問する。
- 養育支援訪問事業の実施の計画策定については、健康課と協議する。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
子育て世代包括支援センターの設置なし	⇒	同時期に子ども・健康部健康課内に子育て世代包括支援センターの設置をし、同一建物のため頻繁に行き来し情報交換を実施。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
密に児相との連携を進めていた。	⇒	児相との連携は、これまで同様に情報共有しケースの見守り等を進めている。

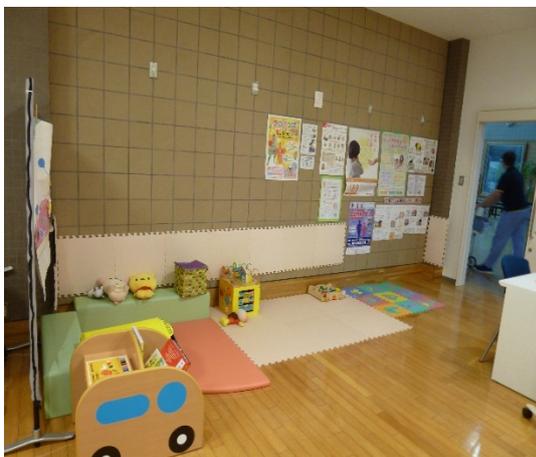
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
代表者会を年に1回 実務者会議を年に3回実施	⇒	開設時の取組と同様の取り組み 来年度はケースの多様性及び、複雑化に対応するため、会議の持ち方を検討する予定。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
子ども家庭支援員：2名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 1名（内非常勤 名） その他事務職員等： 2名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤 名） その他事務職員等：2名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



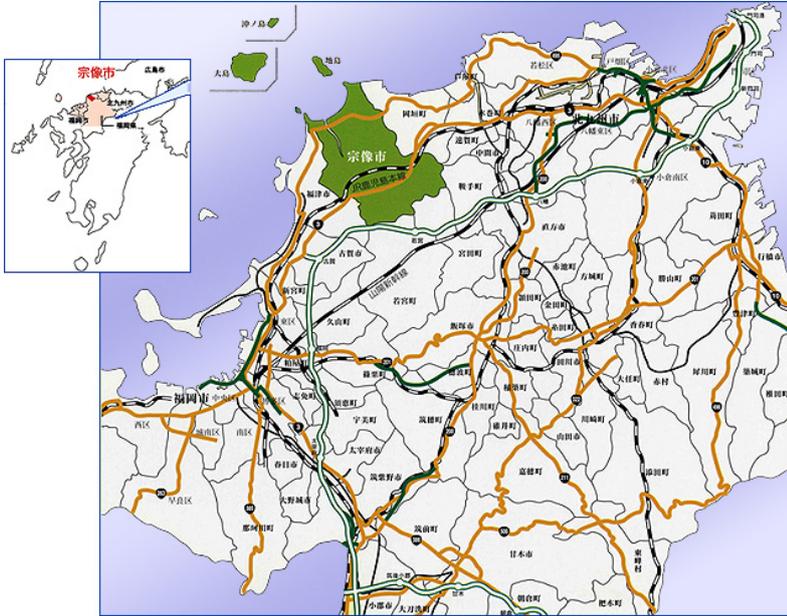
4. 拠点設置の効果及びメリット

- 拠点設置を福祉センターに設置したことにより、健康課との連携がスムーズにできるようになった。
また、乳幼児健康診査の発達確認を担当することで、乳幼児の様子の確認及び保護者との接触も可能となった。
- 巡回専門員整備事業の実施により、市内保育所及び幼稚園を定期的に訪問し、園での乳幼児の様子を確認することができる。また、発達障害の早期発見をすることにより、要支援児童の把握、確認することが可能となる。
- 広く市民への周知ができ、相談件数が増えた。
- 今後も、関係機関と広く深く連携するシステムを構築し、ケースの検討及び見守り、児童虐待防止啓発などを進めていきたい。

福岡県宗像市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



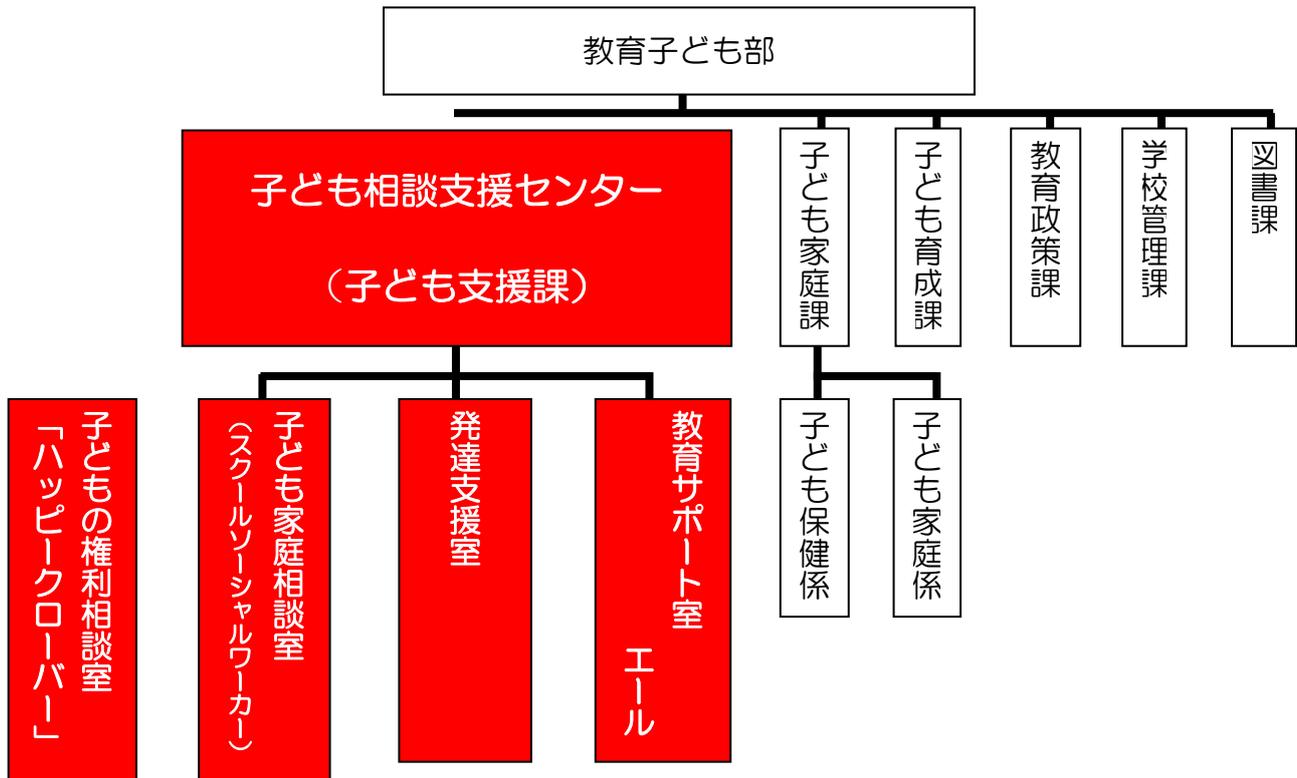
②面積：119.92 k m²

③人口：96,944 人 (2019年9月現在)

④児童数：16,361 人 (2019年4月現在)

⑤類型（小規模等）：小規模B型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H29 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

相談種類	H28 年	H29 年	H30 年
養護相談（児童虐待相談）	903	1,611	2,399
養護相談（その他養護）	6,147	5,279	5,060

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

通告が入り次第、その場にいる関係職員で協議し、今後の対応について検討。48 時間以内に職員が現認を行い、安否確認を行う。安否確認の結果、キズアザ等があれば、児童相談所に連絡し、今後の対応について、協議を行う。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時や検診時に気になる家庭の情報共有 ・対象の乳幼児のいる世帯に共同で家庭訪問 ・月に2回の情報共有の会議 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時や検診時に気になる家庭の情報共有 ・対象の乳幼児のいる世帯に共同で家庭訪問 ・週に1回の情報共有の会議

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待ケースの情報共有 ・虐待通告があり、キズアザが現認された際の対応についての緊急協議 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待ケースの情報共有 ・虐待通告があり、キズアザが現認された際の対応についての緊急協議 ・月1回の要保護児童対策地域協議会実務者会議によるケースの進行管理。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の代表者会議 ・年1回の実務者会議 ・年30～50回程度の個別ケース検討会議 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の代表者会議 ・月1回の実務者会議(予定) ・必要に応じ個別ケース検討会議

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員： 6名(内非常勤 4名) 心理担当支援員： 1名(内非常勤 1名) 虐待対応専門員： 1名(内非常勤 1名) その他事務職員等： 1名(内非常勤 1名)	⇒	子ども家庭支援員： 5名(内非常勤 1名) 心理担当支援員： 1名(内非常勤 1名) 虐待対応専門員： 1名(内非常勤 0名) その他事務職員等： 1名(内非常勤 1名)

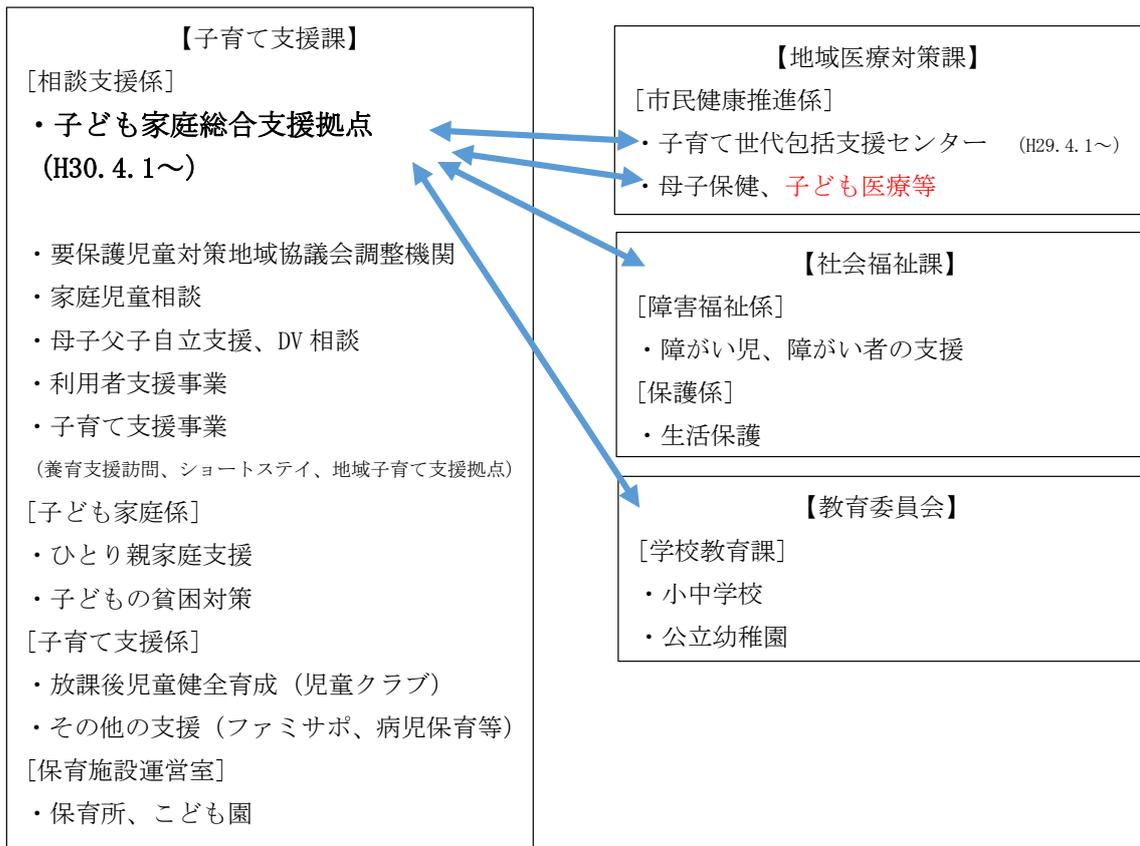
(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

元々の人員配置が設置基準を満たしていたため、子ども家庭総合支援拠点となった。そのため、設置したことによる業務上の大きな違いは見受けられない。

2. 自治体の組織図(拠点機能を組織図に位置付け)



3. 支援拠点としての説明(特徴・機能) 【開設年月:平成30年 4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移(3年分)

	受案件数	内 訳		
		① 虐待相談	② 養護(その他)	③ その他
平成28年度	239件	66件	163件	10件
平成29年度	259件	78件	174件	9件
平成30年度	332件	134件	196件	2件

平成30年度の詳細

① 虐待相談 について

	身体的虐待	心理的虐待			ネグレクト	総計
		心理	面前DV	面前兄弟虐待		
計	32	11	39	29	23	134

※夫婦ケンカ等面前DVの警察から児童相談所への通告を、市が送致を受け対応するケースが多い。

心理:言葉により脅かす、兄弟間で差別的な扱いをする

面前DV:子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう

面前兄弟虐待:子どもの目の前で兄弟児に対し暴力をふるう

②養護その他 について

養護(その他)の内訳		件数(196件)	
家出・死亡		4件	
保護者の精神疾患		56件	
保護者の性格上の問題		53件	
家族背景		83件	

「家族背景」の内訳 (83件中)	
ステップファミリー	11件
若年シングル	5件
シングル	13件
若年夫婦	7件
祖母曾祖母が養育	8件
経済苦	6件
自然派	2件
兄弟児死亡	8件
その他	23件
合計	83件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P.12 参照]

拠点としての4業務(①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携)遂行上の特徴

【中津市の顔のみえる切れ目のない連携】

中津市は、人口8万人の小規模都市の強みを活かし、地域の関係機関と密接な関係が構築し、「顔のみえる切れ目のない連携」を目指し、詳細な家庭実情を把握し家族支援を行っている。関係機関とは異なる立場ではあるが、勉強会や現場とともに協力し家庭支援を行うことで、それぞれの立場を理解し、その役割を決めることができる。

主な関係機関として

- ・重篤な児童虐待に関わっている児童相談所
- ・就学前児童のいる家庭と赤ちゃん訪問から関係を築いている保健師が属す地域医療対策課

- ・長年教育の現場で教諭として課題を抱える児童と接し、児童のみならず、保護者の学生時代からのひととなりを把握している指導主事や、学校と随時連携しているスクールソーシャルワーカーが属す教育委員会
- ・子どもの発達や貧困全般に関しては社会福祉課が中心となるが、他に生活困窮者を支援する社会福祉協議会、子どもの発達や保護者の障がいに関する支援を行う医療型児童発達支援センターや障がい者等基幹相談支援センター

中津市の特色は、児童福祉に精通した民間の専門家の方々による支援体制が構築され、官民が一体となって『子育て地域は「大きな家族」』をスローガンに児童虐待の未然防止に取り組んでいる。

- ・長年幼児教育に携わり、大分県教育委員委員長をなされた松田東九州短期大学教授
 - ・小児科の医師として長年に渡り児童虐待未然防止に取り組んでいる井上小児科医院長
 - ・戦後より社会的養護に関わっている2つの児童養護施設と社会的養護に至る前の家族支援を行うため児童養護施設が起ち上げた児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」
- また、松田教授と井上医師には要保護児童対策地域協議会のスーパーバイザーとして、個別ケースの支援の在り方について助言を頂き家族支援に繋がっている。

中津市には、様々な他職種との勉強会がある。一次予防から三次予防に携わる職員が、その勉強会に参加することで、顔の見える関係づくりが行えている。



「顔の見える連携」

①一次予防・二次予防・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会

**スペシャルケア研究会
(児童家庭支援センター)**

分野	参加施設／機関	月1回
福祉	児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、障害児支援施設、市児童福祉《子育て支援課》、児相	
保健 医療	小児科医【井上小児科医院長】 保健所、市母子保健	SV 
教育	教育委員会、高校養護教諭 学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー	

家族支援研修会(児童相談所)

分野	参加施設／機関	月1回
福祉	中津児相 児童養護施設(管理職、保育士、心理士、FSW) 児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》	
保健	中津児相管内母子保健 保健師	
教育	教育委員会、学校スクールカウンセラー ソーシャルワーカー、高校養護教諭	

母子保健研究会(母子保健)

分野	参加施設／機関	3か月毎
医療	小児科医【井上小児科医院長】 市民病院医師 産科助産師、在宅助産師	SV 
保健	市母子保健 保健所、市民病院小児科保健師 近隣町村保健師	
福祉	中津児相、児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》	

**自立支援協議会 子ども部会
(障害福祉)**

分野	参加施設／機関	3か月毎
福祉	中津児相、児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》、保育所 障がい児 福祉サービス事業所 障がい児 親の会(代表者)	
保健	市母子保健、保健所	
教育	教育委員会、学校スクールカウンセラー ソーシャルワーカー、特別支援学校	

出典：井上登生、上村祥子、古屋康博(2017).小規模市町村における子ども虐待予防活動 大分県中津市における取り組み II：児童福祉 子育て支援課・児童家庭支援センター編 .子ども虐待医学(2017.8)を引用し改変.

1

① 実情の把握

・実情の継続的把握に関しては それぞれの担当が実情把握し、問題があれば、上記のとおり連携体制の構築により支援拠点に情報提供がある。

居住実態が不明の子どもについての対応についても、具体的には下記の場合の情報共有することで、未然防止に努めている。

- 保育所担当・・・長期欠席、退所児童の家庭
- 児童手当担当・・・現況届未届け家庭
- 生活保護担当・・・児童がいる中津市内に住民票がない家庭
- 教育委員会・・・就学前健診等で連絡が取れない家庭
- 母子保健・・・健診未受診者

居住実態が不明の子どもの連絡があれば、他の関係機関の情報を確認し、確認出来ない場合は、入国管理局への照会、児童相談所から全国児童相談所を通し全国市町村への安否確認（CA情報）、警察と情報提供を行う。

- ・相談名簿を平成30年より作成。利用者支援事業や母子父子自立支援員で対応したケース、情報照会があったケースなどを名簿化し、係内（子ども家庭総合支援拠点）で週1度会議をすることで情報共有し、実状を把握する。
- ・保育所、学校への通告に対しての理解の周知
保育所園長会議での研修会（通告義務、痣の写真、対応方法など）
- ・未就学児童で所属のない児童については母子保健担当課の乳幼児健診等の受診歴・直近の保健師の関わりが大きな役割を果たす。また、子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）も未就学児童の親子の集う場として大きな役割がある。
- ・子育て支援センターは、中津市の直営する大型の屋内施設（いきいきプレイルーム）や小規模な屋内施設（桜っこ広場）など、利用者が自分に合った場所を選べるようになっている。また、専門的な立場で実情の把握の必要性を理解している井上小児科医院が運営する「木もれび」、児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」にも委託し、気になる家庭の早期発見に努めている。
<例>和を遊び場として利用していた児、発達特性があり、児が母の養育に疲弊していると情報あり。関係機関に調査し、母の精神既往がわかり、要対協で受理。母子保健や和、療育機関で支援の役割分担を行った。

② 相談対応

- ・原則、相談内容に応じて、対応者を決める。
 - 子育て相談サービスの提供・・・利用者支援員
 - ひとり親、DV相談、離婚相談・・・母子父子自立支援員
 - 虐待通告、子育て相談（育児不安など）、妊婦、障がい相談・・・保健師
 - 経済苦・・・社会福祉主事を持つ職員
 - 不登校、学校生活での相談・・・小学校教員の経験のある家庭児童相談員

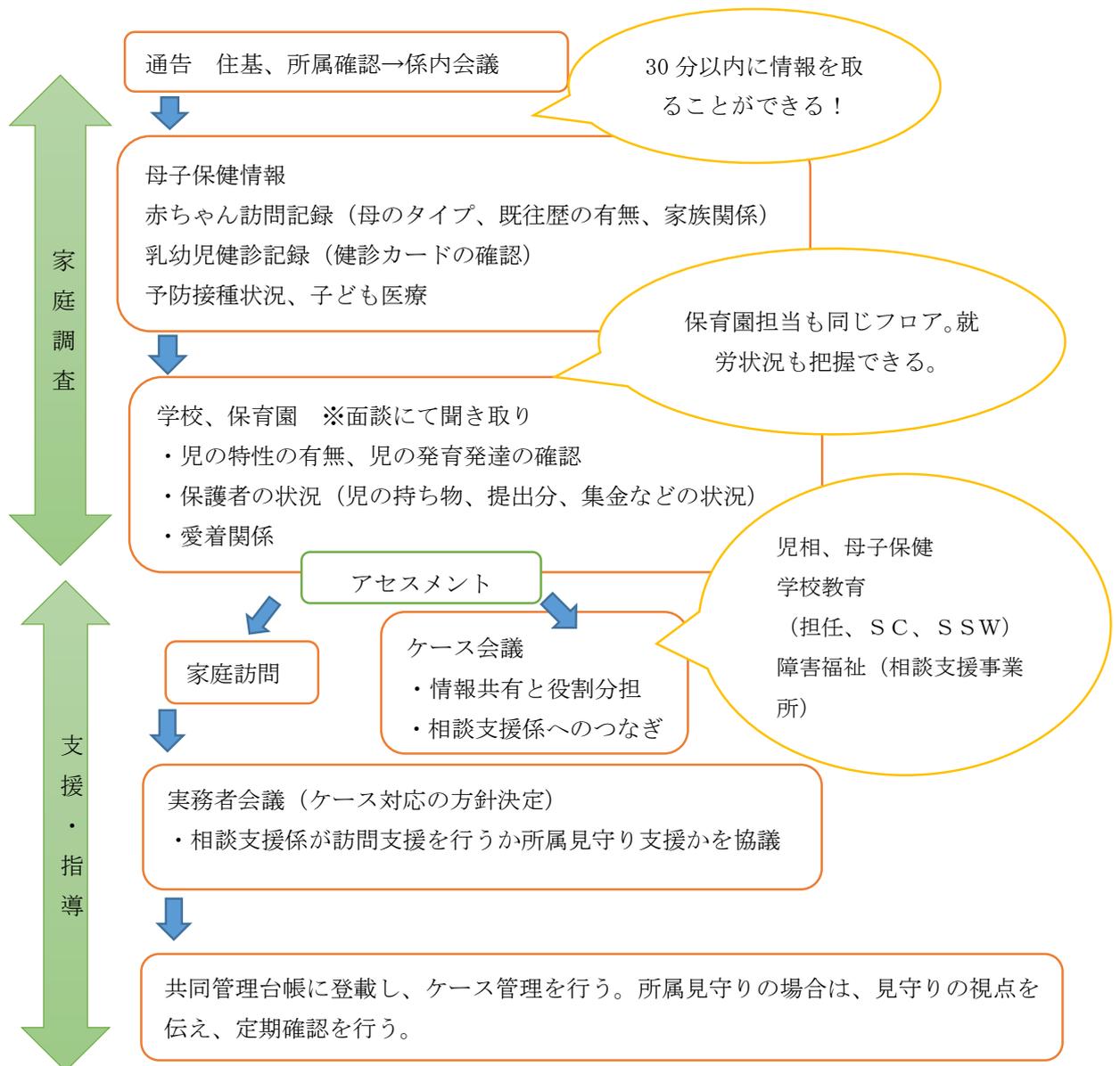
③総合調整

・ケースに応じて、どの機関が主に支援を行うことが最善の方法かをケース会議で協議し、各機関での役割分担を行う。

<例>精神疾患を抱え、シングルで養育しているも、児が不登校傾向のケース

・児の不登校支援は学校が中心に行い、父の精神不安定な訴えについては、支援拠点对応。

④調査、支援及び指導等



⑤他機関との連携

<保育担当課との連携>

- ・保育所の認定変更通知、長期欠席名簿の回覧。

→所属見守りで問題なく終結したケースが、就労証明未提出で認定変更が必要になった場合、相談支援係で保護者面談を行い、保育園継続が行えるように支援を行う。また、長期欠席で理由が不透明な場合は、母子保健情報を確認したり、対応歴がないか等の確認を行う。

<児童手当、児童扶養手当係との連携>

- ・家庭調査のときの情報共有

- ・現況調査時に相談支援係が対応したい人のリストを作成し、声をかけてもらう。また、相談支援係との面談が困難なケースについては、詳しい聞き取りを担当職員より行ってもらう。

※1フロアに児童福祉、生活保護、障害福祉が集っていることで、ケースの状況だけでなく、社会資源の実情の把握も行える。

※母子保健については、フロアは別でも、人事交流があるため、互いの立場や制度理解ができており、連携が取りやすい。

※社会福祉協議会とは、ケースを通じて、生活困窮支援などの助言をもらい、同伴訪問等で対応を行っている。社協より、気になる家庭についての情報提供や拠点への相談につながることもある。

<その他機関との連携について> ※前段の【中津市の顔のみえる切れ目のない連携】参照。

(2) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について

平成29年度に地域医療対策課内（母子保健部門）に新たな建物・組織を立ち上げるのではなく、機能の充実を目的に設置。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

・子育て世代包括支援センターの保健師が、実務者会議、児相連絡会に参加し、情報共有を行っている。重篤なケースは、子育て世代包括支援センター保健師が担当し、それ以外のケースでも直接対応する地区担当保健師への支援、指導は包括支援センター保健師が行う。

・要対協で受理したケースについては、母への対応を母子保健が行うか、要対協保健師が行うかをケース毎に決める。ハイリスクケースは、虐待対応保健師が主で行い、ケースによっては同伴訪問を行ったり、母対応と家族対応との役割分担を行う。

・産科との連携

母子保健では、産科との連絡会が定期的に行われており、ハイリスクの把握や支援必要な情報交換が双方で密に行われている。そこから特定妊婦として要対協に上がってくるケースも多い。

・精神科との連携

精神科医とのケース連絡票のやり取りが行われている。（市内精神科）

市外の精神科で情報連携が困難な場合は、要対協を通じて行い、それも難しい場合は、保健所

や児相の協力のもと行っている。

※精神疾患のある妊婦で、産後のリスクが予測される場合は、精神科と連携し、出産前に、産科を交えてケース会議を行う。

<具体例>

人格障がいの特定妊婦、出産1か月前に精神不安定になる。精神科と情報共有し、児相、産科等とケース会議。出産入院中に、母子保健、要対協保健師で同伴面接。産後の精神科受診を拒否。児相と要対協保健師で家族と面談、協議。家族、産科医の協力で、精神科受診につながる。母対応は母子保健が行い、家族への状況確認や家族支援を要対協保健師が行い、双方の情報を共有し双方の支援につなげた。

・常日頃から、担当部署を行き来し、対面での情報共有を行い、双方の負担にならないよう、役割分担を行っている。

(3) 児童相談所との連携

※児童相談所との連携についての課題と具体的工夫

- ・中津市内に中津児童相談所があり、実務者会議など月2回の定例会議と併せて、緊急に協議が必要な場合も、対面で相談が行える関係にある。
- ・一時保護や措置の解除に際しての「かるがもステイ」(注1)や「家族応援会議」(注2)には市も参加し、家庭引き取り後の訪問にも同伴することで、市のケースとしても対応がスムーズに行える。

<課題>

- ・平成29年度より、面前DVや泣き声通告のケースが市に送致されるようになり、市の専門性も求められるようになってきた。そのための人材確保が必要。
- ・一時保護の児童の家庭で、在宅の兄弟児をどちらが主担当でケース支援を行うか等の課題も生じている。
- ・市が支援していた家庭で、児相へ通告しなくてはならない状況が発生、担当していた市職員と保護者との関係が悪化。一時保護後には、在宅ケースとなり、再度市が支援しなくてはならない場合、関係の再構築が困難な場合がある。
- ・市は他の市民との子育てサービスの公平性も考えなくてはならない。保育所入所調整やショートステイ利用など調整が困難な場合もある。

(注1)かるがもステイ

親子分離がされているケースを対象に、施設から自宅に帰る前に児童家庭支援センターにて支援宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、行動観察を行い、必要な情報の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。

(注2)家庭復帰後の支援のつなぎ②～家族応援会議～

「3つの家」を使った「家族応援会議」を行い、「心配なこと」「うまくいっていること」「これからの希望」の3つの項目について整理して、「外出」「外泊」「家庭引き取り」に向けて保護者も含めた関係機関が一緒になって情報整理と情報共有を行い、今後について話しあっていく。

「3つの家」は、問題の当事者である子どもや家族を中心において、家族側と援助者側が一緒に状況のアセスメントやプランニングを行う手法

※出典：大分県中津児童相談所（家族支援チーム「奏」；かなで）作成（2017）：

家族支援チームが奏でる家族支援の手引き～家族の笑顔をふやす支援のために～。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・中津市では、支援拠点が要対協調整機関を担っている。
- ・要保護児童対策地域協議会設置要綱を作成し、運営している。
- 同様に子ども家庭総合支援拠点設置要綱を現在作成中。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加メンバーは、スーパーバイザー(以下、SV) 2名（幼児教育専門、小児科医）、児童相談所2名(SV:1名) 県警生活安全部少年課1名、学校教育課2名、スクールカウンセラー2名、児童家庭支援センター(以下、児家セン)1名、児童発達支援センター1名、基幹病院小児科付け保健師1名、保険所保健師1名、母子保健主管課1名、社会福祉課長1名、子育て支援課10名で、このメンバーが各主管課の開催する要対協以外の会合において各々中心となり、今度はそこに他のメンバーが必要に応じて参加する。
- ・スーパーバイザーとして、松田順子東九州短期大学教授、井上登生小児科医院長には要保護児童対策地域協議会の代表者会議(年2回)のみならず、実務者会議(毎月1回)と、状況に応じて個別ケース検討会議に参加していただき専門的な視点からケースの支援についてご助言を頂いている。また、虐待事案で関係したことのない機関との橋渡し役になっていただいた。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
同一フロアだが、別部署の子育て世代包括支援センターの保健師と児童福祉の保健師で妊娠期から連携し、一体的な支援を行う。	⇒	組織等の変りがないが、今年度より支援拠点の保健師を1名増員し2名体制となった。2名の保健師は母子保健経験者であり、支援拠点と母子保健の役割を理解し、総合的な視点で、より一層一体的に親子支援を行う。 母に寄り添った支援は母子保健が担う。(母子保健が母子に寄り添うことで、児の健やかな成長、母が母として成長する手助けができる)しかし、時にハイリスクである特定妊婦や既に虐待の

		<p>リスクがある母子に遭遇する機会があるのも母子保健が多い。そこで、母子に寄り添った支援に片寄ってしまうと、時に児の安心安全が脅かされる可能性もある。</p> <p>児童福祉を担う保健師としての役割は、児を中心に考え、ソーシャルワークの視点を持ち児にとって最善の利益を考えることで、児の成長、母の精神面、愛着面など保健師として母子支援に必要な視点を持ち支援していくと共に、ソーシャルワークの視点を持ち、児にとって、時には母子分離の判断をしていくことも必要。</p> <p>母子に寄り添った支援と児の支援、その間を取ってそのケースに取って何が一番良い支援なのかを決める。</p>
--	--	---

② 児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>毎月の児童相談所参加の実務者会議、児相連絡会を開催し、共同管理台帳にて相互の受理ケースの情報共有と役割分担を確認し、家庭支援にあたる。</p> <p>特に家庭復帰する児童は、施設退所前に児童相談所とともに市の児童福祉・母子保健・教育委員会等関係機関で前述の「かるがもスティ」等を通し、情報共有・役割分担を決め、家庭復帰後の支援体制を構築に心懸けている。</p>	⇒	<p>支援拠点開設前と取組みは同様だが、平成 29 年度より大分県内は泣き声通告、面前DVは児童相談所より市町村にケース送致される等、児童相談所と市町村の役割が明確化している。</p> <p>その中で虐待に繋がる可能性のある家庭については、再度児童相談所と共に支援体制を構築するようにしています。</p>

③ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

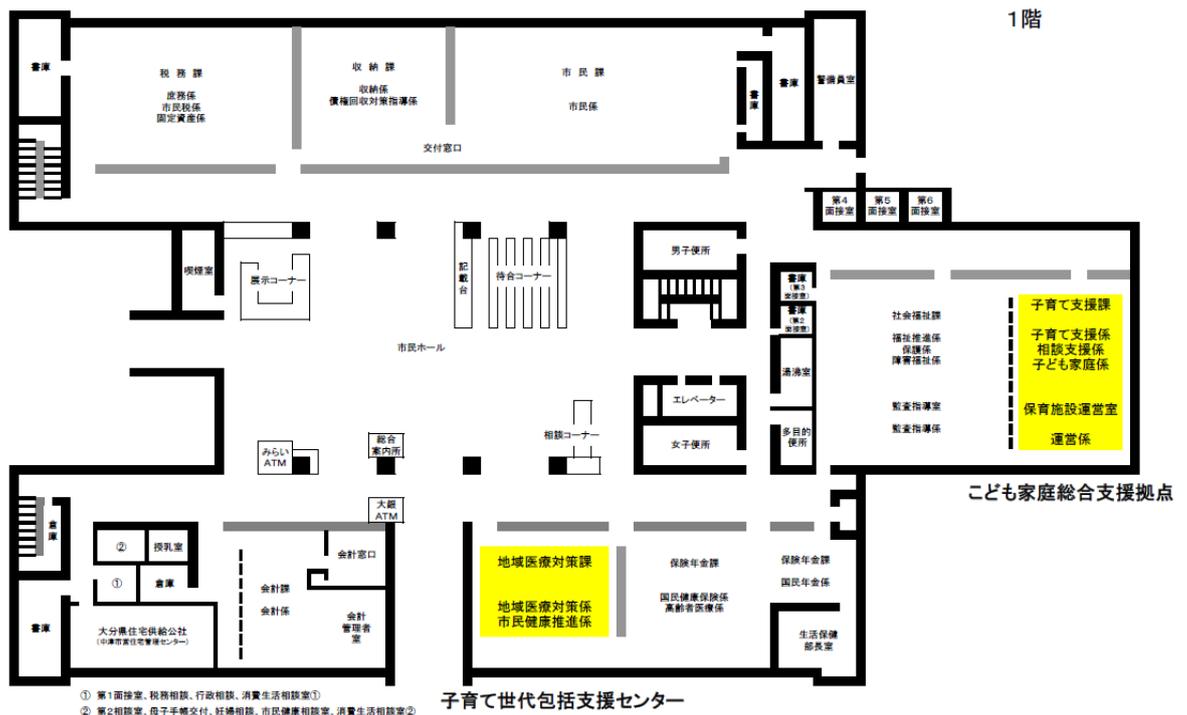
開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>中津市では地域による社会的資源と支援体制が充実しており、要保護児童対策地域協議会事務局である当課が連絡・調整し切れ目のない連携を行いした。また、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制を構築し、支援拠点の機能を備えていた。</p>	⇒	<p>支援拠点が要保護児童対策地域協議会調整機関を担い、より強固な支援体制を目指します。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会 代表者会議にて支援拠点の報告を行い、情報の周知を行い、一層の連携に努めます。</p>

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
<p>子ども家庭支援員等の名称はないものの、母子父子自立支援員、利用者支援員と家庭児童相談員と共に、保健師が、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制を構築した。</p>	⇒	<p>子ども家庭支援員：3名（内非常勤2名） （内常勤の保健師1名） 心理担当支援員：名（内非常勤名） 虐待対応専門員：1名（内常勤の保健師1名） その他事務職員等：5名（内非常勤3名） 母子父子自立支援員、家庭児童相談員、利用者支援員等を配置に加え、保健師を1名増員し2名体制にて、相談支援体制の強化を図りました。</p>

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

・位置図 中津市役所 本庁庁舎 1階フロア



・写真



・事務室（こども家庭総合支援拠点）



相談室（こども家庭総合支援拠点）



事務室及び相談交流スペース（子育て世代包括支援センター）



事務室及び相談交流スペース（子育て世代包括支援センター）



相談室（子育て世代包括支援センター）



授乳室兼親子休養室



親子交流スペース（別館いきいきプレイルーム）
 ※親子交流スペースは近隣の商業施設内を使用し
 親子で集えるスペースです。



4. 拠点設置の効果及びメリット

支援拠点として全ての子どもに関する相談を受付支援するなかで、要対協にあがっていくケースがあります。相談受付をし、当初は、要対協に上げるケースではないと判断し、担当機関に支援依頼したケースでも、数か月後に、他機関より心配な情報があり、過去の情報と新しく入ってきた情報を合わせると、要支援要保護家庭として支援が必要と判断することがあります。

これは、子どもに関する情報が多機関より集まり、それを調査整理し、明確化することでできることです。以前は、要対協に受理するかどうかの主になっていましたが、支援拠点の業務の主軸となる相談業務を可視化したことで、要対協との役割分担（違い）を明確にすることができたと考えます。

支援拠点が支援の全てを担う必要はなく、関係機関との連携により、そのケースにとって一番良い支援方法を導きだすことが支援拠点の役割だと考えます。市には住基情報があり、子育て事業や保育園の担当課があり、福祉担当課があり、教育委員会があり、市民病院や医師会などの医療にも通じています。支援拠点を市町村が担うことで、それら関係機関との情報連携や支援の役割分担もスムーズに行える現状にあります。

IV 分析・考察（成果）

第1 課題・取組

今回の研究においては、これまでの29年度研究調査、及び30年度研究調査を踏まえて、都道府県と市区町村との支援拠点設置に向けてのそれぞれの取組（連携）にフォーカスしてアンケート及びヒアリング（対面及び電話）を進めてきた。以下分析考察を行う。

ちなみに、平成30年度研究報告書においては、支援拠点設置に向けての課題として、①支援拠点に関する担当部署及び自治体全体の理解不足、②母子保健部門その他関係機関との役割分担・連携への悩みが出されていた。こうした課題は今年度においても全国で同じような自治体からの悩みとして継続的に挙げられている。

そのため、29年度調査に加え、30年度調査、そして今年度の調査により、相当数の課題に対する取組事例を収集し、こうして提示する意義は非常に大きいものとする。

30年度報告書に示したように、こうした自治体の悩みや課題へに対して、①支援拠点の重要性を自治体組織全体で共有し、人員配置・運用（採用・異動・資格取得促進等）を行う自治体の取組事例を追加すること、②包括支援センター（妊娠期からの保健・医療・地域資源との繋がり）と支援拠点（要対協を活用した地域資源の連携の強み）を一体化するような体制作り・運用を行う必要があるとして、要綱の整備や、指揮命令等の統一化、包括支援センターと支援拠点との情報の相互閲覧等の情報連携・定例連絡会議・家庭訪問同行・人事交流等の工夫例を提示することができたものとする。

本報告書は、こうした29年度研究調査、30年度研究調査に加えて、支援拠点及び都道府県に対する全国アンケート及びヒアリングを重ねたことにより、現状の取組と今後に向けての道筋が相当程度明らかにされたものとする。

特にこれまでになかった都道府県に対して市区町村との関係において取組と課題を浮き彫りにすることができた。

1. 都道府県の課題・取組について

(1) 都道府県の課題

都道府県による市区町村の支援拠点設置支援については、平成28年児童福祉法等改正後、29年調査、30年調査と続けてきたが、令和元年度調査においても、都道府県が主体的にその役割を果たす意識が薄い自治体が未だに多い状況である。

今回支援拠点を設置している市区町村が存在する都道府県43自治体にアンケートを送り、結果として30都道府県から取組について回答を得た。この回答分析についてこれから言及していく。

なお、回答がなかった都道府県については、回答がないことが一定の回答を物語っているといえる。それは追加の電話等でヒアリングを行う中で明らかとなる。

その回答の主なものは、①支援拠点は市区町村の仕事であるからとの回答、②担当者個人任せであり、当該担当者が支援拠点に関して十分な知識を有しておらず、どのような設置促進支援を行うべきなのか逡巡しているとの回答（従前からの要保護児童対策地域協議会と子ども家庭総合支援拠点の関係の理解が十分でないこと、機能設置であることの理解が十分でないこと、補助金要件を有しない限りは拠点とは宣言できないと理解していることなど市町村に誤った指示回答を行っている例も見受けられた。）等が挙げられる。

付記事項としては、個別の県の事情であるが、和歌山県においては新型コロナ対策の対応が生じ予定原稿が報告書作成に間に合わなかった。県の取組としては支援拠点アドバイザーを呼んでの県の説明会と設置自治体の報告を行っている。

また三重県においては、和歌山県同様、市町村向けの県による支援拠点アドバイザー講師を呼んでの研修も行っているが 2019 年 4 月時点で県下に支援拠点設置市区町村がないということで今回掲載は見送ったことを付記しておく。

(2) 都道府県の責務の再確認の必要性

平成 30 年 7 月 6 日付け子発 706 号第 1 厚生労働省子ども家庭局通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」において、都道府県は、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画を策定することが求められている。

そして、その項目には、「市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組」として「市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について」が挙げられている。

この観点からすれば、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進は、都道府県の責務ともなっている。

本報告書では、都道府県の取組についてまとめているので詳細は個々の都道府県の頁を参照してもらうこととして、ここでは、全体の総括としての分析・考察を行う。

(3) 都道府県における課題

都道府県が支援拠点設置の支援を行う場合にいくつかの課題が挙げられる。

アンケート及びヒアリングから浮かび上がってきた課題分析をし、提言に結び付ける。

ア 市区町村への支援拠点の制度説明手法の課題

市町村等へのヒアリングによると、国の通知をそのまま市区町村に配布しているとの回答がある。市町村側からは通知が来たのみで、制度設計等の詳細がわからないとの不満が挙げられる。

それゆえ、都道府県が市町村へ支援拠点制度の説明会等を十分行っていない都道府県下では、支援拠点は特別に市町村の意識が高い場合を除き進んでいない（都は当初から設置済みとの認識のため除く）。また、市町村側からヒアリングをしてみると、都道府県からの十分な説明もなく、自治体として支援拠点宣言はしたがこれで良いのかわからず、曖昧なまま担当者レベルでの対応となっているとのコメントが寄せられた（自らの異動により継続的な支援拠点継続は難しい

との吐露)。組織として支援拠点を理解している者が複数いないので、担当者が変われば支援拠点がどういったものだったのか曖昧になるのではないかと思うと述べる担当者もいた)。

それゆえ、都道府県に対しては、支援拠点の意義や制度設計について説明を求める声が挙げられている。

さらに、説明会等のやり方について、県担当者が説明するだけでは十分でなく、支援拠点を十分理解しているアドバイザーや実際に設置した自治体の発表や地域ごとの意見交換やワーキング等が必要であるとの声が挙げられる。

そもそも、子ども家庭総合支援拠点制度は、①制度設計の側面と②相談・ソーシャルワーク機能の向上という2つの側面が求められる点で、①制度設計を行う部署の職員(企画・人事・財政等)の理解と子どもセクションの管理職の理解と取組が不可欠となる。それとともに②現場の相談担当の力量・能力の向上が求められる。その意味で、どちらかの担当職員のみでは設置促進が進まないところに難しさがある。その点を踏まえた市区町村への説明の工夫が必要となる。

イ 支援拠点の説明テキスト等の課題

支援拠点については国が要綱を示しており、その要綱に沿いつつも、その内容を具体化したテキスト資料が必要となる。この点については、すでに30年度厚労省子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて：スタートアップマニュアル」を策定しており、このマニュアルが標準テキストとして有効であるとの声が相当数挙げられてる一方、都道府県がこのスタートアップマニュアルの周知を行っていない自治体においては、市町村側が支援拠点の設置の意義を十分なし得ておらず、単に補助金申請の事務作業や支援拠点という形式のみ整えることに関心が行ってしまっているようである。

(4) 小規模自治体へのアプローチの課題(専門職等人員配置の課題含む)

小規模自治体においては、支援拠点の人員配置基準を満たすことは難しいとの声が挙げられる。①地域の少子化等から、高齢者への対応を重視せざるを得ず、子どもにお金を投資することがそもそも難しいこと、②児童虐待件数が少なく、児童虐待担当等の子ども対応を専任でおく必要性がないこと、③上記とも関連して財源確保が難しく補助メニューの拡大・弾力化等が挙げられる。

第2 展望－支援拠点設置促進に向けて

1. 都道府県による市町村向け説明会等の工夫

(1) 説明会等の形式について

都道府県が市区町村向けに支援拠点がどのような制度でどのように設置促進していけばよいのかについて説明会の機会を設けることが有用である。

この手法については、いくつかの手法に段階的に整理することができる。

ア 説明会等の段階的工夫

- (ア) 県主体の市町村担当者会議等において都道府県担当者が説明する手法
(岩手県・山形・秋田・茨城、香川、愛媛、長崎)、(児童相談所ごと(茨城))
- (イ) 支援拠点について外部講師を招いて概要説明・理解促進のための研修
(茨城県、岐阜、※広島地域ごと、高知、)
- (ウ) 上記イに加え、先行する支援拠点設置自治体の発表を行う
(宮城、茨城、千葉、石川、大阪、奈良県、島根、岡山、宮崎、沖縄)
、ワーク(奈良、広島)
- (エ) 更に個別の地域割りや規模に応じたグループワーキング方式など(全体とは別)
(静岡方式…第一段階の全体研修に加え、第二段階としての地域ブロックごとの研修・ワーキング、そして第三段階としてさらに児童相談所の管轄地域ごとの地区研修により児童相談所職員と市町村職員とが一緒に行うワーク等に基づく研修(児相職員も支援拠点を理解)、さらに個別に市町に出向いて行う説明等のアウトリーチ研修を組み合わせる)、

上記の段階的な説明会等の工夫においては、未だ国が行う説明資料を市区町村に配布する程度にとどまっている都道府県もあるようであるが、アンケート回答自治体においては、ア～エのような工夫があり、特に外部のアドバイザー制度を利用することの有効性や先行する支援設置自治体の事例発表等が有効であるとの言及が多い。基本的にはアの段階から初めて、ウ、エの段階を目指して繰り返し、個別の要求に応じていくことが有効であるようである。

イ その他の手法工夫(組み合わせ)

上記に加えて、市町村からの問い合わせ・相談を個別に受けていること、問い合わせが多い事項について集中的に説明を行うようにしている、事前事後のアンケート調査を詳細に行っているなどの手法の工夫が有効であるとされる。

関連して、都道府県と市町村との意見交換会が有効であるとの回答が複数なされている(山梨、静岡、愛媛、高知、長崎(訪問・テレビ会議を用いていること)、沖縄など)。

県やアドバイザーと市町村との間で議論をする（キャッチボール）の中で、市町村自身の強みと弱みを発見・現状分析を行い、必要な体制づくりについて議論できるようになるのが有効である（鳥取）。

- ・ 現相談体制と結び付けながら強み弱み主体的に考えていく研修（静岡）
- ・ 意見交換有効（島根）

(2) 頻度

上記に関連して、説明会等の頻度が問題となる。

この点、市町村側のコメントを拾うと、当然のことながら、一度しか行っていない都道府県よりも、毎年さらに年に何度か、繰り返し説明会等を行っている都道府県の方が市区町村側の理解度が高まったとの感想が寄せられている。

なお、頻度と関連して、熊本県では令和2年度を重点期間と設定して働きかけ促進を図っていくとのことである。

- ア 一度（今年度に至るまで）
- イ 毎年
- ウ 年に何度か、さらに地域ごとなど

(3) 参加職員の問題

上記の課題で分析されたように、市区町村子ども家庭総合支援拠点制度は、制度設計の側面と相談・ソーシャルワーク機能の向上という2つの側面が求められる点で、①制度設計を行う部署の職員（企画・人事・財政等）の理解及び子どもセクションの管理職の理解と取組が不可欠となる。それとともに②現場の相談担当の力量・能力の向上が求められる点で、どちらかの担当職員のみでは設置促進が進まないところに難しさがある。という点に関し、説明会等を行う場合にも、以下のように、ア～エの取組が重要になってくる。

なお、ア～エの視点に加え、そもそも自治体の制度設計の問題であるとして、市町村長対象のトップセミナーや沖縄振興拡大会議という形での市町村長向けに直接市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進を働き掛けることを行い有効であったとする取り組みも参考になろう（奈良県、熊本県、沖縄県等）

- ア 児童福祉分野の職員のみ
- イ 児童福祉分野と母子保健担当と合同
(茨城、静岡、奈良、高知では非常に有効だったとコメント)
- ウ 人事・企画担当者同席
- エ 組織作りできる幹部級職員（広島、静岡、）

(4) アドバイザー制度の利用・活用

上記と関連するが、県主催の説明会等に組み合わせて、個別対応として、個別市町へのアドバイザー派遣制度を利用することが有用であるようである（大阪、宮崎、福島、茨城、岡山など）。有効性を実感し、積極的活用したいと言及している自治体がある。

2. 都道府県による市町村向け説明テキスト等の工夫＝スタートアップマニュアルの活用

説明会等を開いて市区町村に支援拠点設置促進を行う場合に、どのような資料を用いて説明しているのかについては、スタートアップマニュアルを活用し、それが非常に有効であるとの回答が多くなされている（山梨、長野、滋賀、静岡、兵庫、茨城、奈良県、長崎等）。

なお、スタートアップマニュアルに関しては、研究代表である鈴木秀洋及び井上登生を中心に厚労省子ども家庭総合支援拠点設置アドバイザーとして登録している者で、今後の設置促進のための会議を何度か行っており、スタートアップマニュアルの追補版を鈴木秀洋研究室HPにおいてアップする予定である。

さらなるスタートアップマニュアル活用のための工夫としては、以下のグレードアップを行っているので参照されたい。

(1) スタートアップマニュアル要約版・追補版

現在全市区町村に配布しているスタートアップマニュアルは、大きく7つの項目で解説しているが、下線部分の追記を行う予定である。参照されたい。鈴木秀洋研究室HP

(<http://suzukihidehiro.com/>)

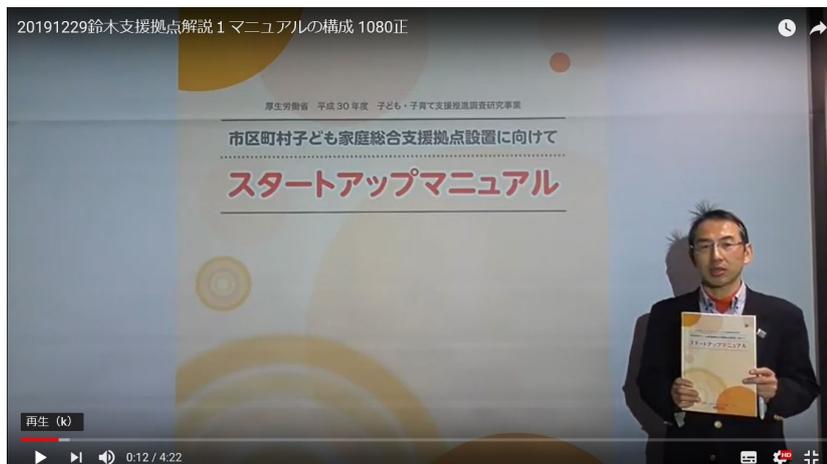
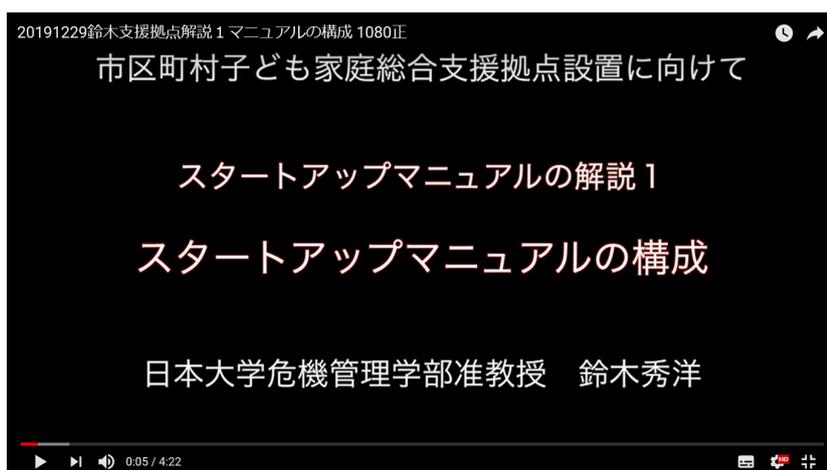
※ スタートアップマニュアル追補（項目要約）

- 1 根拠・要件
 - 1-2 設置にあたっての自治体アセスメント
 - 1-3 支援拠点運営指針
- 2 包括との連携
 - 2-2 教育との連携
- 3 要対協の活用
 - 3-2 要対協ガイドライン具体追記
- 4 児相との関係
- 5 その他（家児相との関係、地域資源との関係）
- 6 人員配置の工夫
- 7 施設等の標準基準

今回のアンケート及びヒアリングを通じ、支援拠点について、後述するが、①そもそも自治体の現状分析がなされていないと支援拠点設置に向けてどうしたらわからないということが生じており、まずは、「自治体アセスメント」を行うことが必要であること、②野田市の虐待死事件の報告書も踏まえ、学校・教育委員会との連携の提示が求められること、③要対協については会議の開催ルールが定型で強調されるが、平成28年改正を踏まえた場合に、支援拠点を司令塔と位置付けそのためのネットワークにおける連携はより実質的・具体的な在り方が問われており、その意味での追記が必要（後述）となるとの意見を踏まえている。④上記と関連するが、支援拠点運用指針を掲げることの有効性についても提言があった。

(2) スタートアップマニュアル動画配信

鈴木秀洋研究室HP (<http://suzukihidehiro.com/>) にて一部配信中であり、スタートアップマニュアルの解説をしており、子ども家庭総合支援拠点について、各自治体担当者が個人でもチームでも学べるコンテンツを策定し発信している。今後さらなる充実を図り、支援拠点の理解を深めることができよう。



3. アドバイザー育成

スタートアップマニュアルを説明でき、さらに市区町村の実情を知り制度設計をアドバイスできる人材としてのアドバイザーの育成については、制度設計として国が制度設計として財政的支援や全国的な研修体制としてさらなる推進体制支援が必要になってこよう。アドバイザーを増やしていく仕組みづくりが必要となろう。

4. 都道府県による経済的支援

これについては、独自のアドバイザー制度（要綱・補助金等）を創設している都道府県がある（福島、大阪、岡山、高知県（見守り体制推進交付金）など）

5. 小規模自治体へのアプローチ

小規模自治体については、多くの都道府県から悩みが寄せられる。また小規模自治体自身からの制度設計に関する問題提起も多い。前述したように、①地域の少子化等から、高齢者への対応を重視せざるを得ず、子どもにお金を投資することがそもそも難しいこと、②児童虐待件数が少なく、児童虐待担当等の子ども対応を専任でおく必要性がないこと、③上記とも関連して財源確保が難しいなどである。

これらに対しては、国及び都道府県が特別の対策・対応を講じていく必要がある。現状の法制度設計（要綱）を前提にしたうえでの工夫とすれば、上述した「3 都道府県による経済的支援」の工夫、また、後述の「5 その他県の参考になる取組例」が参考になろう。特に、人材育成に関して県がバックアップすることが有効であろう。

さらにアドバイザー同士の会議における意見交換の機会を設けたのであるが、そこで出た意見として、県内一律に小規模自治体への設置促進を形式的に進めるのではなくて、小規模自治体の現状に合わせて個別のメニューでの働きかけが必要であろうとの提言がなされた。例えば県内の大規模自治体・中規模自治体設置の後に、それらの力も借りて設置するなどである（時期や支援度合いのグラデーション）。またアドバイザーの井上先生が小規模自治体を回った時の、医療圏域等既存の地域のまとまりを生かしつついくつかの自治体で支援拠点を作っていく試みを推奨している（後述アドバイザーからのコメント参照）が、こうした協議を行っていくことも有用であろう。

6. その他県の参考になる取組例

(1)市町村支援担当職員の配置と実行化

県（本庁）の市町村支援担当職員・児相の支援拠点担当職員による市町村訪問による要対協・支援拠点支援（鳥取）。県の市町村支援の地域養育支援担当配置（長野）など

(2) 県内の設置自治体事例集等の情報共有

県内の設置事例集作成（長野）、県内のアンケート結果を市町に配布して情報共有を図る（兵庫）。

(3) 任用前研修の受講促進

市町村の人員配置基準の満たす工夫として任用前研修を積極的に受講してもらう（福島）

(4) 社会的養育推進計画に目標として明記

計画にきちんと位置付けることにより促進が進む（愛媛）

7. 支援拠点設置市区町村の分析・展望

個々の支援拠点に関する設置及び取組状況については、Ⅲにおいて詳細な事例集としてまとめているので、自治体の規模に応じて参照してほしい。

今後設置に取り組む自治体の参考なるメリット等として特徴的なものを挙げておく。

(1) 自治体の組織アセスメントの視点

この点、支援拠点未設置自治体にヒアリングを行うと、消極的な意見として、拠点は機能設置であるためどのように組織を変えるべきなのか明確でないからできないという意見などがある。

しかし、設置自治体においては、逆に現状どのような組織構成・所掌となっており、現状はどのような相談等に対してはどの機関がどこまで対応しているのか、隙間はないのか、今後はどうしたらよいかなど、既存の自治体の組織・所掌を再度アセスし見直すきっかけとなったという意見が多くあげられる。例えば、保健部署と福祉と教育の関係等含めて。また家庭児童相談室の位置づけを含めて、今後の自分たちのチームの現状の弱点を知り、強化策ロードマップを描く契機にしているとのことである。組織作りには、異動はつきものであり、それも見据えた組織づくりの契機となっていると評価できる。

(2) 宣言による好循環の効果の視点

支援拠点を設置・明確化し、宣言することで、業務内容が庁内に周知され、関係課から情報収集がしやすくなり、情報が集まりやすくなったことがあげられる。

また、住民に向けて周知をすることで、地域に認知度が高まり、相談件数が増加することとなった。このことは住民側からはより相談しやすくなったということもあげられ、虐待予防効果が上がっていると考えられるとの分析ができる。

相談件数の増加は、短期的には現状の体制に負荷をかけることになるが、そのエビデンスにより、体制のさらなる整備が議論（課題が可視化）されて、体制が徐々に強化されていくことにつながり、長期的に良い循環が生まれるとの声があげられている。

(3) 個別具体業務における対応の向上の視点

ア 母子保健部門と児童福祉部門との一体化

支援拠点の要綱が強調しているように、母子保健部門と児童福祉部門との一体化・連動が議論され、その方向性が模索される中で、一体化を目指し、早期から切れ目ない支援ができるようになったとのメリットがあげられる。

イ 要保護児童対策地域協議会の活用の視点（※）

支援拠点設置前は、要対協が相談部門と乖離し、会議等の運営や研修に偏っていたが、支援拠点設置により、支援拠点が司令塔となり要対協を活用していくとの視点となり、相談受付から支援までが一体的にできるようになったとのメリットがあげられる。

平成 28 年改正の支援拠点設置の趣旨に合致した対応といえる。

この点は厚労省平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて - スタートアップマニュアル」（鈴木秀洋研究代表）8 頁において強調してきたことである。

（※）現行「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」が定められているが、

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要対協の充実・強化」が求められ、「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する」と定められている。

要対協の充実・強化は、支援拠点の設置・運営と一体のものである。そして、本報告書の中でも、多くの自治体が、模索しつつも要対協の充実・活用を目指している。

それゆえ、本報告書では、自治体からのアンケート調査及びヒアリング調査結果を踏まえ、上記ガイドラインについて、「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のためのガイドライン（鈴木試案）」として、後述添付して提示することとする。

(4) 支援拠点の姿が要綱やマニュアルで示されることによる組織力の向上

①支援拠点について、自治体の要綱等で明記することで、位置づけが法的にかつ継続的に図られることになったこと。②国の要綱で各種専門職が必要だと明記されたことで、自治体内でも専門職が必要であるとの意識づけが図られるようになったこと、③他機関との連携を行ううえで、具体的に情報共有のシステム化・あり方が議論され、現状拡充につながっているなどの声があげられた。支援拠点は到達点ではなく、子供や保護者を守るという目的のための制度設計であることからすると好ましい歩みといえる。

8. 総括

以上本報告書においては、まずは支援拠点設置に向けての都道府県との連動の視点から都道府県の取組と市町村の設置についての事例集をあげ、その次に都道府県との連動にかかわらず市区町村として設置に向けて取り組んできた支援拠点等の事例集も組むこととした。

分析結果としては、都道府県が積極的に説明会、質問会を行っているところでは確実に設置準備が進んでいる。それは設置自治体の数の増加という形で表れている。なお、数という形では直接表れてはいないが、今後のロードマップが描けるようになったということが、市区町村からのヒアリングを行う中で、そうした多くのコメントを拾うことができた。

その意味では、都道府県は自らの責務として総合支援拠点の整備支援を行っていくことが求められている。

また、都道府県との連動にかかわらず、市区町村として平成 28 年改正に伴い支援拠点設置を宣言している自治体も紹介した。この報告書は先進的な取り組みのみでなく、以前からの取組が支援拠点と評価できるのであり、あえて現状変更はないという市区町村もあり、あえてそのような市区町村も掲載することとした。こうした自治体の中には、従前から支援拠点が求める最低限の機能以上の取組をして自治体もあれば、情報が少ない中で模索しながら現状の機能を評価した自治体もある。より多くの支援拠点の姿を参照し、自らの自治体の参考とすることができよう。

最後に、重要な点を述べておきたい。支援拠点は目的ではない、数合わせであってはならない。もう一度法改正の制度趣旨にさかのぼり、全面改訂されたガイドライン、要綱、スタートアップマニュアルに目を通してほしい。その意味で本報告書に記載があるが、兼務体制、最低限体制では児童虐待支援ができないとの意見（岡山）、設置後を含めた意見交換が必要であるとの意見（石川）、設置後に円滑な運営や人材育成につき引き続き個別支援が必要となってくるとの意見（鳥取）を常に頭に置いた制度設計が求められる。また、児童相談所を設置する自治体も生じてこよう。しかしその場合でも児童相談所を設置したことが支援拠点を設置したことにはならないことは重ねて述べておきたい。支援拠点には地域の子どもと保護者をポピュレーションアプローチで支え続けていく機能が求められていて、児童相談所の機能と包含関係にあるものではない。

子どもの視点から今の相談体制・ソーシャルワーク体制をより向上させていくことが求められている。その意味で地域の司令塔としてのマネジメントが求められている。

V アドバイザーからのコメント

医療法人 井上小児科医院理事長 井上登生

2019年度は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告書」、「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査報告書」、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置スタートアップマニュアル」を用いて、各自治体で行われている市区町村子ども家庭総合支援拠点（以後、支援拠点）の設置促進に向けたアドバイザーとして活動を行なった。活動の主な内容は、各自治体の中津市視察の受け入れや私自身が自治体訪問をした際に、講義形式で支援拠点の設置促進に向けた考え方や実際の取組事例の紹介をし、ついで各自治体の現時点までの取組のあり方を確認した上で、各自治体の強みを活かして、さらに進むべく方向について質疑応答形式で検討を行なった。加えて、各自治体からの個別の相談にも対応してきたので、これらの経験から得たものを報告する。

1. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進の考え方での気づき

・ 支援拠点の設置の根拠として、平成28年児童福祉法等改正により、法律に支援「拠点」が明記（第10条の2）されていることは知っている。平成28年児童福祉法等改正法（以後、平成28年改正法）そのものが、昭和22年の発行以来、理念そのものから改正された、いわば抜本改正であることの意義、ならびに第1～3条までの確認・認知が研修参加者においてもできていないことがわかった。会場ごとの人数や講義受講者の経験年数による集団の違いはあるが、それでも多いところで半数、少ないところでは2割程度しか、挙手による確認であったが、平成28年改正法につき理念から読み解いている人はいなかった。

対策：改めて、子どもの権利条約制定、我が国の批准後から平成28年改正法が成立するまでの経緯、平成28年改正法以後の改正の動向を丁寧に説明する。

研修後のアンケートで、「気づきの多い研修であった」、「改めてスタートアップマニュアルを読み返してみようと思った」、「この様な視点を自治体内部で共有したい、すべきであると思った」、「この様なことがわかると、自治体の担当職員としてやるべきこと、やらなければならないこととしての自覚が倍増した」等、多くの前向きな意見をいただいた。

鈴木も述べているが、ビデオにより繰り返して見ることができる様な資料の提供が必要である。

2. 都道府県による各市町村における子育て世代包括支援センターと支援拠点の設置状況の確認と市町村からの設置促進に向けた意見

・ 正式に県としての取組に関わったのは、熊本県（令和元年11月6日）、佐賀県（令和2年2月5日）である。その際、県の担当を通して事前に、①スタートアップマニュアルを読んで来ること、②各市町村の人口、児童人口、出生数、子育て世代包括支援センター（以後、支援センター）の有無と設置予定年月日、支援拠点の有無と設置予定年月日、加えて各市町村における母子保健主

管課、子ども・子育て主管課、児童虐待防止主管課、障害福祉主管課、学校教育主管課の設置状況が単独であるか、合同であるか、今後合同になる場合はその予定について、確認した。

・ 研修当日は、これらの資料を県の許可を得た上で、集まってくれた多くの市町村の担当皆で共有し、周辺市町村や県内各エリアの動向を確認した。

成果：「同じ県内でもエリアが離れているとどの様になっているか知らないことがあったが、現時点での県内の動向を知ることができて参考になった」などの意見があり、各自治体間の顔の見える交流と県の担当者との交流などが、同じ課題に取り組んでいる仲間として共有された。（その後の個人メールでの意見）

対策：熊本県は14市28町8村（計45）、佐賀県は10市10町（計20）であるが、両方とも小規模A型、特に出生数が30人以下の自治体もある中で、「現時点で国から示されている支援センターや支援拠点の話聞いても、職員ひとりで子どもから高齢者の事業を担当しているところなど、何をどうして良いかイメージがわからない」、「最初の頃、研修を受けたが、自分の自治体で使える話はなかったので、その後研修には参加していなかった。今回、自分と同じ様な気持ちのいる人たちと率直に話せてよかった」等の意見が多くあった。

鈴木も多くの自治体研修を繰り返す中で、この様な実態を早くより把握しており、今後の対策を検討しているところだが、これらの問題に障害児対策等ですでに前例のある広域での対応などが、社会的養育・養護対策では前例がないことを指摘している。今後、これらの認識があり、積極的に取り組みたいと考えている都道府県をピックアップして先駆的取組のモデル県の認定を国が行い、それに向けた支援に取り組むべきと考える。

対策：熊本県と佐賀県は当日使用したこれらの資料をこの意見書で使用することを許可してくれている。いくつかの都道府県で、この様なモデル事業を地域の強みを活かしながら、前向きに取り組んでいる例として掲げ、来年度の取組の一つとしてほしい。

子ども家庭総合支援拠点 マニュアル改訂検討会議 (2020.02.25)

資料

井上登生（大分県中津市）

1

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局
子ども家庭福祉課 子ども福祉班主催
熊本県市町村要対協調整担当者研修修了者のフォローアップ研修

熊本県全市町村の支援拠点 設置に向けた取り組みに向けて

日時：令和元年11月6日（水）13:30～16:30
場所：熊本市中心公民館（火の君文化センター内）

演者：医療法人井上小児科医院 井上登生
厚生労働省社会保障審議会
児童部会社会的養育専門委員会
専門委員
日本子ども虐待医学会副理事長

2

佐賀県健康福祉部 男女参画・こども局
こども家庭課 児童福祉班主催
市区町村子ども家庭総合支援拠点に関する研修会

佐賀県全市町の支援拠点 設置に向けた取り組みに向けて

日時：令和2年2月5日（水）13:00～16:00
場所：ホテルマリタール創世 4階アテナ

演者：医療法人井上小児科医院 井上登生
（大分県中津市）
厚生労働省社会保障審議会
児童部会社会的養育専門委員会
専門委員
日本子ども虐待医学会副理事長

3

2019年度 西日本こども研修センターあかし
市区町村子ども家庭相談支援指導者研修

テーマ：地域包括的・継続的支援を可能にする地域づくり
～子ども家庭総合支援拠点・中核市等における児童相談所の可能性～

【講義1】 市区町村が担う包括的な支援 1 <在宅支援>

日時：令和2年2月18日（火）12:45～14:45
場所：ウイズあかし 7階会議室

演者：医療法人井上小児科医院 井上登生
（大分県中津市）
厚生労働省社会保障審議会
児童部会社会的養育専門委員会
専門委員
日本子ども虐待医学会副理事長

4

本日の研修課題

- (1) 子ども家庭総合支援拠点設置の背景と経緯
- (2) 市区町村における支援について
 - ① 子育て世代包括支援センター（以後、支援センター）
母子保健から始まる切れ目のない・顔の見える支援について
 - ② 子ども家庭相談の流れと
要支援・要保護の支援段階について
 - ③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点（以後、支援拠点）
 - ④ 子育てセンター、支援拠点、利用者支援事業の位置関係
- (3) 官民一体の支援体制作りのポイント（大分県中津市での実践から）

5

市区町村子ども家庭総合支援拠点の 設置促進に向けた支援

参考資料

研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

1. 厚生労働省 平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援
手法に関する調査研究報告書（平成30年3月）
https://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/rm_180424_2.pdf
- ② 厚生労働省 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて スタートアップマニュアル
3. 厚生労働省 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取り組みに関する調査研究報告書

6

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援

参考資料

医療法人井上小児科医院 井上登生

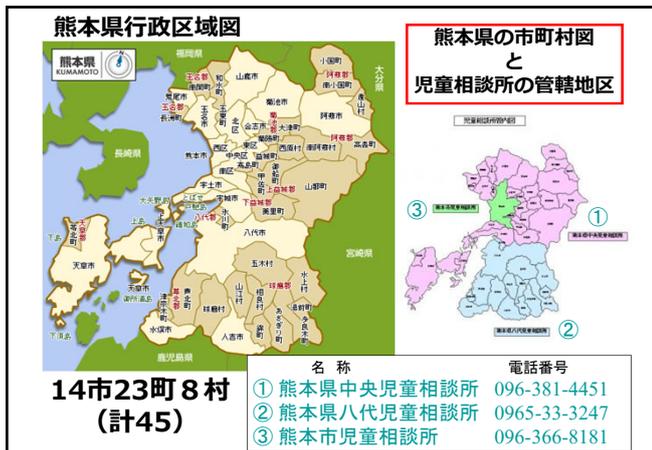
1. 厚生労働省 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）：平成29年3月31日：座長代理
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-KoyoukintoujidoKateikyoku/0000161704.pdf>
2. 井上登生. 児童福祉法改正と児童虐待発生予防. 教育と医学:2017:65:388-397.
3. 井上登生. 他. 小規模市町村における子ども虐待予防活動：大分県中津市における取り組み. I: 母子保健・医療編, II: 児童福祉 子育て支援課・児童家庭支援センター編. 子ども虐待医学: 2017: 1: 21-31. 注: 鈴木文献3に参考資料として掲載あり.
4. 井上登生: 市区町村の支援業務のあり方について. 厚生労働省: 第3回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ: 資料3構成員提出資料. Pp.7~13, 2016
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-KoyoukintoujidoKateikyoku-Soumuka/img-X21211238.pdf>
5. 井上登生. ゼロ歳児からの子ども虐待予防. 小児科臨床: 69: 2755~2759, 2016
6. 井上登生. 児童虐待防止に向けて. 自治体現場に足りなかったもの. 鈴木秀洋編: 子を、親を、児童虐待から救う; 先達32人 現場の知恵. 公職研, 2019
7. 井上登生. 虐待を防止する地域づくりと医療の役割 (子ども家庭総合支援拠点・要対協・母子保健含む). 小児科臨床: 72: 投稿中, 2019

行政の区割りについて

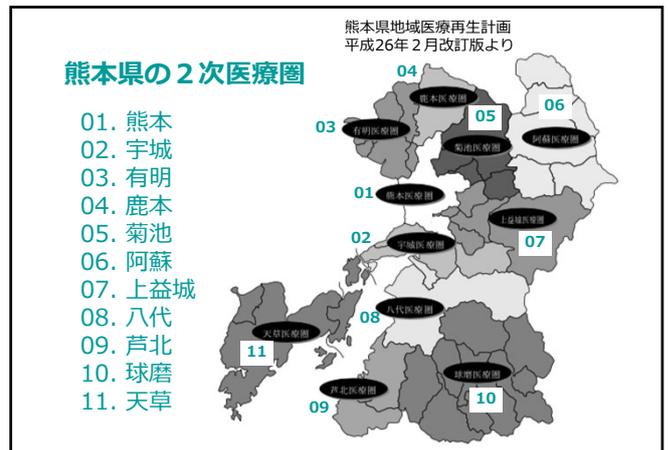
熊本県

7

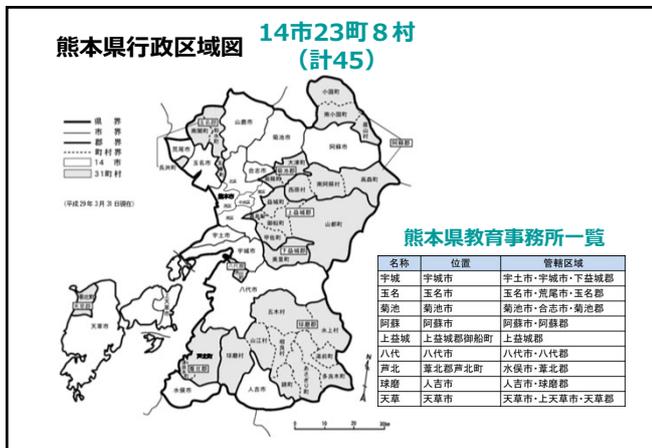
8



9



10



11

行政の区割りごとの

子育て世代包括支援センター
 子ども家庭相談総合支援拠点
 市町村各部署のあり方

熊本県14市について

事前調査へのご協力、ありがとうございました！！

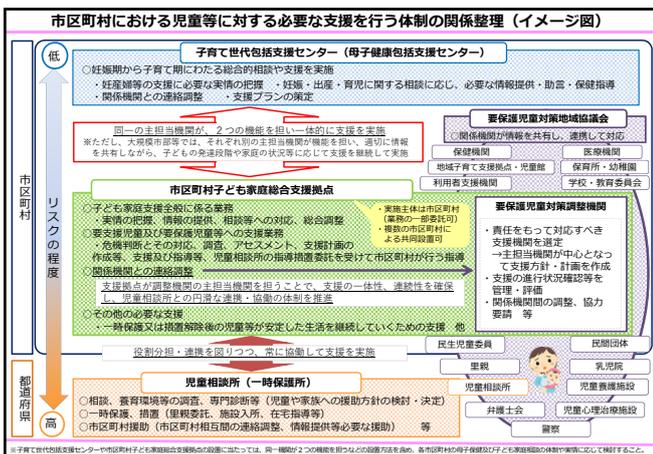
12

熊本県内14市					令和元年5月1日現在									
市名	人口	児童人口	出生数	支援拠点類型	子育て世代包括支援センター		子ども家庭相談支援拠点							
					あり・なし	設置年月 予定年月	あり・なし	設置年月 予定年月	保健所局	児童福祉部局		教育委員会局		
熊本市	740,822	19,916	6,824	大										
八代市	127,472	19,916	878	小C	なし	R2.4.1	なし	R4.4.1	単独	単独	単独	単独	単独	単独
人吉市	33,880	4,943	237	小A	あり	H29.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独
荒尾市	53,407	8,141	436	小A	なし	R2.4.1	なし	R2.4.1	合同①③	単独			単独	単独
水俣市	25,411	3,414	144	小A	なし	R3.4	なし	R3.4						
玉名市	66,782	10,719	481	小B	あり	H29.10.1	なし	R2.4.1						
天草市	82,739	11,054	491	小B	なし	R2.4	なし	R2.4						
山鹿市	52,264	7,956	337	小A	なし	令和2年予定	なし	未定						
菊池市	48,167	7,714	349	小A	あり	H31年4月	なし							
宇土市	37,026	6,633	277	小A	あり	令和2年4月	あり	R2.4						
上天草市	27,006	3,380	140	小A	なし	R3年3月31日	なし	R5.3.31						
宇城市	59,756	9,173	843	小B	あり	H31.4	あり	H31.4	単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独
阿蘇市	26,153	3,938	205	小A	なし	R2.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独
合志市	62,459	13,569	651	小B	なし		あり	H30.4.2	単独	単独	単独	単独	単独	単独

13

熊本県内14市													令和元年5月1日現在				
市名	人口	児童人口	支援拠点類型	子育て世代包括支援センター		子ども家庭相談支援拠点			保健所局	児童福祉部局				教育委員会局			
				あり・なし	設置年月 予定年月	あり・なし	設置年月 予定年月	①母子保健室		②子ども・子育て支援	③児童虐待防止支援	④児童相談所	⑤児童福祉課				
熊本市	740,822	19,916	大														
八代市	127,472	19,916	小C	なし	R2.4.1	なし	R4.4.1	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独		
人吉市	33,880	4,943	小A	あり	H29.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独	単独		
荒尾市	53,407	8,141	小A	なし	R2.4.1	なし	R2.4.1	合同①③	単独				単独	単独	単独		
水俣市	25,411	3,414	小A	なし	R3.4	なし	R3.4										
玉名市	66,782	10,719	小B	あり	H29.10.1	なし	R2.4.1	単独	合同②③				単独	単独	単独		
天草市	82,739	11,054	小B	なし	R2.4	なし	R2.4	単独	単独	合同②③			単独	単独	単独		
山鹿市	52,264	7,956	小A	なし	令和2年予定	なし	未定	単独	単独	合同④	合同③		単独	単独	単独		
菊池市	48,167	7,714	小A	あり	H31年4月	なし		単独	合同②③	合同②③			単独	単独	単独		
宇土市	37,026	6,633	小A	あり	令和2年4月	あり	R2.4	単独	合同②③	合同②③			単独	単独	単独		
上天草市	27,006	3,380	小A	なし	R3年3月31日	なし	R5.3.31	単独	合同②③④	合同②③④			単独	単独	単独		
宇城市	59,756	9,173	小B	あり	H31.4	あり	H31.4	単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独	単独		
阿蘇市	26,153	3,938	小A	なし	R2.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独	単独		
合志市	62,459	13,569	小B	なし		あり	H30.4.2	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独		

14



15

行政の区割りごとの

子育て世代包括支援センター 子ども家庭相談総合支援拠点 市町村各部署のあり方

熊本県31町村について

16

熊本県内14市													令和元年5月1日現在				
市名	人口	児童人口	支援拠点類型	子育て世代包括支援センター		子ども家庭相談支援拠点			保健所局	児童福祉部局				教育委員会局			
				あり・なし	設置年月 予定年月	あり・なし	設置年月 予定年月	①母子保健室		②子ども・子育て支援	③児童虐待防止支援	④児童相談所	⑤児童福祉課				
宇城市	59,756	9,173	小B	あり	H31.4	あり	H31.4	単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独			
阿蘇市	26,153	3,938	小A	なし	R2.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独			
合志市	62,459	13,569	小B	なし		あり	H30.4.2	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独			
八代市	127,472	19,916	小C	なし	R2.4.1	なし	R4.4.1	単独	単独	単独	単独	単独	単独	単独			
人吉市	33,880	4,943	小A	あり	H29.4.1	なし		単独	合同②③④	合同②③④	合同②③④	合同②③④	単独	単独			
荒尾市	53,407	8,141	小A	なし	R2.4.1	なし	R2.4.1	合同①③	単独				単独	単独			
水俣市	25,411	3,414	小A	なし	R3.4	なし	R3.4										
玉名市	66,782	10,719	小B	あり	H29.10.1	なし	R2.4.1	単独	合同②③				単独	単独			
天草市	82,739	11,054	小B	なし	R2.4	なし	R2.4	単独	単独	合同②③			単独	単独			
山鹿市	52,264	7,956	小A	なし	令和2年予定	なし	未定	単独	単独	合同④	合同③		単独	単独			
菊池市	48,167	7,714	小A	あり	H31年4月	なし		単独	合同②③	合同②③			単独	単独			
宇土市	37,026	6,633	小A	あり	令和2年4月	あり	R2.4	単独	合同②③	合同②③			単独	単独			
上天草市	27,006	3,380	小A	なし	R3年3月31日	なし	R5.3.31	単独	合同②③④	合同②③④			単独	単独			
熊本市	740,822	19,916	大														

17

熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略

やっぱり、地域で生活される家族へのケアとしてとらえるべきだよな!

人口ビジョン

我が事・丸ごと (地域共生社会)

ダブルケア など.....

全世代型地域共生社会

18

熊本の2次医療圏

市町村	人口	児童人口	子育て世代包括支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所(指定)	児童発達支援事業所(指定外)	児童発達支援事業所(指定外)
宇都宮市	10,817	1,153	あり	あり	あり	あり	あり	あり
玉名市	5,265	553	あり	あり	あり	あり	あり	あり
相模原市	10,181	1,234	なし	なし	なし	なし	なし	なし
熊本市	9,740	1,252	あり	あり	あり	あり	あり	あり
尾道市	15,889	2,245	あり	あり	あり	あり	あり	あり
大津市	33,452	7,489	あり	あり	あり	あり	あり	あり
菊池市	41,872	8,871	あり	あり	あり	あり	あり	あり
熊本市	4,038	819	あり	あり	あり	あり	あり	あり
心連市	7,187	828	あり	あり	あり	あり	あり	あり
宇山町	1,810	199	あり	あり	あり	あり	あり	あり
高森町	6,397	814	あり	あり	あり	あり	あり	あり
熊本市	11,503	1,424	あり	あり	あり	あり	あり	あり
西原町	6,807	1,171	あり	あり	あり	あり	あり	あり
熊本市	17,237	1,831	あり	あり	あり	あり	あり	あり
熊本市	9,454	1,254	あり	あり	あり	あり	あり	あり
熊本市	33,811	6,729	あり	あり	あり	あり	あり	あり
伊豆町	10,717	1,651	あり	あり	あり	あり	あり	あり
上益城町	18,140	1,827	あり	あり	あり	あり	あり	あり
八代市	11,844	1,717	あり	あり	あり	あり	あり	あり
八代市	17,861	2,142	あり	あり	あり	あり	あり	あり
球磨市	4,672	523	あり	あり	あり	あり	あり	あり
球磨市	10,786	1,836	あり	あり	あり	あり	あり	あり
あさぎり町	15,523	2,515	あり	あり	あり	あり	あり	あり
多良木町	9,791	1,476	あり	あり	あり	あり	あり	あり
藤島町	3,985	453	あり	あり	あり	あり	あり	あり
上益城町	2,229	258	あり	あり	あり	あり	あり	あり
上益城町	4,468	624	あり	あり	あり	あり	あり	あり
五木村	1,055	109	あり	あり	あり	あり	あり	あり
山形町	3,427	492	あり	あり	あり	あり	あり	あり
球磨村	3,898	673	あり	あり	あり	あり	あり	あり
天草市	7,739	883	あり	あり	あり	あり	あり	あり

19

球磨圏域

例：児童発達支援事業所
 ① 発達支援ルームLSJ KUMA (湯前町)
 ② ゆくくらぶ (錦町)
 ③ わくワーク広場 おーぶ (あさぎり町)
 ④ 児童発達支援事業所ごどもサポートセンターびゅうば (多良木町) 等々

① 人吉総合病院

人吉市 (出生数：237人)・球磨郡 (出生数：348人)

市町村	人口	児童人口	児童数	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所(指定)	児童発達支援事業所(指定外)	児童発達支援事業所(指定外)	児童発達支援事業所(指定外)	児童発達支援事業所(指定外)	児童発達支援事業所(指定外)
球磨郡	10,766	1,836	88	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
あさぎり町	15,523	2,515	105	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
多良木町	9,791	1,476	47	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
藤島町	3,985	453	15	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
上益城町	2,229	258	10	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
藤島町	4,468	624	26	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
五木村	1,055	109	7	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
山形町	3,427	492	27	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
球磨村	3,898	673	12	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
人吉市	33,884	4,242	237	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

20

本日の研修内容課題

- 佐賀県の現状
- 子ども家庭総合支援拠点の概要 (役割、必要性など)
- 子育て世代包括支援センターとの役割分担
- 小規模自治体における設置促進策

21

市区町村子ども家庭総合支援拠点

市町別年齢別人口 (平成30年10月1日現在)

市町名	全人口	児童			児童計	類型
		乳児	幼児	少年		
佐賀市	234,342	1,927	12,098	24,346	38,371	中規模
唐津市	119,208	980	6,191	13,133	20,304	小規模C型
鳥栖市	74,137	687	4,306	9,138	14,131	小規模B型
多久市	18,880	110	789	1,830	2,729	小規模A型
伊万里市	53,955	452	2,986	5,928	9,366	小規模B型
武雄市	48,261	409	2,466	5,244	8,119	小規模A型
鹿島市	28,561	230	1,518	3,116	4,864	小規模A型
小城町	43,717	382	2,382	4,981	7,745	小規模A型
糟野町	26,349	181	1,260	2,616	4,057	小規模A型
神埼市	31,306	225	1,472	3,346	5,043	小規模B型
吉野ヶ里町	16,338	155	931	1,875	2,961	小規模A型
基山町	17,371	136	831	1,663	2,630	小規模A型
上峰町	9,364	98	537	1,149	1,784	小規模A型
みやま町	25,229	224	1,243	2,348	3,815	小規模A型
玄海町	5,518	27	239	612	878	小規模A型
有田町	19,563	124	961	2,122	3,207	小規模A型
大町町	6,397	33	264	560	857	小規模A型
江北町	9,519	100	549	1,006	1,655	小規模A型
白石町	22,802	136	961	2,287	3,384	小規模A型
太良町	8,293	61	302	862	1,225	小規模A型

22

子育て世代包括支援センター

No.	市町村	名称	設置年月日	設置主体	設置目的	設置場所	名称	設置年月日	設置主体	設置目的	設置場所
1	佐賀市	健康多良木	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	佐賀市子育て支援センター(あさぎり)	平成27年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
2	唐津市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	唐津市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
3	鳥栖市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	鳥栖市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
4	多久市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	多久市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
5	伊万里市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	伊万里市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
6	武雄市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	武雄市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
7	鹿島市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	鹿島市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
8	小城町	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	小城町子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
9	糟野町	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	糟野町子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所
10	神埼市	健康多良木(あさぎり)	平成28年4月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所	神埼市子育て支援センター	平成27年11月1日	市役所	子育て世代包括支援センター	市役所

2019年4月現在(14市町17か所)

23

子ども家庭総合支援拠点の設置検討状況について

未検討の理由

- 現在の体制(要対協)がしっかりしているため、必要性を感じていない
 → 拠点として求められている仕事はやれているので、新たに人を配置してまで取り組む必要性を感じない
 → 小規模自治体の場合、対応件数もあまり多くないので、自前でこれまでの体制を整える必要性を感じない
- 努力義務であることから、庁内でも人事・財政部署に対して必要性を強く主張出来ない
 → 1/2の補助が出るにしても、持ち出し分の捻出が難しい
 → 職員の新規採用もなく、どの部署も最小限の人数で業務に取り組んでいる中、人事部署の理解が得られない
- 拠点の開設条件(開所時間、業務等の条件)をクリアするのが難しい
- 庁内での議論が全く行われていない

課題

- 専門職の確保が難しい(保健師、社会福祉士等) ※募集を出しても集まらない
- それぞれの職員が多くの業務を抱えており、拠点との業務など考えられない
- 支援員、専門員の経験不足
- 先行して設置されている、子育て世代包括支援センターとの役割の整理が必要
- 新たに配置する職員が居るスペースがない

24

佐賀県社会的養育推進計画（案）

令和2年（2020年）3月
佐賀県

1.社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
(1)計画策定の趣旨

○平成28年(2016年)の改正児童福祉法にて、制定時から見直されてこなかった理念規定が改正、子どもが権利の主体であるとされた。

○国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則としたうえで、それが困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める**家庭養育優先原則**が明記された。

○これら里親等での養育が適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育されるよう必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されたところ。

○また、こうした改正児童福祉法の理念等を具現化するため、平成29年(2017年)8月、国において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、家庭養育優先原則の実現に向けた里親等委託率の目標等が示された。

○各都道府県においては、平成23年(2011年)7月に国から示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を作成することが求められている。

○このことから、佐賀県においても**子どもの最善の利益の実現**に向け、これらの見直し対象となる項目を一体的かつ全体的な視点を持って進めていく必要があることから、平成27年3月に策定した「**佐賀県家庭的養護推進計画**」を見直し、今回、「**佐賀県社会的養育推進計画**」を策定する。

25

佐賀県社会的養育推進計画（案）

令和2年（2020年）3月
佐賀県

3.市町子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1)市町の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

○在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。

○身近な市町における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。

○市町においては、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子どもと家庭を支援するため、**子育て世代包括支援センター**や**市町子ども家庭総合支援拠点**の普及を図るなど、この身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められている。

○また、貧困やひとり親家庭の増加や特定妊婦の増加、DV被害者の増加などから、代替養育に準ずる形として、母子や父子で入所できる施設体系も求められており、乳児院や母子生活支援施設、他の法人が担うこともできるような体系を構築する必要がある。

26

佐賀県社会的養育推進計画（案）

令和2年（2020年）3月
佐賀県

3.市町子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1)市町の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

【対策】

○市町**子育て世代包括支援センター**及び**市町子ども家庭総合支援拠点**の設置については、市町に対して専門的助言を行う仕組みを構築し、必要に応じて専門的人材育成のための研修の実施等に取り組むなどの支援体制について検討を行う。

○また、各市町の求めに応じて、各市町の職員を児童相談所で受け入れ、実地研修を行うなどの人材育成の在り方について検討を行う。

○国の財政支援策の動向を注視し、適切な活用や必要に応じて国に対して要望活動を行う。

○地域子ども・子育て支援事業の更なる充実を図るため、引き続き市町を支援する。

○市町を中心として関係機関が連携できるよう、市町に対して専門的助言を行う仕組みや要保護児童対策地域協議会が効果的に機能できるよう支援する。

○母子生活支援施設の在り方に関しては、現在、国において整理中であることから、提示された在り方を踏まえた機能転換等を図られるよう必要な支援を行う。

27

千葉県南房総市 教育委員会子ども教育課主査 鈴木 智

- 1 用 務 子ども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザー派遣業務
- 2 派遣先 茨城県神栖市こども福祉課（茨城県神栖市保健・福祉会館）
- 3 期 日 令和元年10月19日(金) 午後零時45分から午後3時50分
- 4 概 要

同市では令和2年4月の設置を目指しており、担当する係長と主事の2名に対して助言した。現在進めている内容が設置に向けた確であるか迷いを感じているとのことであった。主な助言事項は次のとおり。

- ①支援拠点設置の目的を見失わない。行政のための拠点ではなく、市民のための拠点をづくりあげる。
- ②現在の家庭相談室の体制で最低限の条件は既に満たしている。
- ③市の組織や子どもの問題、地域の支援資源等を踏まえ、神栖市ならではのしくみをつくることに注力する。
- ④現有スタッフ8名による協議を重視する。

5 感 想

担当者は、進めている準備が適切であるかとても不安に感じていた。今回の派遣で、具体的に確認できたことにより安心したと繰り返し話していた。

設置運営要綱（厚労省）やスタートアップマニュアル（調査研究事業）に記載されているものの、それだけでは確信をもって進められないことを実感した。拠点設置が進まない一つの背景ではないかと思われる。本来、県の担当課が対応すべき部分でもある。

東京都大田区 子ども家庭部子育て支援課 児童相談所開設準備担当係長 小島美樹

静岡県主催研修の講師を依頼されました。

対象＝区市町村職員と保健師

テーマ＝「児童相談所、地域との連携について」（研修形態は2部構成）

複数の座学研修の後、グループワークの形式で開催されました。私の講義では、個々のスキルアップと同様に連携を「感覚ではなく技術」としてとらえる視点から、自区の実践事例を聞いていただきました。後半のワークでは、もう少しで展開が見えそうな討議をするグループも見受けられました。研修構成の工夫によるところも大きく、活気のある討議の様子でした。反面「新しいことは無理」という固定観念も多く聞かれ、日常の不満に取りつかれている職員も山積し、これは「全国共通」と感じるところです。自区も同様ですが、困難な職場ほど組織と職務の関係を俯瞰して評価する力は弱体化するようです。職員のモチベーションが下げないためにも、管理側は日ごろから職員の職層に応じて総合的な課題を与え、自ら既存の組織を見直す視点や力を養うための機会や、意識づけのアプローチが必要となります。研修はその一つの方法ですが、今回のように組織の構築過

程を職員が可視化できる形式はとても良かったと思います。また、今後は管理者向けや実務者向け、構成員では混合やセクション別と、いくつかの意図的な構成で現在の組織構造を確認し、自治体の強みを見つけることから初めてもよいと思います。本研修は、心理職員が研修担当を担っていた点で、すでに他にはない強みを十分に発揮しておられました。スタートアップマニュアルでは、組織づくりと現場の動きが一体となっていますが、小さな区市に向けては、縦割り、横割りなど、様々な切り口から実践的な研修を展開し、年間計画の中でシリーズ化してもよいのではないかと感じました。静岡県様に期待を込めて、コメントとさせていただきます。

宮城県涌谷町 福祉課子育て支援室主任（保健師） 木村 朱

他市区町村との情報交換や、問い合わせや質問を受けて感じていることは、自治体によって悩みが異なることです。人口規模や職員配置、組織の体制、または支援拠点設置の意義の認識度等によって、困っていることや悩んでいることは全く異なり、その対応策も状況に応じて検討する必要があります。画一的なアドバイスでは具体的な解決が難しいと思われれます。

しかし、まずは、要綱やガイドラインで支援拠点設置の目的を確認し、それぞれの自治体の現状を照合して、何が課題で何が必要かを協議、検討することが重要ではないかと感じます。中には、設置はしたものの運営方法で悩んでいる自治体もありますが、運営しながら、自治体における支援拠点の目的や意義を再検討し、自治体なりの支援拠点づくりを進めていけるといいのではないかと感じます。当町でも、支援拠点を運営する中で様々な課題に遭遇し、その都度検討しながら、当町なりに対応しています。

そのためには、支援拠点について検討できる複数の職員(仲間)が必要です。支援拠点を理解し、その必要性を認識している職員間で話し合い、その自治体なりの設置と運営に向けて進められることが望まれます。そして個人的な見解になりますが、支援拠点は成長・発展し続けるもので、完成形はないと思っています。

アドバイザーとしては、基本的な支援拠点の必要性理解を広げるための普及啓発と、個別的な相談に応じていくことが重要と感じておりますが、皆さんと悩みを共有しながら、お互いに何か少しでもプラスとなるようなやり取りができるといいと感じております。

大分県中津市 子育て支援課主幹 竹下 将人

中津市には地方自治体から視察や県主催の市町村対象の講演への依頼がありました。その際、それぞれの自治体が、支援拠点でどのような相談支援体制づくりが保護者にとって必要なのか苦慮されている様子でした。

その時、地域の社会資源との連携の重要性を話させていただきますが、医療機関、社会的養育の関係機関等と最初の関係づくりが難しいとのご意見がありました。幸いにも中津市では児童福祉に対し真摯に対応される方々が多数おられ、連携体制が構築されていますが、今後、市町村と地域との連携が出来る体制づくりが、支援拠点を充実するため必要と考えます。

また、それぞれの市町村の強みを生かした支援体制づくりが必要と考えます。中津市では子育て支援課に保健師を2名配置し、母子保健担当課の保健師と連携し就学前児童や保護者に対して重篤度に応じ役割分担を行い家庭へアプローチ、保護者支援を行います。また就学後児童の場合でも児童や保護者の過去の状況が把握でき、支援に活かされます。このように市町村の児相福祉、母子保健、教育委員会の組織体制は、市町村の規模や考え方で担当部署や連携の在り方も千差万別です。それぞれの市町村の強み（連携がうまく出来ているところ）を生かした家族支援が支援拠点の充実と考えます。

児童虐待未然防止のため、児童相談所の機能強化と同様に、在宅家庭への相談支援体制の充実が必要不可欠ですので今後とも市町村子ども家庭支援拠点の普及を進めていきたいと存じます。

VI 終わりに

目黒区、野田市、札幌市、出水市と児童虐待にかかる死亡事例が続き、その後も虐待事案の報道を見ない日はないといっても過言ではない。

もとより家庭の事情は外部からは分からないことだらけである。支援拠点に求められているのは、家庭を姿・真の姿を客観的かつ徹底的に明らかにすることが目的ではない。子どもを守るために、わからないもの抱えたまま、相談対応とソーシャルワークを続けていくしかない（2020年3月19日千葉地裁において、野田事件における父に対する懲役16年の判決が下された。）。刑事司法とは異なる観点からの専門性を少しでも個々人及び組織全体で向上させていく組織づくりと、地域・まちづくりを行っていかねばならない。

そのための大きな挑戦が市区町村子ども家庭総合支援拠点という試みだといえる。

平成29年度、平成30年度に続き、今回はより多くの自治体現場の取組例を収集した。必ずしも先進自治体という枠組みでの紹介ではない。従前から体制を充実させてきて拠点としての宣言も従前どおりでかわらないという自治体もあれば、未だ拠点と名乗ってよいのか不安であるとの自治体もある。県と協働の下でじっくり時間をかけて拠点作りを行ってきた自治体もある。母子保健部門や教育委員会との協働・連携に悩んでいる自治体もある。こうした生の現状をより多く紹介するのが今回の報告書である。この報告書を参考に、地域にあった支援拠点を作り、バージョンアップしていただきたい。

支援拠点設置は到達点ではなくて、地域の子どもと保護者を守っていくための出発点である。この研究に関わった研究者も設置自治体の担当者もアドバイザーとして皆さんの自治体に出向く制度も継続しているので利用していただきたい。また、拠点の説明・解説についてスタートアップマニュアルを基に、ビデオを作成したので、その配信もホームページで発信中である。直接講演会・研修会等でお話できない自治体担当者の方々に積極的に利用していただきたい。そして周知してほしい。是非フィードバックも頂きたい。

この報告書を作成するにあたり、多くの自治体職員の方の貴重なお時間をいただき、また何度もヒアリングにお付き合いいただき、報告書作成に労力を割いてくださったことに感謝をいたします。

この報告書及び平成30年度作成のスタートアップマニュアルが皆さんの業務の一助になることを願っています。

※スタートアップマニュアルの解説動画を鈴木秀洋研究室でアップ中です（随時追加）

スタートアップマニュアルの追補情報も鈴木秀洋研究室で追加してアップしていきます。

<https://suzukihidehiro.com/>

ご参照・ご利用ください（ご意見・ご感想も募集しております。）

どこかで直接お会いできることを楽しみにしております。

Ⅶ 調査研究報告概要（サマリー）

【タイトル】 「子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究」

【実施主体】 日本大学（研究代表者 危機管理学部准教授 鈴木秀洋）

1. 【目的・内容】 平成 28 年改正児童福祉法が目指した①身近な自治体による母子保健と児童福祉の一体型の切れ目ない相談支援と②要対協ネットワークを活用したソーシャルワーク機能、その司令塔として面で子どもと家庭を支える支援拠点の制度設計の現状を分析する観点から立ち上げ事例集を作成し、更なる設置促進を図るための有効策を探ることを目的とする。
2. 【研究手法】 2019 年 4 月現在設置の 283 自治体全部にアンケート調査（回収率 47.7%。135 自治体）及び都道府県の取組アンケート調査（回収率 69.8%）を行い、更に現地・電話ヒアリング調査を重ねた。29 年調査、30 年調査も踏まえ、可能な限り地域・人口規模が異なる多様な拠点にヒアリングを行った。更に設置自治体と協力し意見交換会（2 回）も実施。
3. 【調査結果の分析・考察（成果プロセス）】 上記を踏まえて、①都道府県事例集・市区町村事例集を策定した（多様な形を収めた）。都道府県と市区町村との関係性に注目した分析。また設置過程を時系列で辿り比較できる形で考察（101 市区町村・30 都府県）。②都道府県の積極的な働きかけの工夫（外部アドバイザーの利用、スタートアップマニュアルの活用、次段階としての地域別・規模別のワークショップ）や回数を重ねている地域は着実に設置が増加していること、設置自治体のメリットとしては、設置宣言をすることで相談増加等の好循環、個別対応力の向上、要綱等整備による継続性等が挙げられた、③支援拠点設置の難しさは制度設計の側面と相談機能の向上という 2 側面が求められるところにあり、自治体全体での取組みが求められること、④小規模自治体では広域共同設置に消極的であり、今後県のみでなく県内の先行設置自治体の力を借りて設置するなど、時期や支援度合いのグラデーション支援が求められること、こうした分析考察を行った。
4. 【研究成果（設置に有効な取組）】 設置自治体からは、（1）スタートアップマニュアル、（2）アドバイザー制度、この両者の活用の有効性への言及が多かった（報告書記載）。（3）その他有効な取組としては、①都道府県が呼び掛けて地域内全体への説明・地域別研修・個別の意見交換等を繰り返したこと（他自治体との意見交換含む）、②市区町村が自らの自治体（組織）の資源・強み等含めた「自治体アセスメント」をすること、関連してこのアセスメントの過程によりその後の支援拠点の運用改善をもたらしたこと、③児童相談所市町村支援担当が市町村の個別の質問・課題・悩み等に応え働きかけたこと、④児童相談所職員（OB 含む）や分野ごとの外部のスーパーバイザー等が市区町村の要対協に参加し、ケース支援等を行ったこと、⑤人事・企画部局に拠点を理解してもらったこと、拠点理解者を自治体内に増やしたこと、⑥子ども家庭支援員を増加させるための県の任用前研修等利用、都道府県の補助金等を利用したこと、⑦小規模自治体が一定の圏域での結び付きを模索中であること。（4）更なる工夫として、①スタートアップマニュアルの解説動画配信、②同マニュアルの説明追記の HP 公開、③効果的な要対協の運営のためのガイドライン提示など、周知啓発チャンネルの多様化を図った。支援拠点は出発点に過ぎず、子どもと家庭を守るための制度設計であり、常に取組のバージョンアップが必要である。本報告書自体が全市区町村支援のための教科書となっている。

VIII 参考資料

第1． アンケート掲載自治体規模別一覧

第2． 支援拠点に関わる研究活動（調査・ヒアリング・研修・意見交換会等）一覧

第3． アンケート表

1． 市区町村アンケート表

2． 都道府県と市区町村の取組表

第4． 要保護児童対策地域協議会の再構成－効果的な運営のためのガイドライン試案

第5． 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

第6． 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置状況（2019年4月）

第1. アンケート掲載自治体規模別一覧

小規模 A	北海道安平町, 青森県三沢市, 岩手県遠野市, 宮城県涌谷町, 宮城県大和町, 山形県飯豊町, 山形県庄内町, 山形県上山市, 福島県小野町, 茨城県境町, 栃木県矢板市, 群馬県みどり市, 群馬県富岡市, 千葉県南房総市, 神奈川県葉山町, 富山県滑川市, 岐阜県白川町, 岐阜県北方町, 大阪府能勢町, 大阪府熊取町, 大阪府河南町, 奈良県三宅町, 奈良県葛城市, 奈良県桜井市, 和歌山県有田川町, 鳥取県倉吉市, 島根県邑南町, 岡山県備前市, 香川県善通寺市, 香川県さぬき市, 愛媛県伊予市, 高知県香南市, 高知県いの町, 熊本県玉東町, 宮崎県串間市
小規模 B	茨城県筑西市, 長野県伊那市, 大阪府池田市, 大阪府藤井寺市, 大阪府摂津市, 岡山県津山市, 岡山県総社市, 福岡県小郡市, 福岡県宗像市, 大分県中津市
小規模 C	宮城県大崎市, 東京都立川市, 神奈川県相模原市, 神奈川県海老名市, 静岡県焼津市, 静岡県藤枝市, 静岡県磐田市, 大阪府門真市, 兵庫県三田市, 山口県岩国市, 香川県丸亀市, 沖縄県宜野湾市
中規模	岩手県盛岡市, 秋田県秋田市, 福島県郡山市, 茨城県水戸市, 千葉県松戸市, 千葉県柏市, 東京都文京区, 東京都葛飾区, 神奈川県相模原市, 神奈川県厚木市, 新潟県上越市, 富山県富山市, 山梨県甲府市, 大阪府寝屋川市, 兵庫県明石市, 鳥取県鳥取市, 島根県松江市, 広島県東広島市, 香川県高松市, 沖縄県那覇市
大規模	栃木県宇都宮市, 千葉県船橋市, 東京都大田区, 兵庫県姫路市, 岡山県倉敷市, 愛媛県松山市, 福岡県北九州市

【参考】

ヒアリング市区町村 規模別一覧

規模	平成29年度報告書	平成30年度報告書
小規模A	熱海市 (p.22)、玉野市 (p.27)、南房総市 (p.32)	杵築市 (p.220)、南風原町 (p.254)、香南市 (p.208)、いの町 (p.214)、三沢市 (p.20)、涌谷町 (p.28)、伊予市 (p.192)、田村市 (p.46)、三宅村 (p.54)、妙高市 (p.74)
小規模B	加賀市 (p.41)、総社市 (p.46)、千歳市 (p.50)、宗像市 (p.58)、山口市 (p.64)	神戸市 (p.136)、越前市 (p.82)、中津市 (p.230)、袋井市 (p.106)
小規模C	岩国市 (p.74)、大村市 (p.80)	焼津市 (p.100)、米子市 (p.166)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、彦根市 (p.124)、海老名市 (p.68)、藤枝市 (p.110)
中規模	明石市 (p.86)、豊橋市 (p.95)、枚方市 (p.106)、松戸市 (p.116)、港区 (p.127)	那覇市 (p.262)、福井市 (p.90)、鳥取市 (p.142)、福島市 (p.38)、松江市 (p.172)、旭川市 (p.8)、奈良市 (p.130)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、富士市 (p.118)、東広島市 (p.182)
大規模	豊田市 (p.134)、船橋市 (p.140)	松山市 (p.200)、大分市 (p.224)

*なお、ヒアリング当時の組織体制を前提にしている
*政令市において行政区毎に置かれる例が多い

2. 支援拠点に関わる研究活動（調査・ヒアリング・研修・意見交換会等）一覧

2019年

5月7日	千葉県研修会 「虐待防止と子ども家庭総合支援拠点について」
5月28日	岡山県研修会 「子ども家庭総合支援拠点スタートアップ研修会」
7月9日	新宿区子ども総合センター講演 「困難な保護者(威圧、恫喝、暴力等)への対応について」
7月17日	国立市研修会 「地域で防ぐ児童虐待～要保護児童対策地域協議会の機能について」
7月23日	長野県講演 「市町村子ども・家庭総合支援拠点設置に向けての講演会」
7月31日	三重県研修会 「子ども家庭総合支援拠点の開設に向けて～スタートアップ研修会～」
8月5日	山梨県研修会 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」
8月6～7日	広島県研修会 「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた研修会」
8月9日	奈良県研修会 「市町村子ども家庭総合支援拠点設置推進研修」
8月28日	大阪府能勢町 ヒアリング調査
9月4日	熊本県玉東町 ヒアリング調査
9月5日	福岡県北九州市 ヒアリング調査
10月7日	新潟県上越市 ヒアリング調査
10月21日	滋賀県研修会 「子ども家庭総合支援拠点の立ち上げについて」「子育て世代包括支援センター等関係機関との連携について」
10月21日	河内長野市研修会 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の立ち上げと整備に関するアドバイス」
10月28日	福島市技術的指導、トップセミナー、講演会「子どもの命を守るしくみ～子ども家庭総合支援拠点」
11月1日	和歌山県市町村児童福祉担当職員研修 「市町村が行う児童家庭支援とは何か～子ども家庭総合支援拠点の役割と設置に向けた取組について～」
11月8日	おきなわCAPセンター研修会 「要保護児童対策調整機関専門職研修」
11月11日	南相馬市研修会 「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた助言・指導」
11月11日	田村市研修会 「子ども家庭総合支援拠点の設置に向けたアドバイス」
11月16～17日	子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり 第4分科会コーディネーター「地域支援（拠点と他機関連携）～子どもを守るしくみづくり～」
11月25日	福島市技術的指導「子ども家庭総合支援拠点体制整備に向けた技術的指導」
11月26日	全国子ども家庭総合支援拠点会議（参加自治体：遠野市、筑西市、宇都宮市、立川市、昭島市、葉山町、長野県、箕輪町、桜井市、倉敷市、埼玉県）
12月21～22日	虐待防止学会ひょうご大会

第2. 支援拠点に関わる研究活動一覧

2020年

1月15日	東京都子ども家庭支援センター職員研修 「子供家庭支援センターにおける組織運営、マネジメント」
1月21日	静岡県研修会 「子ども家庭総合支援拠点設置促進のための研修会」
1月22日	山梨県児童福祉士スキルアップ研修
1月29日	宮城県研修会 「子ども虐待対策連絡協議会研修会」
1月31日	奈良県研修会 「子ども家庭総合支援拠点設置に向けた研修会・アドバンス編」
2月7日	世田谷区虐待予防基礎講座「児童虐待予防としての危機管理」
2月10日	松戸市研修会 「児童虐待防止対策の現状と課題～子ども家庭総合支援拠点の役割～」
2月14日	野田市研修会 「DV・児童虐待防止研修～連携の在り方を考える～」
2月20日	野田市研修会 「DV・児童虐待防止研修～連携の在り方を考える～」
2月25日	マニュアル改訂検討会議（参加自治体：静岡県、涌谷町、南房総市、大田区、中津市、能勢町、広島県、福島県、藤枝市、奈良県）
2月26日	大阪府市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議
3月5日	田村市研修会 「子ども家庭総合支援拠点の設置に向けたアドバイス」（中止）
3月5日	福島県市町村子ども家庭相談支援講習会 「市区町村子ども家庭総合支援拠点について」（中止）
3月16日	富津市研修会「要対協の構成機関の役割について」（中止）

<委員活動>

○野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員

【検証報告書】

https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/025/003/houkokusyo.pdf

○札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会検証WG委員

【検証報告書】

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kosodatekaigi/jidofukushi/documents/houkokusyo-r2-00.pdf>

令和元年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業

「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究」 ヒアリング調査（報告書掲載予定）

<拠点設置の効果測定(設置前と設置後)>

研究代表 日本大学危機管理学部
准教授 鈴木秀洋

※以下の項目1～4のご回答をお願いいたします。

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：

③人口：（ 年 月現在）

④児童数：（ 年 月現在）

⑤類型（小規模等）：

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

第3. アンケート表

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 年 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）（※児童虐待の件数も明記）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6~7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
	⇒	

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
	⇒	

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
	⇒	

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員： 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員： 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

・写真

※上記写真を挿入ください。

4. 拠点設置の効果及びメリット

〇〇県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

※自由記載（字・図・写真・表など）

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

※自由記載（字・図・写真・表など）

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【(数)自治体：〇〇市、〇〇市、〇〇市】

平成30年4月現在【(数)自治体：〇〇市、〇〇市、〇〇市】

平成31年4月現在【(数)自治体：〇〇市、〇〇市、〇〇市】

4. 県としてのコメント

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. ○○市

<p>【過去】 開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）</p>	<p>【現在】 現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）</p>	<p>【未来】 今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）</p>
---	---	---

<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>
--------------------	--------------------	--------------------

<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>
--------------------	--------------------	--------------------

<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>	<p>ここに入力してください</p>
--------------------	--------------------	--------------------

**【要保護児童対策地域協議会の再構成
—効果的な運営のためのガイドライン草案】**

20200318 日本大学危機管理学部准教授鈴木秀洋

目次

- I 本論稿における問題提起
- II 要対協の効果的な運営のためのガイドライン策定の必要性
- III 要対協の効果的な運営のためのガイドラインの位置付けの確認
- IV 要対協効果的ガイドラインで提示すべき内容（指針を充実・追加すべき具体的内容）
 - 第1 【第1章 要対協の基本的な考え方】に関して（要対協指針第1章）
 - 第2 【第2章 要対協の運営方法等】に関して（要対協指針第2章）
 - 第3 【第3章 要対協の機能】（要対協指針第3章）
 - 第4 【第4章 要対協調整機関】（法25条の2第5項、要対協指針第4章）
 - 第5 【第5章 守秘義務】（要対協指針第5章）
 - 第6 【支援対象児童等への対応上の留意事項】（要対協指針第6章）
- V 総括（終わりに）

※鈴木秀洋「要保護児童対策地域協議会の再構成—効果的な運営のためのガイドライン草案」『自治研究』96巻第6号・第7号（令和2年6月号・7月号）掲載論文より構成・内容等参考のため一部抜粋
詳細な考察説明はそちらを参照されたい。

I 本論稿における問題提起

略
従前の要保護児童対策地域協議会¹（児童福祉法25条の2第1項。以下「要対協」という。）の在り方も再構成が必要となり、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成17年2月25日付雇児発0225第1号別添1。以下「要対協指針」という。）の改正が行われた。
この要対協指針の改正は、支援拠点が要対協調整機関を担うこと、すなわち支援拠点がいわゆる「司令塔」となり要対協関係機関の役割分担と運動を主体的に担っていくことを求めたものであると理解すべきである。

こうした法理念は示されたものの自治体における要対協運営の実態は従前と変わっていないことが度々指摘され、児童虐待死亡事件のたびに要対協の活性化・実行化が議論された。
しかし、具体的にどのようなように活性化・実行化がなされるべきなのかについては、必ずしも十分なガイドラインが示されてこなかった。
それゆえ、本論稿では、こうした改正経緯との関係で、児童福祉法等の法体系の下で現行の要対協指針を検証し、具体の効果的な運営のためのガイドラインを提示（項目）することを目的とする。

II 要対協の効果的な運営のためのガイドライン策定の必要性
平成28年児童福祉法改正以後の要対協にかかる国の動きとしては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）は、市町村の体制強化について、次のように定める。

「3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「(3) 市町村の体制強化」、「② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化」中、「・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。」及び「・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等についての確かな支援を行うことができよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う」との内容である。

それゆえ、要対協指針を具体化する上記要対協効果的ガイドラインの作成が求められており、本論稿も一試案としての役割・意義を果たすことを目的とする。

III 要対協の効果的な運営のためのガイドラインの位置付けの確認

略

市区町村子ども家庭総合支援拠点が、要対協の「連絡調整を行う調整機関を担うことが求められる。」と定められている。

IV 要対協効果的ガイドラインで提示すべき内容（指針を充実・追加すべき具体的内容）

本論稿では、現行の要対協指針の体系的な章立ての構成に即り、法体系上市区町村子ども家庭支援指針と連動させる文脈の中で、要対協効果的ガイドラインを示すこととする。

以下要対協指針の第1章から第5章までの法的構成を踏まえて、必要な解釈、説明、追記をする形で、ガイドラインを提示する。

- 第1章 要保護児童対策地域協議会の基本的な考え方
- 第2章 要保護児童対策地域協議会の運営方法等
- 第3章 要保護児童対策地域協議会の機能
- 第4章 要保護児童対策調整機関
- 第5章 守秘義務

第1 【第1章 要対協の基本的な考え方】に関して（要対協指針第1章）

⑦情報共有化による関係機関の同一認識認識の下での役割分担支援によって支援家庭がよりよい支援を受けること

第2 【第2章 要対協の運営方法等】に関して（要対協指針第2章）

1 要対協の設置主体（要対協指針2章1）

要対協指針も、「基本的には身近な市区町村が設置主体となる」と定めており、平成28年改正を踏まえ、支援拠点が担うことが求められる⁴

2 要対協の構成員（要対協指針2章2）

児童福祉法 25 条の 2 第 1 項は、「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」（法 25 条の 2 第 1 項）と規定し、要対協指針では、「地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能」であるとし、…

筆者は、構成員の具体例の明示に関して及び構成員の選定に関して以下の指針の追加ないしガイドラインの提示が必要であると考ええる。

(1) DV⁶防止担当部局、DV被害支援団体等の参加促進 [改正法関連]

(2) 構成員は地域状況に応じて随時柔軟に選定・追加等を行うことができる。

ガイドラインで地域の実情に応じて随時選定・追加等を行うべき旨を定めておく

- ・例えば、地域に新しい子育て関連団体が設立されたような場合、子ども食堂が出 来た場合など地域で子どもを支えている団体等に法人格があるか否かに関わりなく構成員となってもらうことは当該地域の見守りのネットワークとしても有効である。

第3 【第3章 要対協の機能】（要対協指針第3章）

1 業務内容（要対協指針3章1）

略

個別ケース検討会議優先原則を踏まえた上で、以下の業務内容の確認が必要である。

(1) 要対協の三層構造は柔軟に変更す

この点、指針では「①代表者会議、②実務者会議、③個別ケース検討会議の三層構造が想定される。」とされるが、この形態を絶対的なものと考えている自治体担当者は少なくない。

略

要対協とは、子どもと保護者を支援するとの目的を実現するための手段であり、法制度設計のネットワーク機能であると考えられるべきである。要対協指針では、「協議会」という用語は、要対協の「業務内容」の箇所、①代表者会議、②実務者会議、③個別ケース検討会議、三層の「会議」と明示されているがために、多くの自治体は、結婚式や告別式といった現実のその日の式＝会議を要対協と理解しているようである（会議を何回開いているのか等の要対協に関するアンケート等が自治体に送られ、その回答作業を繰り返すことで一層会議日へのみ意識がフォーカスされる。）。それゆえ、要対協がバーチャルで、法的制度設計としてのネットワーク機能であるとの理解がなされ難く、会議実体主義の理解として今に至ってしまっているようである。筆者は、要対協に関する報告書や都道府県・市区町村の要対協運営のマニュアルを相当数検討したが、現実の会議（日）運営（に向けて）の記述、例えば、会議での自己紹介、議題の選定方法、委嘱の仕方等の会議日の進行の記述が中心である。このことから、多くの自治体担当者が上記の理解をしていることが証明される。

要対協指針の改正やガイドラインを示すことで、要対協が法的網掛けのためのルール付け、制度設計、ネットワーク機能であるとの概念の再構築がなされる必要がある⁷。こうした理解を浸透させることで要対協の使い勝手は断然変わっていくはずである。

例えば、臨機応変に行う関係機関間の打ち合わせや会議を要対協（の個別検討会議）として法的に位置付け、守秘義務を課して情報交換することが可能である。また、進行管理の会議や形態を複数設置しながら、それらを要対協実務者会議あるいは分科会と位置付けるのも**自治体のデザイン**（**制**

度設計・運用）の工夫である（後述要対協指針第3章4「関係するネットワーク等」（参照））。

自治体の地域の状況に応じた、要対協のあり方・運営の仕方を創造すればよいのである。その後押しのために、要対協指針及びガイドラインでの明示が必要と考える。

(2) 主担当機関と主たる支援担当機関を定める（主に実務者会議・個別検討会議）

ア 主担当機関の決定を決める

略

この点、相談・通告から最終まで一貫して児童相談所のみがケース処理する例や市区町村の子ども担当部署のみがケースを処理する例はあるが、多くの場合は、支援対象児童等に対していくつかの関係機関が関わり得る。

そうした場合には、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市区町村の役割分担が曖昧になることである。こうした曖昧な状態でのケース進行の危険防止のために主担当機関と主たる支援担当機関を定めるべきことを要対協指針（第3章1）が定めており、その趣旨は確かに理解できる。

要対協指針では、主担当機関は、「児童相談所又は市区町村のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指す。」とし、主たる支援機関は、「支援対象児童等に対して、必要な支援を主にまず、行う機関を指す。」と定める。

要対協指針は、この指針制定時においては、この主担当機関の決定については、児童相談所と市区町村とで協議することで簡単に決定ができると考えていたのかもしれない。しかし、実際の自治体現場では、この概念を巡り、またこの主担当機関を定めるに際し、多くの混乱・紛争が生じ、協議が整わないため主担当が決まらないという事態が児童相談所と市区町村の間で現実には生じている。

果たしていかに考え対応すべきなのか。

この点一時保護という行政処分は児童相談所しかなし得ないのであるから、一時保護事案について主担当は児童相談所であると考えることについては一見納得が得られそうである。では、一時保護の要請を市区町村が児童相談所に行っているが児童相談所がまだ応じていないという場合はどちらが主担当であると考えるべきなのだろうか。児童相談所から市区町村への送致や指導委託が未だ協議中の場合はどちらを主担当とすべきなのだろうか。児童相談所と市区町村との間でケースに関する見立ての相違も加わり、主担当機関が空白のまま要対協が進行するとこの例も実際には聞いている。

子どもの健康状況や環境は日々変化が生じ、児童相談所のケース対応・処理と現実の要対協会議（での進行管理）とのタイムラグも生じる。一時保護解除により地域に見守りを依頼したことや児童相談所は主担当機関ではなくなくなったと考えているが市区町村は未だ詳細がわからず主担当は児童相談所であると考えているなどの認識の齟齬もよく見聞する。泣き声通告の類型（軽重）により主担当を決めるとの建前をとっているが軽重の判断は難しく、実際は当初受けた機関が事件の終結まで主担当機関であるとの建前と現実の相違を指摘する自治体担当者もいる。

協議はなかなか整わず、主担当決めに変な労力が消費されているとの声が多く挙げられる。

イ 筆者の見解

そもそも、主担当機関という概念と主たる支援機関という概念は要対協指針上の概念であり、法的概念ではない。その概念の理解と当てはめは現場で労力を費やしている事態は、本末転倒である。その意味では筆者は誤解を恐れずに言えば不要な概念とも言い得ると考えている。

った場合、ケースの主担当機関決定上の紛争を防止するために協議の際に目安となる基準が必要となる。児童相談所が市区町村かの選別基準としては、以下の(ア)～(ウ)の考え方・基準をあげる事が可能である。さらに協議がまとまらなかった場合として(エ)の考え方・基準が参考になるのではないかと考え提示する。(略)

- (ア) 法の権限分配の原則
 - (イ) 一時保護等の同意ない行政処分権限行使が必要な案件か否か
 - (ウ) 都道府県と市区町村との間のマニュアル・アセスメントシート・チェックシートの使用
- 「市区町村子ども家庭支援指針」は別添12、「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート (例)」

※チェックシートの有効性と運用上の限界・留意についても十分な協議
 上記考え方・基準による協議が整わなかった場合

上記の考え方・基準は、いずれも直接は児童相談所の所管・所掌射程と市区町村の所管・所掌射程についての区分けであり、その区分けの基準を主担当機関を決める場合の基準に利用しようとの考えの提示である。ただし、こうした基準については具体化し隙間をどれだけ埋めたとしてもあてはめについての見解の相違等により協議が整わない場合は生じる。

では、その場合はどちらが担当すると考えるべきか。筆者は、原則として児童相談所が主担当となったケース対応を行うとのルールを定めておくことが有用であると考える。なぜならば、支援対象児童等の命・安全の確保の視点を重視すれば、組織間の担当の正しさが求められるべき利益ではなく、命を救うことが求められるべき利益であり、組織間の隙間は必ず防がねばならないのである。そして、その場合は法的権限を有し、かつ専門的人的スタッフを有する児童相談所が最終的な危険負担を負うとの制度設計が求められる。

実は、この観点から、市町村子ども家庭支援指針は作られている¹⁸。具体的には、1章2節「3市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方」、(4)中「且ら対応することと困難であると市町村が判断したケースについては、児童相談所が中心となつて対応することとを基本に、都道府県(児童相談所)と市町村の協働・連携・役割分担の具体的あり方について、十分調整を図り、方針・役割分担の記録は残しておく、組織として、担当者として共有を図り、変更が生じるたびに改訂を加えていく」と定める。一方で、2章2節「2子ども家庭支援全般に係る業務」「(3)相談への対応」「④ア都道府県(児童相談所)から市町村への事業送致」では、「当該送致に当たっては、…あらかじめ役割分担を明確し…児童相談所は市町村で開催される要保護児童対策地域協議会の実務者会議に可能な限り参加し、市町村の現状を適切に把握する必要がある。その上で、市町村と十分協議を行い、相互の合意を得た後に」と定める。つまり、基本的に協議を前提にしつつも、整わない場合のケース対応の危険負担を児童相談所が担うべきであるとしたのである。

むしろ、協議が整わない事態にならないような常日頃の担当者間の密な情報交換や見立て合わせは必須である。

(3) 主担当機関への情報共有の徹底

複数の関係機関が対応することで、かかわりの方針が異なることややかかわりの日時・事柄が全体に共有されずに、支援対象児童等の環境・状況の変化等の見立てが関係機関間でずれてしまうこ

なせか、現場で制度理解が困難な複製の類似概念を増やすべきではなく、端的に、「主担当機関＝要対協調整機関(後述要対協指針第4章)＝支援拠点＝市区町村」との制度理解・考え方が原則形態であることを示せば足りると考えられる。

主担当機関は、実際の支援担当機関とは異なるのであるから、児童相談所が一時保護をしている案件(段階)でも、一時保護に向けた協議をしている案件(段階)でも、泣き声通報の危険度の判断が難しい案件(段階)でも、要対協におけるケース進行管理の主担当は市区町村であり、市区町村が、要対協の進行管理の責任主体、いわば司令塔の役割を果たすとのルール決めをしておけばよいと考える⁸。

このことは、第一に、平成28年児童福祉法改正により支援拠点が設置され、市区町村中心主義を明記する市町村子ども家庭支援指針(第1章2節2市町村に求められる機能参照)の考え方も合致する(法趣旨からのアプローチ)。第二に、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日付児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定)の中で①要対協の調整機関における常勤の調整担当者を2022年度までに全市区町村に配置する方針、②児童相談所に配置される市町村支援担当児童福祉司等の配置促進という方針、そのための財政的支援を行うとの趣旨にも合致する(財政的・人的支援アプローチ)。第三に、現実的にいくつもの市区町村をまたがる形でケースを担当している児童相談所(職員)が市区町村ごとの要対協の地域資源をよく知って臨機応変に調整を図ることは難しい。それは市区町村の地域資源を常時利用し関係性を築いている市区町村がよくし得ることである。また同じ市区町村組織に属し指揮命令下にある福祉、保健、保育所等の部局同士の協働・連携・情報収集という面でも(いわば別の組織の指揮命令下にある組織部局に依頼をする)児童相談所が主担当機関であるよりも市区町村が主担当機関である方が同じ組織内の調整(顔見知り同士で常時業務上の連絡調整)である強みもある(現実の業務遂行上の視点からのアプローチ・構成機関同士の関係性のアプローチ)。第四に、野田市死亡事例¹⁹の場合で考えてみると、確かに主担当は児童相談所と考えるべきとの反論もあるが、この野田市の事案においても、主担当機関が市区町村であると考え、それは法の趣旨に反するものではない。なぜならば、主担当機関の役割は一時保護が又は一時保護解除かその後の指導措置はどうするのかといった児童相談所の権限行使・ケース対応を行うことではなく、当該事案の対応状況の要対協での可視化という意味での進行管理であり、その意味で要対協に報告することを児童相談所に促し求めることといえる。進行状況が見えていない案件があればそれを拾い上げ可視化し、みんなでも議論できるようにする役割が求められているといえる。例えていうのであれば、タイムキーパー、議長、野球のコーチや監督をイメージすればわかりやすいかもしれない、そういった役割を果たす役目の者がプレイヤーとは別に必要であり、それが要対協の主担当機関の役割であると考えるのであれば、主担当機関の押し付け合い論争にピリオドが打てるのではなからうか(許容性のアプローチ・野田市事案からのアプローチ)。

以上の検討から、筆者は、主担当機関は原則として市区町村と考えるべきであり、ただし児童相談所は常に主担当機関の進行管理のバックアップ¹¹としての市区町村支援を行うとの制度設計が自治体担当者にとっても明快であり、児童相談所と市区町村との無用な紛争・混乱に終止符を打つことができる。要対協指針及びガイドラインで示すべき事柄であると考える¹²。

ウ 現行要対協指針を墨守し、主担当決めの協議を重視する見解

なお、筆者の見解と異なり、主担当機関はケースごとに協議して定めるべきであるとの見解をと

実務者会議や個別ケース検討会議において、特に事例検討等に特定の専門的知見（医療、保健、心理、法律、行政間・地域連携等）が必要な場合もあり、要対協の構成メンバーとしてスーパーバイザーとして（臨時の）外部委員を参加させる制度設計（要綱整備等）をしている自治体がある。有効な取り組みであり、ガイドラインでも制度紹介をしておくべきと考える。

2 「相談から支援に至るまでの流れ」における論点（指針3章2）

略

支援拠点＝調整機関を中心とすること、司令塔の存在と司令塔が役割を果たすことが重要である。

3 関係機関に対する協力要請「令和元年改正法による強化」

・従前から要対協が関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見開陳その他必要な協力を求めることができた旨の規定（法25条の3第1項）

→※令和元年児童福祉法等改正では、同条第2項に応答義務規定が設けられ、「…必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない」、この規定により、協力を求められた関係機関等も資料等を出しやすくなったことである。

要対協が適切な資料・情報を収集し、的確な判断をなし得るための土台が整ったといえる。今後積極的にこの規定の活用をしていくことが望まれる。その意味でも要対協指針及びガイドラインでの明示が必要である。

4 関係するネットワーク等

自治体において、子どもに関係するネットワークは数多くある¹⁴。それぞれのネットワークはそれぞれ目的を有して存在しているため、別々に開催されるのが原則となる。

略 前述したように、要対協は、法的ネットワークの枠組機能を定めたものであることからすれば、他のネットワークを要対協として一部活用することは可能である。実際に自治体によってはこうした他のネットワーク会議の一部を要対協と重疊的に行っている例がある。

5 支援の終結

終結とはどういう状態を指すのかについては、自治体でバラバラな運用状態となっている。略 この点、要対協指針では要対協による進行管理の終結判断の目安（例）を8¹⁵挙げる。しかし、この8つの事例を読んでも上記の疑問は解消しない。

筆者は、個別の組織の関与の終了と要対協の進行管理の終了とは明確に分けるべきであり、要対協として関係機関全部のかかわりが終了したときを要対協としての支援の終結であることを関係機関で共有すべきであると考える。

例えば、支援の頻度や程度を下げ、何かあったら報告を求めるという意味で「見守り依頼」という用語がよく使われる。しかし、何かあったら報告してほしいという意味での見守り依頼は、依頼側と受け手側において齟齬を生じやすい。主担当機関である市区町村の児童福祉主管課は自らの進行管理としては終了と考え台帳から消してしまっている例もあるようである。筆者は見守り依頼という用語は使用しないようにすべきであると提言している。見守りの依頼をするのであれば、その内容として、①期間、②訪問等の頻度、③どのような事実をどの頻度で要対協に報告するのか等の具体的事項を要対協全体で確認し、その見守り自体も終了したときを要対協で確認したときに要対協としてのケース管理の終結であるとのルール付けをすべきと考える。

この点、支援頻度の低い、例えば半年に1回程度の面接訪問というケースを要対協で抱えていくことは

とが起きやすい（野田市死亡事件参照）。その意味で、主担当機関は、常に自らの機関に情報集約が自動的になされるルールや手順を定めておく必要がある。例えば、①乳幼児健診の受診の有無、結果、②こんにちは赤ちゃん訪問、泣き声通告時の訪問に対する対応（拒否など）、③発育状況の記録等（以上①～③は母子主管課が把握しうる事項）、④学校等の登校状況、学校での健診結果や教室での様子や保健室利用の状況（養護教諭の見立て）、⑤DVに関する情報、⑥その他関係機関からの情報（生活保護の受給状況・訪問時の様子、ひとり親家庭の手当受給等）、また⑦随時更新される状況として、支援対象児童等と面会・訪問等接触した事実（記録）や支援対象児童等に關して新たに入手した情報等を迅速かつ随時主担当機関にフィードバックして、主担当機関が最新の見立てができるようにしておくかねばならない。略

(4) 関係機関の役割分担の確認・主たる支援機関の明示等

略

筆者は、支援機関相互の役割分担の具体、支援事項・時期・頻度・手法の確認を行うことをガイドラインに注記することの方が有用であると考える。

例えば、略

…関係性のよい機関は時とともに変わる場合もある。異動による担当者の変更もある。随時要対協の関係機関において支援状況及び支援の具体的内容を構成員全員が可視化できるようにしておくことが重要である。

(5) 効果的な会議の開催・運営のためのルール

実際の会議進行についても効率化の観点から述べる。

ア 会議開催のための事務処理の簡便化（会議開催のハードルの高さ）

イ 実際の会議の開催招集権限の問題

ウ 日時・時間設定の柔軟化

エ 会議運営の効率化

オ 関係機関の拘束時間の縮小・柔軟的運用の工夫

要対協で扱う案件の幅は広く、保健師が中心となる案件、警察が中心となる案件、どちらから一方はあまり関与がない案件等いくつかの類型がある。すべての関係機関を同じ時間拘束するのはなく、例えば午前中は乳幼児の母子保健面を中心にした案件を集めてそれにかかわりの深い関係機関が集まる、午後は高齢児の非行に関わる案件を集めてそれに関わりの深い関係機関が集まるというようなテーマによる会議設定により、関係機関の拘束時間を短くすることができる。また学校区や町会等の区割りによる要対協の工夫をしている地域もある。ケースの類型や地域を分けることで必要な機関が必要な時間確実に出席してもらい工夫ができるようになる。

上記と関連するが、拘束時間が長い自治体担当者の声や逆に1件1件に時間がかけられずじつくり検討ができないとの声があげられる。こうした課題に対しては、上述したように、要対協とは法的ネットワーク機能であるということから鑑みれば、三層構造を墨守する必要はないのである。進行管理を行う要対協や重要事例を行う事例検討要対協などいくつかのパターンを設けるなどして、かつ、必要な人選をするなどして、当該地域にとって有効な要対協のあり方を工夫していけばよいのである。

カ 専門的な会議とするために

経過した時点で移管先の市町村は新たな環境下でのアセスメントを行う等の記述を設けており、この指針等を参考に、それぞれの自治体は、要対協の運営に関する要綱等に要対協の転居の場合に行うべき内容・手続の項目を設け、要対協で共有しておくべきである。

こうした点の要対協指針及びガイドラインへの明記が必要と考える。

※【転居に関する重要な通知の確認】

①児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」、「○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」、「・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き継ぎ支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。」

②市町村子ども家庭支援指針（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「第 2 章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務」、「第 3 節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務」、「11. 転居への対応」、「(1)中「ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者との氏名やどのような内容を報告したかを記録に残すべきである。さらに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どもとのケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも 1 か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1 か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。」

③「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえた「新たな ルールのポイント」（平成 31 年 2 月 28 日）

④（札幌市死亡事例及び出水市死亡事例を受けて）令和元年 9 月 11 日付「児童虐待防止対策におけるルールの更なる徹底について」（千歳子発 911 第 1 号）

2. 援助方針に沿った児童相談所の継続的支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底

○児童相談所は、援助方針の内容を転居後の市町村と共有するとともに、児童相談所と市町村間で必要な情報を共有すること。

第4 【第4章 要対協調整機関】（法 25 条の 2 第 5 項、要対協指針第 4 章）

児童福祉法第 25 条第 4 項は、要対協を構成する関係機関等の中から要対協調整機関を指定すると定める。責任体制の明確化の趣旨に基づく。そして、どの機関を要対協調整機関とすべきかについては法文上明記されていないが、平成 28 年の法改正により、支援拠点が設置された趣旨からしても、子ど

要対協での管理の限界を超えてしまうとの声があげられる。なるべく管理すべきケースを絞り込んで集中対応を行うべきとの主張がなされる。しかし、略

これまでの主たる支援担当機関が関わりを終了した場合（例えば母子保健であったり、生活保護受給が終了等）、今後どのような支援機関にバトンタッチができるのか、一切の支援を終了して大丈夫なのか、最終提案の会議においては、必ず、最終の根拠（判断要因・エビデンス）が構成員に示され、質疑・議論等が行われた後に、関係機関間での理解・納得のプロセスが求められよう¹⁷。

そして、要対協構成機関すべての関与を完了する場合作る場合とすれば、再度要対協案件とする場合の要因、主にその判断を担う可能性が高い機関の確認（例えば学校や保育園現場等）とチェック項目等についても確認し、周知しておくべきである。

さらに、最終の具体については、要対協指針に 8 つの目安例が示されており、この目安例を参考としてつ、自治体ごとに、項目を検討し、さらなる詳細な例示事案を追加すること、こうした事例の積み上げと、その後の検証を行うことで、自治体の地域状況に応じたの存しい最終の形が出来上がっていくものと考えられる。

6 転居への対応（指針 6）【令和元年改正法による強化】

自治体の変更となる転居の場合については、従前から児童福祉法 25 条（通告）を根拠に転出先自治体の要対協にケース移管すべきことは定められていたとの解釈はなし得るのであり、そのことは指針にも定められていた。

しかし、筆者は残念ながら、実務上十分なケース移管の引継ぎがなされたとの話を聞くことはない（目黒区死亡事件、野田市死亡事件等参照）。そこで、令和元年改正児童福祉法では、改正後児童虐待防止法 4 条 6 項において、児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずる旨の法改正を行って、転居の場合に要対協での管理を引き継ぐ旨の対応を法で明示した（令和 2 年 4 月 1 日施行改正児童虐待防止法第 4 条 6 項）。

なお、この児童虐待防止法の規定は、直接的には児童相談所の管轄が変更になった場合の児童相談所間の引継ぎの徹底を明示する。しかし、そもそも「転居を繰り返す事柄である。児童相談所の管轄区域が同じであっても虐待対応の手引き¹⁸においても明示されている事柄である。児童相談所の管轄区域が同じであっても、市区町村が異なる転居の場合（出水市死亡事件¹⁹の場合）、また同じ市町村の区域内での転居²⁰であったとしても（例えば札幌死亡事例の場合は同じ札幌市内であるが区役所の管轄地域が異なる転居である。）、転居による関係者の変更が生じることには変わりなく、従前の危険度を異なる転居である等の資料・情報等を迅速かつ的確に引き継ぐことが求められる。

転居前後における転居前児童相談所と転居後市町村等関係機関の職員が①同席の上、②これまでの経緯、③これまでの調査結果・判断等の記録・資料の提示、④関わり方の良かった点悪かった点等を踏まえ、⑤詳細な記録・文書による引継ぎが必要である。移管元である引き継いだ側においては引き継いだ事項を、移管先である引き継がれた側においては引継ぎを受けた事項をそれぞれ詳細に記録し、相互に確認するとともに相互の要対協で報告すべきである。なお、⑥市町村子ども家庭支援指針では、移管先の市町村は移管後少なくとも 1 か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1 か月を

び⑦の例²³を挙げる。

この要対協指針の整理は、現在では不適切であり、記述構成を改めるべきと考える。筆者の調査²⁴によれば、要保護児童のみではなく、要保護児童か否かの判断に拘泥することなく、広く一旦登録するという自治体も少なくない。

筆者の見解は、端的に⑧の範囲で登録すべきと考える。その上で、具体的あてはめについて、どういった場合に要保護児童とし、又は要支援児童とし、又は特定妊婦として登録するのか、その構成要件要素となるべき具体的事案例についてガイドラインで示すことで自治体現場への示唆となると考える。以下検討を行う。

⑦ 要保護児童について被害やリスク等の軽重に応じて登録する自治体。また、市町村（支援拠点）の調査担当者による調査、複数職員による多角的アセスメントを経て、必要に応じて会議を経て行う自治体の例

④ 要保護児童について被害やリスク等の軽重に関係なくすべてのケースを登録する自治体の例
 ⑤ 要保護児童に関わらず、要支援児童、特定妊婦のすべてのケースを登録する自治体の例
 要対協指針の構成をみると、要保護児童における虐待通告・相談ケースを念頭に登録を行うとの記述がなされており、要支援児童や特定妊婦については形式的な登録まではいらないのかとも読める。そして、⑦又は⑧の自治体の例を参考に挙げる。

しかし、これは必ずしも要保護児童のみを登録すればよいとの前提で理解すべきではないと考える。子ども家庭支援指針（ガイドライン）と併せ読めば、子ども家庭支援指針2章3節「2 相談・通告の受付」は、「市町村（支援拠点）は要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等の相談・通告については、その受理を拒否することはできない」と記述し「相談や連絡をする者にとっては、それがどのような相談種別（虐待か否かなど）か、軽微か専門的か、情報提供か通告かを判断することは困難である」とし、「通告と考慮して対応する」べきとし、こうした考え方に基づき、受理会議、調査、支援計画との流れの中で要対協登録を促している。筆者の調査によれば、こうした考え方のもとで要対協登録を行っている自治体は決して少なくない。

この点、⑦を採用する自治体は、④や⑤の方式では要対協がパンクしてしまうと述べ、いかに要対協ケースを精査して減らして集中管理するかが重要と述べる。この見解によれば、要保護児童か否か、そして要対協ケースとして管理するか否かの見極めが重要であり、そのためのチェックシートを作成・利用し、関係機関間で共通認識を持つよう徹底するという方向性が目指されることになる。

確かに、⑦～⑧のどの方法をとるのかは、自治体の組織体制・対応能力との関係での選択となる。しかし、筆者は、上述したように、要保護児童か要支援児童か特定妊婦かの間口の段階での客観的基準を整備し、そのあてはめに労力を割くことに意味を見出さない。それは行政側の事務処理上の便宜の理屈ではない。子ども側保護者側からの視点で見れば、困った状態であるとかSOSを出している状態があるのに、行政側がその困った状態やSOSの程度の優先順位を行政の物差しで測って、それも一つの機関、一担当者の段階で、要対協にすらあげずに対応がなされないというケースがあってよいのだろうか。筆者は、間口を広く取らずに、要保護児童に当たらないと思われぬ検証を複数経験している。礼てしまったがために、その姿勢・対応が死亡事例につながったと思われぬ検証を複数経験している。札幌市による「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」²⁶では、複数の関係機関が関与していたのであ

も家庭総合支援拠点が要対協調整機関を担うことが求められているといえる。そして、要対協調整機関には調整担当者をおく（25条の2第6項）ことが必要である。では、調整担当者にはいかなる要件が定められているのか。

この点、法25条の2第6項は、「専門的知識と技術」（要対協指針において、専門性として知識、技術、態度を明記）を求め、基準に適合する研修受講義務を課している（同8項）。さらなる要件として、法文上は明記されていないが、国は通知により、常勤配置を求めている。

調整機関は、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、子育て世代包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行い（法25条の2第5項）、随時変わりうる環境・状況に応じて支援対象児童等に対する支援内容の見直しを行うよう関係機関等との調整を行うことが求められる。

筆者は、こうした関係機関間のマネジメントを担い、関係機関間の役割分担を担う立場にあることに鑑みると、調整担当者には、市区町村の組織において一定の権限と責任を担っている者を配置すべきと考える。仮に、調整機関の調整担当者が新人職員であったような場合には、庁内関係部署や外部の関係機関に対して、協働・連携・役割分担についての組織的交渉を行うことは困難だからである。その点では、係長以上の職員であることが望ましい。実際に、市区町村の組織においても要請・交渉がしやすい。②また、責任を担っている場合には、①当該自治体の庁内の関係機関に対しても要請・交渉がしやすい。②また、外部の要対協関係機関に対しては、①当該自治体の庁内の関係機関との間の役割分担の依頼や交渉も円滑に行い得る。③さらに、実際の会議の進行においても関係機関との間の役割分担の依頼や交渉も円滑に行い得る。こうした点に鑑みれば、調整担当者については、組織を動かせるポジションにある者に担わせるべきである。要対協指針及びガイドラインにおいてもこの調整担当者の権限と責任については踏み込んだ記述が必要であると考える。

第5章 【第5章 守秘義務】（要対協指針第5章）

略

なお、守秘義務の具体的あてはめにおいて、例えば、自治体によっては、上記秘密保持を重視することを徹底し、会議資料については、一切持ち帰りやコピーを禁止すること²⁷、会議ではイニシャルでの議論を行う等を徹底し、そのことが、必要なソーシャルワークの阻害要因となっているとの声があげられている。

確かに、秘密保持は徹底されなければならないが、その秘密管理の手段として、その会議に参加した者が閲覧するのみとの運用は、機調チームとして必要な情報共有とソーシャルワーク機能をよく果さないことになる。法の適用範囲やあてはめが誤っていると考える。関係機関間の情報共有との調整の上でどのような秘密保持の在り方がよいのか、秘密保持の在り方を協議し、決定していく必要がある。

ガイドラインにおいても注記が必要な項目である。

第6章 【支援対象児童等への対応上の留意事項】（要対協指針第6章）

1 支援対象児童等の要対協への登録（指針6章1）

要対協への登録についてはどのような基準を設けて管理すべきであろうか。

(1) リスクの軽重等の判断基準を採用するか

この点、要対協指針においては、要保護児童については、要保護児童についての虐待の通告・相談ケースについて、次の⑦及

めの役割分担について話し合いができるのである。その意味では、児童相談所が支援対象児童等の一時保護を行った場合でも、要対協登録を徹底すべきと考える。

このことはガイドラインに書き込み、要対協の構成機関間で共通のルールとしておくことが求められる。

3 登録案件のまとめ - 全件登録の徹底

上記で検討してきたように、要対協での登録管理については、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の全件登録の徹底をすることが有効である。

札幌死亡事件においても、母子保健主管課がケース管理して児童福祉主管課（家庭児童相談室）に繋ぐず、すなわち要対協に登録することをしなかった。そして、要保護とそれ以外を分けて対応することについては、支援対象側から見てもメリットがないばかりか、要対協構成関係機関の協働・連携のメリットが発動されない点でも問題が多い。要保護児童、要支援児童、特定妊婦の全件登録の徹底を図り、かつ、そのあてはめのためハードルを緩やかにする運営方針を定めておくことで無用な労力を削減することができる。こうした点をガイドラインで提示しておく必要がある。

4 適切な情報提供・支援の周知（指針6章4）

この項目では、調整機関が要対協構成関係機関における支援の必要性和理解が深まるような機会づくりに取り組むこと、要対協における情報提供の促進のための説明・解説を行うことが有効である旨を定めている。

5 その他支援が必要な子どもについて（指針6章5）

要対協指針6章5では2つの項目について定める。

(1) 居住実態が把握できない児童への対応

略

(2) 一時保護又は施設入所等の措置が解除された子どもへの対応（児童虐待防止法13条の2参照）

この点、措置解除後の状況としては、集中的支援が必要であり、要対協の活用による①子どもや家族からの相談、②定期的な訪問等、③家族の精神的支援等による子どもの生活環境の改善が必要であることが、要対協指針にも定められている。

しかし、筆者も検証委員として関わった野田市死亡事件では、児童相談所が一時保護解除を行い継続指導をかけたつづも、要対協への情報提供を行っていなかった。

この反省は真摯に活かしてほしいと考える。ガイドラインにおいて、上記①～③について⑦児童相談所が行うのか否かの確認、児童相談所が行えないのであれば、その協力を要対協構成機関に要請し、④一時保護の見立て・記録等を要対協に提示し、⑦要対協構成機関との間で、①～③の役割分担、⑧頻度、⑨報告の日時・方法について、決定し、関係機関間で共有すべきである。そして、随時その後の経過について報告と次の見立てと協働につなげていく必要がある。そうしたガイドラインの項目提示が求められる。

V 【総括（終わりに）】

略

要対協についての各都道府県及び市区町村のマニュアルを検討すると、かなり現実の会議運営のあり方や進行の仕方に偏ったものが多く見受けられる。

しかし、本論稿で繰り返し強調してきたように、要対協は、…すべての子どもが心身ともに健やか育

念へのあてはめが徹底であるがためと考える。こうした死亡事例を防ぐためには、②の方向性に舵をとり、かつ、その判断に際しては、迷ったら登録する、客観的な判断基準よりも本人の困り具合を基準にする（主観的不安感の重視等）等の運用基準を定めておくことが有効であると考える。

なお、札幌の事案でもそうであるが、特定妊婦については、相当数の自治体において、これまで母子保健部門のみで登録管理されていることが見受けられる。要対協登録を徹底して複数関係機関において危険度判定だけでなく様々な重層的な支援の手法（様々な行政サービスを組み合わせることができ。）についてアイデアを出し合う機会を設けることが有効である。

(2) 関係機関の判断を尊重するのあ

もう一点、上記と関連して、実際の要対協登録に関して問題となるのが、要対協調整機関＝支援拠点が単独で登録判断をするのか、関係機関の意見も聞き・協議をして登録するのか、という点である。実際に自治体の現場では論点となっている。

この点、自治体内部で組織的検討や決定を行うケース検討会議（支援方針会議、支援拠点定例会議等）と要対協個別検討会議を一体のものとして開催（子ども家庭支援指針6アセグメント(1)(6)参照）し、当初から必要な関係機関と協議の上、登録を行っている自治体がある一方で関係機関からのケース登録の申出はできないとする自治体も存在する。

要対協の意義は、他の関係機関間の情報を勘案し新たなリスクや支援の手法が明らかになっていくこととメリットがある。短期的には時間と労力はとられるとしても、中・長期的には、当該案件のみでなく様々なケース対応の見立ての共有ができてくるし、その中で判断基準が積み上げられていくことになろう。筆者は、関係機関からの申し出を受けて協議の上登録することを排除すべきではないと考える。その方向でのガイドライン提示が望ましい。

(3) 参考事例紹介

略

2 特に一時保護事案についての要対協登録の徹底

上述「第3.(2)ア担当機関を決める」でも述べたように、市区町村要対協調整機関の調査及びヒアリングを行って見ると、児童相談所ケースについては、一時保護を行った事案については、要対協に登録していない状況が多々見受けられる。これは例えば、児童相談所が一時保護した案件については、児童相談所において一時保護を継続するか、一時保護を解除するか、他の措置をかけるのかというように、児童相談所が権限と責任をもって対応すべき案件であり、児童相談所のみで完結する流れで進んでいくので、かかる情報を市区町村の要対協に情報を流すメリットはなく、報告して協議して行うべき案件ではないとの考え方があろう。

そのため、市区町村に児童相談所から当該支援対象児童等の情報は提示されず、要対協管理されないため、市区町村等地域においては、例えば、一時保護が解除され、今後市区町村が担当機関となつて地域で支援をしていくという段階になって初めてケースが顕在化するという場面が多々市区町村側から指摘される。

筆者は、一時保護段階から要対協に登録すべきと考える。一時保護段階から要対協に登録しておくことで、要対協において、これまでの経緯・子どもや家庭状況・環境・児童相談所での見立て（判定）等の情報が共有されることで、①一時保護中の家庭の支援についても児童相談所とは異なったスタンスでなしている場合があること、②一時保護の段階で解除後の地域での支援について関係機関間で事前に協働のた

ち、その持てる力を最大限に發揮することができるようにするための法的制度的設計であり、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための法的ネットワーク機能なのである。

その意味で、要対協のネットワーク機能を最大限活用するための①作りこみのマネジメントと、②運用のマネジメントの両面³⁾において、法的観点から常に再構築がなされなければならない。

略

20200318 脱稿

『自治研究』（第一法規）掲載論文一部抜粋改編

¹ 児童福祉法 25 条の 2 に定義がなされる。本論稿において、基本的な児童福祉法上の概念・制度・用語等の説明は省略する。

² 本論稿では、都道府県と市区町村の関係、児童相談所と市区町村との関係の協働・連携について論じていく。ただし、法、ガイドライン、通知等をそのまま引用する場合には市区町村との表記のままとしているが当然区（特別区）を包含する趣旨である。なお、政令市及び児童相談所設置市については別の考察が必要な論点があるが本論稿では割愛する。

³ [現行の要対協設置・運営指針の構成]

第 1 章 要保護児童対策協議会の基本的な考え方

① 要保護児童対策地域協議会の意義

③ 児童福祉法における過去の改正経過、④ 支援対象者

⑤ 児童福祉法第 10 条の 2 に規定する市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係

第 2 章 要保護児童対策地域協議会の運営方法等

① 設置主体、② 構成員、③ 設置準備、④ 公示

第 3 章 要保護児童対策地域協議会の機能

① 業務内容、② 相談から支援に至るまでの流れ、③ 関係機関に対する協力要請

④ 関係するネットワーク等、⑤ 支援の終結、⑥ 転居への対応

第 4 章 要保護児童対策調整機関

① 趣旨、② 調整機関の指定、③ 調整機関の職員、④ 調整担当者に求められる専門性

⑤ 調整機関の業務、⑥ 養育支援訪問事業等との関係

第 5 章 守秘義務

① 趣旨、② 守秘義務の適用範囲、③ 罰則

⁴ むろん、都道府県による要対協設置を否定するものではないが、市区町村に加えて都道府県の要対協設置が補完的に設置される形式はあったとしても、都道府県のみでの要対協設置ではきめ細かな個別支援は難しいといえよう。なお、要対協設置は小規模自治体においては、複数自治体での共同設置も可能である。

⁵ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における配偶者からの暴力についての DV と略して使用する。

⁶ あえて自治体名を挙げることはしないが、地域の自治体のホームページや冊子や冊子を確認してみてもいい。容易に入手可能である。筆者の指摘が理解できるであろう。

⁷ 一時保護や児童福祉司指導は行政処分という法技術概念であるということや機能設置であるといった行政法の概念整理は、法務担当職員にはしつくりいく説明であるかもしれないが、福祉現場で現実的対

応をしている職員との間では共通言語として成り立ち立って成り立ち、組織が生じていることは多々見聞する。制度設計を行うときに十分な協議が必要となろう。橋渡しのためのガイドラインやマニュアルが必要となろう。

⁸ むろんで道府県で要対協を設置している場合まで市町村を主担当機関とすることはない。その場合は都道府県児童相談所とするのが自然である。

⁹ 政令市及び児童相談所設置市・区においては児童相談所との関係は組織上は同一市・区内の問題に過ぎないことになる。

¹⁰ 前掲注 8 野田市 H P 参照

¹¹ 市町村の規模や人的体制のレベル等によりバックアップの程度は異なる。

¹² 要対協指針は、「市町村内におけるすべての虐待ケースに関して」要対協において、「絶えずケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要」との記述は、修文が必要となろう。

¹³ 筆者はこの指針作成のワーキング委員として組織の間隙に子どもが落ちることのないような議論を行い、文言上も手当てをしている。

¹⁴ 子ども・若者支援地域協議会、自立支援協議会、その他少年非行問題を扱う学校・教育委員会によるネットワークや警察によるネットワーク等がある。

¹⁵ ①虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断したとき。②支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）（※「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が 6 カ月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結する。ただし虐待の緊急度が最重度・重度ケースは、継続管理、特定妊婦及び乳幼児のケースは、最低でも 3 歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターや子どもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合には、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。）③心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引き続き終了するとき（※支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化しただけには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える。）④管轄外への転居（情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）。⑤子どもが満 18 歳に達した時点で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき。⑥養育縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が必要と判断されたとき。⑦子どもが死亡したとき。⑧その他（相談種別の変更など）。

¹⁶ 鈴木前掲「スタートアップマニュアル」21 頁。

¹⁷ この点主担当による一方的な言い切りで終わっている例の指摘がある。

¹⁸ 子ども虐待対応の手引き（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）第 2 章 虐待の発生を予防するために、2 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント、(1) リスク要因とは、② 養育環境のリスク要因において、

¹⁹ 西日本新聞 20190903 <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/540121/>。厚労省資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000552862.pdf>

²⁰ 野田市死亡事例においては、学校を転校した場合にすぎないが、この場合でも関わっている学校という関係機関が変わっており、要対協における見立ての引継ぎ等の議論がともめらる。

²¹ なお、大括りの説明をすると、法は、市町村設置の場合（6 項）と都道府県設置（7 項）の場合で規

定ぶりを変えているが、調整機関の担当者に専門的知見とともに連絡調整をして要対協を動かす力量を求めていることに変わりはない。専門的知見を習得するための研修は重要であるが、支援拠点の理解のもとに行われる必要がある。

²² 要対協構成機関としては、法25条の5は、①行政機関、②法人、③それ以外の類型を設けている。①②においては代表して会議に参加した者のみでなく機関・団体の職員全体及ぶ（児童担当部局・教育委員会といった機関単位であればその機関構成員に及ぶ。）。

²³ 要対協指針別添4にて高知市の取組を紹介する。

²⁴ 本文では掲げなかったが、年齢により低年齢児は母子保健部門で管理、一定の年齢以上になってから子ども福祉部門（家庭児童相談室含む。）で管理するという自治体もある。

²⁵ 市町村子ども家庭支援指針ガイドライン2章3節6本文、(1)、(6)参照

²⁶ <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kosodatekaigi/jidofukushi/documents/houkokusyo-r2-00.pdf>

²⁷ チェックシートを作ることの有用性は肯定しうる。しかし、要保護児童か要支援児童かの判断のために議論を行い時間が取られるという自治体担当者の声がある。また、特定妊婦の判断については保健師同士でも判断に相違が生じると述べる自治体担当者の声がある。要保護者、要支援者、特定妊婦という概念へのあてはめに時間と労力をかける意味が果たしてあるのか疑問な点としない。なお、㊦の場合であっても、リスク判断を厳格に行わずに、リスクの軽重判断を緩くすることで、間口での危険の見落としや運用の労力を減らすことはできよう。

²⁸ 鈴木前掲スタートアップマニュアル8頁

各 都道府県知事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭支援拠点。以下「支援拠点」という。)の整備に努めなければならないと規定された。当該支援拠点における運営に関する基準及び設備について、別添のとおり「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期されたく通知する。

については、各都道府県知事におかれましては、貴管内市町村長(指定都市市長及び中核市長を除き、特別区を含む。)への周知につきご配慮願いたい。

また、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備について」(平成28年12月16日付け雇児発1216 第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

1. 趣旨・目的

(1) 平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。)において、市区町村は、子どもが心

身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他のからの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

(2) また、都道府県(児童相談所)が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態がある。市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。以下同じ。)に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるため、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。

(3) 市区町村は、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子ども福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。)の設置に努めるものとする。

(4) 本設置運営要綱は、支援拠点が、福祉・医療・保健・教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)・要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

2. 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うこととなるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないよう守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定する必要がある。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報取扱いはなについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことが

できるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任及び最終的に判断を行う責任は市区町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

3. 対象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、平成28年児童福祉法改正法を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等」という。）を対象とした、「(2)要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務」について強化を図る。

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

① 実情の把握

子どもの権利を保障するためには、市区町村に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」にも留意して把握に努める。

② 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携し資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。特に、子ども自身が利用しやすいような社会資源に関する情報の提供の仕方を工夫するべきである。

一方、関係機関への個人情報提供に関しては、法律を遵守するとともに、④の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

③ 相談等への対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から

養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期（胎児期）から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

相談対応に当たっては、常に子どもの権利保障という目的を意識する必要があるため、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児・者支援施策に係る市区町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生委員・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期（胎児期）から子どもが自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項に基づく子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、法第21条の10の5第1項に基づく要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、(2)の対応を行う。

さらに、法第26条第1項第3号に基づく児童相談所からの送致や、法第26条第1項第5号及び第8号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④ 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決を図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行う。関係機関等との連携においても、常に子どもの権利が守られているかの評価を常に怠らせずに支援を継続することが求められる。

特に、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援における子ども家庭相談の流れ（全体像）としては、相談・通告を受け、事前の情報収集を基に（緊急）受理会議を行い、受理会議で検討された、当該ケースについての事実関係を整理するための

調査等を実施し、当該調査等の結果を踏まえたアセスメント（情報を分析し見解をまとめたもの）を基に、ケース検討会議（支援方針会議）による支援方針の決定、支援計画の作成を行い、支援を実行し、その後のケースの進行管理及び支援最終の判断を行うというものであり、具体的な対応は以下のとおりである。

- ① 相談・通告の受付
相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。
- ② 受理会議（緊急受理会議）
受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面的方針や主たる担当者、調査の範囲等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。
- 受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

③ 調査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と判断した子どもとその家庭及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。特に、子どもの安全に関する緊急度やリスク、支援のためのニーズなどを把握することを意識して調査を行う。

④ アセスメント

③の調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、要支援児童及び要保護児童等の場合は、特に、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握することはその後の対応に重要であり、支援計画の作成に資する総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

⑤ 支援計画の作成等

必要に応じて関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、④のアセスメントに基づき、問題に至ったプロセスを考え、それを改善するための支援目標を設定する。その際、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

また、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置き、子どもの心身の安全が脅かされている、若しくはその可能性が高くなっている時の対応を定めておく必要がある。なお、支援を有効に行うために、保護者に支援計画に関して説明しない方が良いと考えられる場合には、関係機関でその点についての合意形成を図る必要がある。

さらに、⑥の支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的（3か月に1

回程度）にケースの変化や支援目標の到達状況について、組織的に確認し、支援内容の見直しを行う。そのおおよその時期も支援計画に定めておくことが望ましい。

⑥ 支援及び指導等

ア 支援の内容

支援計画に基づき、支援は、子どもへの支援、保護者への支援、家族への支援、周囲を含めた社会への支援を行う。妊産婦の場合も、妊産婦本人への支援、家族への支援、周囲への支援を行う必要がある。支援には、電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等がある。また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所で対応している施設入所等の措置を行っている子どもへの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

イ 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するもの

市区町村（支援拠点）の子どもに関する相談・通告への対応としては、市区町村自らが中心となって対応するもの、児童相談所等にケースを送致するもの、及び都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するものの3つに大きく分かれる。その中で、平成28年児童福祉法等改正法において、市区町村を中心とした在宅支援を強化する一環として、都道府県（児童相談所）による指導措置について、委託先として市町村が追加され、法第26条第1項第2号及び法第27条第1項第2号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、在宅での支援が行き届いていない子ども、支援を適切に受け入れられない保護者又は家庭等や、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村（支援拠点）では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市区町村指導を実施する。

(ア) 市区町村（支援拠点）は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じて通所による支援等の市区町村指導（以下「市区町村による支援等」という。）を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参

考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。

(イ) 市区町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市区町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。

(ウ) 当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市区町村（支援拠点）とが十分協議を行う必要がある。また、市区町村による支援等の結果、市区町村（支援拠点）が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

⑦ 児童記録票の作成

支援の方針や見直し、あるいは子ども家庭支援員等の不在時の対応や異動の場合など、そのケースに関する記録がないと適切な対応ができないため、ケースの概要や支援過程が理解できるよう、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに児童記録票を作成し、管理・保管することが必要である。

妊婦に関する相談・通告のうち子どもが出生後に要支援児童又は要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した支援の経過を残す。

⑧ 支援の終結

市区町村（支援拠点）は、相談を終結する場合、その理由を明確にし、記録に残しておく（日時、構成員、終結理由・根拠等）とともに、児童相談所を含めた関係機関が連携して対応していたケースの場合は、終結の方針を決定する前に、担当者間で遅延なく連絡・協議するなど、情報を共有し合意形成を図ることが重要である。また、地域協議会の実務者会議を通じて、関係機関に漏れなく終結することを報告する。

(3) 関係機関との連絡調整

① 要保護児童対策地域協議会の活用

地域協議会の対象ケースに関しては、進行政管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。特に、多機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づき評価を行うことが求められる。

② 児童相談所との連携、協働

支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。

イ また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに援助又は支援を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たることが必要である。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

③ 他関係機関、地域における各種協議会等との連携

子どもの権利を守るための支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、市町村保健センター、民生委員・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター、子ども・若者支援地域協議会、（地域自立支援）協議会その他地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携の確保に努める。

(4) その他の必要な支援

① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、児童相談所は、解除前の早い段階から、支援拠点に必要な情報を提供するとともに、家庭復帰について協議することが必要である。このため、解除前に児童相談所と支援拠点並びに関係機関とで個別ケース検討会議を開催する必要がある。

また、支援拠点は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、地域協議会（進行政管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

② 子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながらず孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。

③ 不良行為に関する相談など非行相談の対応に当たっては、子どもの行動特性のアセスメントとともに、家族、学校、警察、子どもとの生活と関係のある場や機関との協働が重要である。さらに、子どもとその保護者が地域において孤立することなく支援を受けながら生活が続けられるよう、関係機関が連動できるように、市区町村は積極的に支援する必要がある。

5. 設置形態等

(1) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）

- イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）
- ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）
- ② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）
- ③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

(2) 運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法を工夫することができる。

① 要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第25条の2第5項に基づき、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

② 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））との関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるよう体制を整備（それぞれ別の機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

③ 利用者支援事業（基本型）との関係

支援拠点は、一般子育てに関する相談などにも応じ、適切な支援に有機的につないでいく役割も担っているため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるようにするには、利用者支援事業実施機関と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

④ 家庭児童相談室との関係

支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術の必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

⑤ 庁内の関係部局との関係

支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく役割も担っているため、庁内の関係部局、特に、保健担当部局（母子保健、精神保健、地域保健）、教育担当部局（生徒指導、特別支援教育）、福祉担当部局（障害児・者福祉、生活保護、生活困窮者自立支援制度、母子福祉、地域福祉、高齢者福祉）、青少年担当部局（青少年育成、若者支援）、総務担当部局（住民基本台帳、戸籍担当）とは、情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結び付けるネットワークの中核機関となることが求められる。

6. 職員配置等

(1) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

(2) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

ア 主な職務

- (ア) 実情の把握
- (イ) 相談対応
- (ウ) 総合調整
- (エ) 調査、支援及び指導等
- (オ) 他関係機関等との連携

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等（別表の1参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

② 心理担当支援員

ア 主な職務

- (ア) 心理アセスメント
- (イ) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

イ 資格等

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修め

社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる。

7. 設備・器具

(1) 設備等

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービスマシンの活用して実施することも可能である。

(2) 器具等

支援拠点には、記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。

特に、虐待相談・通告受付票、支援計画及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。

なお、廃棄する際にも、行政文書として適正な手続を経て、処分を行う。

また、業務効率化のため、コンピューター等のOA機器の設置が望ましく、虐待相談・通告受付票等の相談記録等は電子ファイルとして整理を進めていくことが求められる。

8. 留意事項

支援拠点の運営には、支援拠点を含む市区町村における子ども家庭支援の基本的考え方や求められる専門性、支援業務の具体的な内容等を網羅的にまとめた「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号本職通知)を併用して、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を支援することを目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。

9. 費用

支援拠点の運営に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとし、その内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号本職通知)等のとおりとする。

て卒業した者等

③ 虐待対応専門員

ア 主な職務

(ア) 虐待相談

(イ) 虐待が認められる家庭等への支援

(ウ) 児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等（別表の 2 参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(3) 配置人員等

5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

① 小規模型

ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上

イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 1 名（非常勤形態でも可）の常時計 3 名以上

ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 4 名以上

② 中規模型：子ども家庭支援員を常時 3 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 1 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 6 名以上

③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時 5 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 2 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 4 名（非常勤形態でも可）の常時計 11 名以上

を配置するなどを標準とする。（別紙の 1 参照）

ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の 2 参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることはないよう努める必要がある。なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）と兼務することも可能である。

(4) 人材育成

市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によっての低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したものの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者((4)に規定する者を除く。)
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者((16)に規定する者を除く。)
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員

2. 「虐待対応専門員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者((4)に規定する者を除く。)
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者((16)に規定する者を除く。)
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

(別紙)

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名	—	常時1名	常時3名
小規模C型	常時2名	—	常時2名	常時4名
中規模型	常時3名	常時1名	常時2名	常時6名
大規模型	常時5名	常時2名	常時4名	常時11名

(※) この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$○ \left[\frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} - \text{各市区町村管轄地域の児童人口} \times \frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}}}{40} \right] \times$$

530

(※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査(平成27年)の数値を、児童

虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

研究体制

【研究代表】

日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

【研究協力（アドバイザー）】

井上登生、山川玲子

【研究協力】

宮城県 鈴木優花 福島県 高橋資広 長野県 中川峻介 静岡県 鈴木淳
静岡県 伊東沙季 大阪府 西野由利子 奈良県 平野正典 和歌山県 三木佳菜子
鳥取県 西村耕一 広島県 川本出
岩手県遠野市 菊池幸枝 宮城県涌谷町 木村朱 千葉県南房総市 鈴木智
東京都大田区 小島美樹 福井県越前市 笹田和子 静岡県藤枝市 中谷波路
大阪府能勢町 藤原詩穂美 奈良県桜井市 河村佳子 岡山県倉敷市 赤木紀公子
鳥取県鳥取市 山中八寿子 大分県中津市 竹下将人

【その他協力 鈴木秀洋研究室他】

川口千香子 土橋絵理 井上玲亜 木森麻紀 金奈々子 金井啓起
文京区 二島克良 文京区 衣斐光

【編集・発行】

日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室

〒154-8513 世田谷区下馬 3-34-1 電話 03-6453-1730

2020年3月25日発行

【当該報告書（成果）の公表方法】

当該報告書（成果）については、日本大学危機管理学部のホームページに掲載して行う。